

平成16年度

# 預金保険機構年報



平成17年8月

預金保険機構

## 平成16年度年報の発刊にあたって

本年報は、平成17年4月1日にペイオフ解禁が実施されるまで及びその後の若干の期間における預金保険機構の業務の状況について平成16年度を中心に紹介しています。

その主な活動状況を概観してみますと、当機構は、ペイオフ解禁の実施に向けた環境整備に万全を期すため、金融機関に対しては、名寄せのための預金者データ及びシステムの整備状況について、実際のデータ等の提出を受けて検証作業を進めたほか、金融機関に職員を派遣して立入検査等を実施しました。他方、預金者に対しては、ペイオフ解禁の実施に伴う預金保険制度の変更点等をパンフレットの発行や講演会等を通じて積極的に広報致しました。



金融機関の破綻処理という面では、平成16年度は新たな破綻及びこれに伴う資金援助は発生せず、過去の破綻事案の処理を一層促進させました。子会社である整理回収機構を通じて、これまで破綻金融機関等から買い取った不良債権等の回収を進める中、企業再生や債権の流動化・証券化等の手法も積極的に活用しました。この過程で、債務者の隠匿財産の発見に向けた財産調査や破綻金融機関の経営者等に対する民事責任追及等も進めました。

金融機関等に対する資本増強業務においては、平成16年8月に新たな資本増強制度として金融機能強化法が施行される一方、これまで早期健全化法等によって注入された資本の返済が進みました。

国際協力の分野では、アジア諸国に対する預金保険制度導入にかかる技術協力や、オープンハウスの開催等を通じた国際交流を実施したほか、調査研究の分野においても「預金保険研究」を発刊し、機構の進める調査研究の成果を発表しました。

財務面では一般勘定の累積欠損金は減少したものの、依然として厳しい状況にあり、平成16年7月には組織改革を行い、財務部を設置して財務運営の更なる強化を図っています。

このように、フロー面では、平時の定額保護の普通の保険事故対応に軸足を置いた体制整備を図るとともに、ストック面では、保有資産・債権債務・責任解明案件等の適切・効率的な処理に努めてきたところです。今後とも、万が一の危機対応の心構えを忘れることなく、平時に軸足をおき且つ正常な平時を実現するために真に必要な、組織の在り方、組織力の涵養、組織の合理化に努めて参りたいと思います。

本年報を是非ご覧いただき、当機構の業務運営につきましてご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、発刊のご挨拶といたします。

理事長 永田 俊一

# 目 次

## ．平成 16 年度の業務概況

業務概要（はじめに）	1
（ 1 ）ペイオフ解禁の実施に向けての対応	1
（ 2 ）過去の破綻事案の適切かつ着実な処理	3
（ 3 ）資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り業務 の適切な実施	3
（ 4 ）財産調査、責任追及	4
（ 5 ）財務面での対応	4
（ 6 ）過去の経験を踏まえ将来へつなげる取組み （国際協力・調査研究）	4
1．ペイオフ解禁の実施に向けての対応	6
（ 1 ）名寄せデータ及びシステムの整備促進	6
（ 2 ）立入検査	7
（ 3 ）ペイオフ解禁の実施の周知	8
（ 4 ）定額保護下における破綻処理方式	12
2．過去の破綻事案の適切かつ着実な処理	13
（ 1 ）破綻金融機関から取得した資産の管理・回収	13
（ 2 ）特別公的管理銀行関連業務への対応	18
（ 3 ）特別危機管理銀行関連業務への対応	19
3．資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り業務 の適切な実施	19
（ 1 ）資本増強により引き受けた株式等の管理と処分	19
（ 2 ）健全金融機関等からの資産買取り及び管理・処分	22
4．財産調査、責任追及	24
（ 1 ）財産調査	24
（ 2 ）刑事責任の追及	25
（ 3 ）民事責任の追及	26
5．財務面での対応	27

( 1 ) 財務状況	27
( 2 ) 資金調達	29
( 3 ) 預金保険料率の設定	31
6 . 過去の経験を踏まえ将来へつなげる取組み	32
( 1 ) 国際協力への取組み	32
( 2 ) 調査研究活動の強化	36

## ・各勘定別の財務状況

1 . 一般勘定	38
2 . 危機対応勘定	38
3 . 金融再生勘定	39
4 . 早期健全化勘定	39
5 . 住専勘定	40
6 . 経営基盤強化勘定	41
7 . 産業再生勘定	41
8 . 金融機能強化勘定	41

## ・組織の概要

1 . 設立、役割	42
( 1 ) 設立	42
( 2 ) 役割	42
2 . 運営委員会	43
3 . 責任解明委員会	43
4 . 買取価格審査会	44
5 . 処分価格審査会	45
6 . 業績評価委員会	45
7 . 各部の業務	46
( 1 ) 総務部	46
( 2 ) 財務部	46
( 3 ) 金融再生部	46
( 4 ) 預金保険部	46
( 5 ) 特別業務部	47

( 6 ) 検査部	47
( 7 ) 大阪業務部	47
8 . 組織改正	47
9 . 整理回収機構	48
10 . 第二日本承継銀行	49
11 . 産業再生機構	49

## ・資料編

1 . 預金保険制度	51
( 1 ) 預金保険制度の概要	51
( 2 ) 預金保険制度の拡充・整備経過	59
( 3 ) 協定銀行、特定協定銀行及び債権処理会社に関する特例措置の 拡充・整備経過	61
( 4 ) 定額保護下における破綻処理スキーム	63
( 5 ) 資金援助スキーム	64
( 6 ) 金融機能強化法に基づく金融機関の資本増強スキーム	65
( 7 ) 責任追及体制	68
( 8 ) 回収業務等に係る預金保険機構と整理回収機構の関係	69
2 . 業務実績	70
( 1 ) 主な出来事（平成16年度中）	70
( 2 ) 運営委員会の開催状況（平成16年度中）	71
( 3 ) 資金援助等の実績	72
( 4 ) 金融機関の資本増強	85
( 第1表 ) 旧安定化法に基づく資本増強実績一覧	85
( 第2表 ) 早期健全化法に基づく資本増強実績一覧	87
( 第3表 ) 組織再編法に基づく資本増強実績一覧	89
( 第4表 ) 預保法（危機対応）に基づく資本増強実績一覧	89
( 5 ) 金融再生法第53条に基づく資産買取り実績等	90
( 6 ) 告訴・告発状況	91
( 7 ) 民事責任追及状況（提訴分）	93
( 8 ) 整理回収機構の回収実績	94
( 9 ) 整理回収機構における企業再生案件の状況	95

(10) 立入検査の実施状況	96
(11) 資金調達の概要(平成17年度)	103
(第1表) 各勘定別資金調達の概要	103
(第2表) 各年度末における資金調達残高	104
3. 財務状況	
貸借対照表及び損益計算書	105
(1) 一般勘定	105
(2) 危機対応勘定	107
(3) 金融再生勘定	108
(4) 早期健全化勘定	110
(5) 住専勘定	111
(6) 経営基盤強化勘定	112
(7) 産業再生勘定	113
(8) 金融機能強化勘定	114
4. 統計資料	115
(第1表) 年度別収支状況	115
(第2表) 被保険預金残高と責任準備金の推移	116
(第3表) 業態別被保険預金残高の推移	117
(第4表) 預金保険対象金融機関数の推移	119
5. 組織、機構	120
(1) 運営委員会委員、役員等一覧	120
(2) 役職員別定員の推移	121
(3) 組織図(平成17年7月1日現在)	122
(付1) 預金保険機構オープンハウスのプログラム及び参加者	123
(付2) 国際預金保険協会(IADI)参加機関一覧	125
(付3) 海外調査団等、参加国際会議・訪問関係機関、海外技術支援	127
(付4) 主要国の預金保険制度	129
(付5) 経済・金融動向	130

## 全体注

年報内での略語は以下のとおり

### 〔法律名〕

預金保険法	.....	預保法
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律	.....	旧安定化法
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律	.....	金融再生法
金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律	.....	早期健全化法
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法	.....	住専法
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法	.....	組織再編法
金融機能の強化のための特別措置に関する法律	.....	金融機能強化法
金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	.....	更生特例法
株式会社産業再生機構法	.....	産業再生機構法

### 〔勘定名〕

金融機能早期健全化勘定	.....	早期健全化勘定
特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定	.....	住専勘定
金融機関等経営基盤強化勘定	.....	経営基盤強化勘定

### 〔組織名〕

預金保険機構	.....	機構
株式会社整理回収機構	.....	整理回収機構
株式会社住宅金融債権管理機構	.....	住管機構
株式会社整理回収銀行	.....	整理回収銀行
株式会社産業再生機構	.....	産業再生機構
住専法で規定されている特定住宅金融専門会社（7社）	.....	旧住専7社

# I. 平成16年度の業務概況

## 業務概要

### (はじめに)

平成16年度中の日本経済は、企業収益が改善するとともに設備投資も増加するなど回復の動きを見せ、金融面においても量的緩和政策の下、短期金利・長期金利ともに低位基調を保つ中、新たな金融機関の破綻の発生はなく、不良債権比率も全般的に減少した。我が国金融界の現状は、これまでの安定化に向けた様々な取組みが進展し、緊急対応から脱却して将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）に転換しつつある。

本年報は、こうした経済・金融の動きを背景として、平成17年4月のペイオフ解禁の実施にいたるまで及びその後の若干の期間における預金保険機構の業務の状況について16年度を中心に紹介している。なお、本項（業務概要）は本年報の要旨（ポイント）である。

### (1) ペイオフ解禁の実施に向けての対応

#### ①名寄せデータ及びシステムの整備促進

ペイオフ解禁後、定額保護を行う前提として、1預金者の複数口座を合算し保護される預金額を算定するいわゆる「名寄せ」を迅速に行うことが重要となる。

このため、預保法では、金融機関に対して、破綻時に機構へ名寄せデータを磁気テープにより遅滞なく提出すること、そのためのデータ及びシステムの整備を平時から行っておくこと、さらに、破綻時における決済用預金の円滑な払戻しを確保するため、機構から還元される名寄せ結果を自らの業務システムに速やかに反映するためのシステム対応を図っておくことが義務付けられている。

これにあわせて、機構においても平成15年10月以降、機構のシステムを用いて名寄せデータの検証を行ってきており、17年3月までに対象金融機関全先の検証は一巡している。現在、機構では、デー

タ精度の維持・向上に万全を期すために引き続き検証を実施している。

## ②立入検査

ペイオフ解禁に向けた環境整備に万全を期すため、平成13年8月から、預保法に基づき、名寄せデータ及びシステムの整備状況等について、金融庁及び機構が連携して金融機関に対する立入検査を実施し、17年3月までに対象となる全ての金融機関に対する検査は一巡している。

なお、平成16検査事務年度（検査事務年度は7月から翌年6月まで）に機構が検査を実施した金融機関数は、113先であり、この結果、13年8月以降、機構が検査を実施した金融機関数は累計で318先（17年6月30日現在）となっている。

また、機構が実施した立入検査後のフォローアップについては、機構は、金融庁及び財務局等が行うヒアリングに同席し、確実な改善が図られるよう助言等を行っている。

## ③ペイオフ解禁の実施の周知

預金保険制度が預金者をはじめ広く国民に正しく理解されることが重要であるとの認識の下、従来から広報活動を行ってきたが、特に平成16年度においては、17年4月1日からのペイオフ解禁の実施に向けパンフレット等の発行等による積極的な広報活動を実施した。

## ④定額保護下における破綻処理方式

定額保護下においても、全額保護下と同様、資金援助方式の選択を優先することになるが、付保預金以外の預金や一般債権については、破綻金融機関の財産の状況に応じて弁済がなされることから預金者や一般債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、金融機関の業務に制約を課して財産を保全することが必要になる。そのため、定額保護下の破綻処理の特徴は、銀行法等金融庁所管法令とともに裁判所の監督下に置かれる倒産法制を活用することになる。

機構では、かかる定額保護下での破綻処理スキームの検討を行い、

機構が金融整理管財人に選任された場合を想定して破綻処理の事務手続を準備している。

## **(2) 過去の破綻事案の適切かつ着実な処理**

機構は、金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、これまで180件の資金援助（金銭贈与1兆6,156億円、資産買取り6兆3,663億円ほか）を実施し、買い取った資産については6兆3,070億円が回収されている（平成17年3月末）。回収業務の大宗は、子会社である整理回収機構に委託されているが、そうした業務の遂行を支援するため、機構は、財産調査権を活用した隠匿財産の発見による回収業務の実施に必要な指導及び助言等を行っている。整理回収機構では、買取資産の回収に取り組む過程において、従来型の債権回収に加え、企業再生の手法を用いた回収や債権の流動化・証券化を活用するなど、回収手法の多様化を図ってきており、企業再生本部を設置した13年11月以降、16年度末までに347件の企業再生を実施したほか、16年度末までに個別売却、一括売却及び証券化を併せて元本総額3兆6,241億円の債権の流動化・証券化を行っている。

特別公的管理銀行（旧長銀、旧日債銀）については、機構は、上記資産買取りのほか、平成16年度末までに株式売買契約書の瑕疵担保条項に基づき、新生、あおぞら両行から1兆2,214億円の債権を引き取っているほか、同契約に基づき特別公的管理銀行が保有していた株式2兆9,394億円を買い取っている。

また、特別危機管理銀行である足利銀行から預保法第129条に基づき615億円の資産買取りを実施している（平成16年8月：51億円、17年3月：564億円）。

## **(3) 資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り業務の適切な実施**

### **① 資本増強関連業務**

金融機関等に対する資本増強については、旧安定化法及び早期健全化法に基づき、平成14年度末までに累計で10.4兆円の優先株式

等の引受け等を行っているが、返済等を控除した残高は17年3月末現在で6.9兆円である。このほか、15年度においては、預保法102条に基づき1.9兆円、組織再編法に基づき60億円の資本増強が実施された。また、16年8月に、新たな資本増強制度として金融機能強化法が施行された。

## ②健全金融機関等からの資産買取り業務

金融再生法に基づく健全金融機関等からの資産買取りについては、平成16年度には、60の金融機関等から元本金額1,767億円の買取りを行った。

## (4) 財産調査、責任追及

平成16年度における債務者の隠匿財産の発見に向けた財産調査は、282件の調査を実施し、約394億円の隠匿財産を確認した。また、破綻金融機関の経営者等に対する民事責任追及については、同年度において、4件9名（請求金額合計5.7億円）を提訴した。

## (5) 財務面での対応

機構は平成16年度においては、一般勘定、危機対応勘定、金融再生勘定、早期健全化勘定、住専勘定、経営基盤強化勘定、産業再生勘定及び金融機能強化勘定の8勘定により業務を経理した。このうち一般勘定は、5,167億円の当期利益を計上した結果、累積欠損金は15年度末の3兆4,938億円から16年度末には2兆9,770億円に減少した。

## (6) 過去の経験を踏まえ将来へつなげる取組み

### ①国際協力への取組み

機構は、平成16年7月に我が国財務省の要請によりジャカルタにおいて、また、同年12月には中国人民銀行の要請に基づき北京において、それぞれ預金保険に関するワークショップを開催した。また、17年3月には、東京において、海外の23の預金保険関係機関より

45名を招きオープンハウスを開催した。

## ②調査研究活動の強化

平成16年度には調査室を新設し調査研究業務を強化実施するとともに、機構の進める調査研究の成果を公表するものとして15年度に創刊した調査研究誌「預金保険研究」を、16年度も引き続き発刊した。

## 1. ペイオフ解禁の実施に向けての対応

### (1) 名寄せデータ及びシステムの整備促進

預保法では、金融機関に対して、破綻時に機構へ名寄せのための預金者等データ（以下「名寄せデータ」という。）を磁気テープにより遅滞なく提出すること、そのためのデータ及びシステムの整備を平時から行っておくことが義務付けられている（同法第55条の2）。さらに、破綻時における決済用預金の円滑な払戻しを確保するため、機構から還元される名寄せ結果を自らの業務システムに速やかに反映するためのシステム対応が義務付けられている（同法第58条の3）。

金融機関において整備している名寄せデータ及びシステムについて、平成16年度は、いったん整備された名寄せデータ等に対して、その後の新規預金の受入れや預金業務システムの変更等に伴う維持管理が適切に行われているかなど、名寄せデータ精度等の確認を行うため、機構としては以下のような対応を行った。

#### ① 預保法第37条に基づく名寄せデータのシステム検証

機構では、円滑な名寄せ処理を確実なものとするため、平成15年10月以降、預保法第37条に基づき金融機関から順次名寄せデータの提出を求め、機構指定フォーマットに沿って作成されているか等を機構のシステムにより検証しており、17年3月までに対象金融機関全先の検証は一巡している。なお、名寄せデータのシステム検証については、名寄せに係る万全な対応を維持する観点から、17年度も継続している。

#### ② 研修・助言

名寄せデータ及びシステムの整備を促進するために、金融機関への研修・助言を実践する部署として平成16年7月に研修課を設置し、協会等主催の集合研修への講師派遣や個別金融機関からの研修・助言要請に対し積極的に対応している（16年度に、集合研修を16件、個別金融機関への研修・助言を91件実施）。

### ③整備に係る留意点等

機構では、機構の立入検査や名寄せデータのシステム検証で判明した問題点等を踏まえ、名寄せデータ及びシステムの整備促進の観点から、整備に関する留意点を金融機関に対し通知・連絡している。例えば、「データ整備不可能預金者」の整理の仕方に係る一つの目途や、「データ整備における誤りやすい事例等（団体預金関係）」について、金融機関に対し文書を送付している。

## （２）立入検査

### ①立入検査

預保法では、同法の円滑な実施を確保するために、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）が必要であると認めるときは、機構に金融機関に対する立入検査を行わせることができると規定している。

機構が行う検査については、同法第137条第6項に規定されており、①保険料の納付が適正に行われていること（第1号）、②金融機関に義務付けられている名寄せデータ及びシステムの整備が講ぜられていること（第2号）、及び③金融機関が破綻したときの預金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額（第3号）の3項目を検査対象としている。なお、検査に対する忌避等については、罰則（同法第143条第2項）が設けられている。

機構においては、平成13年8月から名寄せ等検査（第2号検査）を実施してきているが、名寄せデータの精度の維持・向上を図るため、金融庁等と連携して引き続き厳正に検査を実施することとしている。

また、名寄せ等検査に加え、平成15年1月からは保険料検査（第1号検査）を実施しており、安定した預金保険制度の運営のために必要不可欠な保険料の適正な納付を確保し、もって納付者たる金融機関の間の公平性が維持されるよう努めることとしている。更に概算払率算定のための検査（第3号検査）については、金融機関が破綻した際に概算払を適切に行うことができるよう必要な態勢整備を図ることとしている。

機構は、これら検査実施内容の拡充に伴い、平成15年7月に検査

部を設置する等、厳正で実効性のある検査を的確に実施するための態勢整備を図ってきている。

なお、平成16検査事務年度(検査事務年度は7月から翌年6月まで)において機構が検査を実施した金融機関数は113先であり、この結果、13年8月以降、機構が検査を実施した金融機関数は、累計で318先(17年6月30日現在)となっている。〔P96:IV.2.(10)「立入検査の実施状況」参照〕

## ②立入検査後のフォローアップ

機構が実施した検査の指摘事項については、金融庁又は財務局等が金融機関に対し銀行法第24条等及び預保法第136条に基づき改善状況の報告を求め、ヒアリングを実施しているが、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(平成16年5月金融庁)に基づき、機構としてもこれに同席して、改善が確実なものとなるよう助言等を行っている。

## (3) ペイオフ解禁の実施の周知

機構は、預金保険制度の内容が預金者をはじめとして広く国民に正しく理解されることが重要であるとの認識の下、従来から広報活動に力を注いできているが、特に平成16年度においては、17年4月1日からのペイオフ解禁の実施に向けて、ペイオフ解禁の意義、保護される預金等に関する制度の周知徹底に努めるなど、金融庁、日本銀行等と連携を取りつつ、積極的な広報活動を実施した。

その活動の概要は以下の通りである。

### ①パンフレット等の発行

機構では、預金保険制度を解説したパンフレットを独自に作成、発行しているが、平成17年4月1日からのペイオフ解禁の実施にあわせ、所要の改訂を行ったパンフレット「平成17年4月以降の預金保険制度の解説(制度概要及びQ&A)」を作成発行し、金融機関、マスコミ等関係先へ配布したほか、ホームページにも掲載して預金保険制

度の仕組み、機能等についての周知を図った。

なお、金融庁が作成したポスター・リーフレット及び金融広報中央委員会が作成したリーフレットについてもそれぞれ制作協力を行った。

また、ペイオフ解禁の実施に伴う預金保険制度の変更点、意義等を視覚的に理解できるように、制度の解説ビデオテープを金融広報中央委員会の協力を得て作成し、主に金融機関へ配布した。

## ② 講演会への講師派遣等

全国22か所で開催された金融広報中央委員会主催の「全国キャラバン金融講座」を後援するとともに、ペイオフ解禁関連講座全18か所のうち8か所で理事長をはじめとする役員、部長が講演を行い、ペイオフ解禁の意義、預金等の保護の範囲の変更点などについて一般市民への周知に努めた。

また、理事長が各種団体主催の講演会にてペイオフ解禁についての講演を行ったほか、金融機関や各協会等が主催する研修会等へ職員を講師として派遣し、ペイオフ解禁に関連した預金保険制度の説明等を行った。

## ③ 専門誌等への寄稿等

ペイオフ解禁の実施に向け、金融専門誌や地方公共団体の情報誌等に対し、ペイオフ解禁の意義、保護される預金等に関する制度の説明や名寄せデータ及びシステムの整備等実務面での解説等について役職員が寄稿し、預金保険制度の周知に努めた。

また、新聞社、テレビ局等マスコミ各社に対しても積極的に取材協力、情報提供を行い、マスメディアを通じたペイオフ解禁の実施の周知にも注力した。

## ④ 電話照会による制度説明への対応

機構では、預金保険制度を正確に理解していただくため、専用電話による預金保険制度に関する一般照会窓口を設置し、預金者をはじめとして広く国民からの質問、照会に対応している。

平成16年度の照会総件数は8,201件で、ペイオフ解禁の実施を控え、新聞、テレビ等のペイオフ関連報道の増加の影響等もあり、前年度比約172%と大幅に増加した。〔(参考1) 参照〕

一方、平成14年4月のペイオフ一部解禁を控えた13年度との比較では、16年度は金融機関の新規破綻がなかったこと、「金融再生プログラム」に基づく主要行の不良債権比率の半減目標も着実に進展するなど金融環境が好転したことなどを受け、16年度の照会総件数は13年度の4割弱にとどまった。

なお、平成16年度の照会内容としては、ペイオフ解禁の実施以降も全額保護される決済用預金を中心に、保護の対象となる金融商品に関するものが照会事項総件数の20%超を占めたほか、保険金支払限度額に関するものが約15%、また、高金利の預金を取り扱う個別金融機関などについて預金保険の対象金融機関に該当するかどうかなどを確認する照会が約13%と目立った。〔(参考2) 参照〕

**(参考1) 一般照会件数の状況 (件数)**

年度	12	13	14	15	16
総数	5,769	22,268	9,815	4,772	8,201
個人	3,360	12,267	6,590	2,960	5,167
法人	2,409	10,001	3,225	1,812	3,034

(参考2) 平成16年度内容別照会件数の状況

区 分	件 数	構成比 (%)
1. 制度概要照会	851	5.4
制度全般	507	3.2
機構組織	174	1.1
責任準備金・保険料率	170	1.1
2. 保険金支払・買取り	11,785	75.1
対象金融機関	2,053	13.1
対象金融商品	3,287	20.9
対象預金者	1,055	6.7
保険金支払限度額	2,367	15.1
買取制度・概算払	212	1.4
利息	354	2.3
名寄せ	1,196	7.6
決済機能	638	4.1
払戻時期	361	2.3
保険金支払請求手続き等	111	0.7
仮払金	151	1.0
3. 資金援助	93	0.6
4. 預金借入金相殺	692	4.4
5. 資料要求・その他	2,271	14.5
資料要求・ホームページ	605	3.9
その他	1,666	10.6
事 項 別 合 計	15,692 <sup>(注1)</sup>	100.0 <sup>(注2)</sup>

(注1) 照会1件に対して複数の照会事項に該当する場合がありますので、事項別合計は、(参考1)の一般照会総数と一致しない。

(注2) 各項目の構成比の割合は四捨五入しているため、構成比の合計は一致しない。

#### **(4) 定額保護下における破綻処理方式**

破綻処理の方法には、保険金をそれぞれの預金者等（以下「預金者」という。）に直接支払う方式（保険金支払方式）と、救済金融機関に破綻した金融機関の営業（事業）の全部又は一部を移管し資金援助を行う方式（資金援助方式）がある。平成11年12月の金融審議会答申では、「金融機関が破綻した場合には、破綻処理に要するコストがより小さいと見込まれる処理方法を選択するとともに、破綻に伴う混乱を最小限にとどめることが重要であり、金融機関の破綻処理方法としては、資金援助方式の選択を優先し、保険金支払方式の発動は出来るだけ回避すべきである」との方針が示された。

定期預金等について定額保護に移行した平成14年度以降、（金融危機対応措置により結果として預金等が全額保護されたケースを除き）金融機関の破綻は発生していない。定額保護下においても、全額保護下同様、資金援助方式の選択を優先することになるが、金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等（以下「付保預金」という。）以外の預金や一般債権については、破綻金融機関の財産の状況に応じて弁済がなされることから、預金者や一般債権者の平等を保ち、財産の流出を防ぐために、金融機関業務に制約を課して財産を保全することが必要になる。そのため、定額保護下の破綻処理は、裁判所の監督下に置かれる倒産法制を活用することになる。

機構では、かかる定額保護下での破綻処理スキーム及び金融整理管財人業務について、以下の方向で検討を行い、事務手続を準備している。  
〔P63：IV. 1. (4)「定額保護下における破綻処理スキーム」参照〕

#### **○想定される金融整理管財人業務**

内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）は、金融機関に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を行った場合、機構を金融整理管財人に選任することができる。機構が金融整理管財人に選任された場合、次のような事務手続で破綻処理が行われる。

1) 従来、金融機関の破綻は、週末に発生している事例が多いことから、

週末の金曜日に破綻が発生するケースを想定。破綻発生と同時に、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）より、管理を命ずる処分が発動され、金融整理管財人として機構が選任される

2) 破綻直後、破綻金融機関は承継銀行（P 49：Ⅲ. 10. 「第二日本承継銀行」参照）との間で「6か月後を目処に付保預金、決済業務及び健全な貸出資産等を承継銀行へ移転すること」を主たる内容とする営業譲渡に関する基本合意を締結。承継銀行は、暫定的な受皿金融機関であり、6か月後を目処に営業譲受後、最終受皿金融機関へ再承継することを想定している

3) 破綻金融機関は、民事再生手続開始を申し立てる

4) 土曜日から日曜日に、月曜日の営業再開に向けて準備

- ・ 外部チャネル<sup>(注)</sup>の一斉閉塞、名寄せによる付保預金確定作業、付保預金の払戻し準備、決済債務の対象から除かれる取引の抽出、預金者申出による相殺等の新たな業務への準備

- ・ 破綻金融機関職員に対する今後の業務体制等の習熟

5) 月曜日に付保預金払戻しや決済業務、融資業務を再開。店頭混乱防止を図る

6) 貸出資産等の資産切り分け作業を実施

7) 6か月後を目処に付保預金や健全な貸出資産等を承継銀行に譲渡し、不良債権はサービサー等への売却や整理回収機構への買取委託により処分

8) 約1年後に、破綻金融機関の残余財産は再生計画に基づき弁済される。

(注)外部チャネルとは、破綻金融機関のCD・ATMや、提携ATM、インターネットバンキング等、破綻金融機関のシステムに接続する回線をいう。

## 2. 過去の破綻事案の適切かつ着実な処理

### (1) 破綻金融機関から取得した資産の管理・回収

#### ① 譲受資産の回収実績

機構は、金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、これまで180件の資金援助を実施しており（金銭贈与18兆6,156億円、資産

買取り 6 兆 3, 6 6 3 億円、資金貸付け 8 0 億円、債務引受け 4 0 億円)、このうち破綻金融機関から買い取った資産については、債権回収や資産の売却等により 6 兆 3, 0 7 0 億円が回収されている(平成 1 7 年 3 月末)。なお、実際に業務(資産買取り、管理及び処分)を実施するに当たっては、業務の大宗を機構の子会社である整理回収機構に委託している。

**○ 破綻金融機関等からの資産買取り(平成 17 年 3 月末)**

(単位: 億円)

区 分	買 取 額	回収等累計額
破綻金融機関からの資産買取り (預保法第 64 条)	5 1, 8 6 5	4 7, 1 6 1
特別公的管理銀行(旧長銀、旧日債銀)からの資産買取り (金融再生法第 72 条)	1 1, 7 9 8	1 5, 9 0 9
合 計	6 3, 6 6 3	6 3, 0 7 0

(注)上記資金援助としての資産買取りのほか、機構は預金保険法第 129 条に基づく特別危機管理銀行からの資産買取り、金融再生法第 53 条に基づく健全金融機関等からの資産買取り等を行っており、同様に管理・処分に係る業務等を整理回収機構に委託している。

また、機構は、整理回収機構における機構から委託を受けて買い取った資産や破綻した旧住専 7 社から譲り受けた資産の管理及び回収に係る業務を支援するため、預保法、金融再生法、住専法等に基づき、業務遂行に必要な指導及び助言等を行っている。

その内容は、譲受債権等の回収、民事手続、不動産取引等に関する一般的な法令・実務に関するもののほか、機構に付与された財産調査権を活用した隠匿財産の発見による回収、破綻した金融機関の経営者等関係者に対する民事・刑事上の責任追及等に係るものを含む広範囲なものとなっている。

さらに整理回収機構では、従来型の債権回収に加え、企業再生の手法を用いた回収や債権の流動化・証券化を活用するなど、回収手法の多様化を図り、回収の極大化に努めている。

## ②整理回収機構における回収への取組み

### 1) 整理回収機構の回収実績

平成16年度の債権回収額は、全体で8,233億円、うち住管機構分が1,177億円、整理回収銀行分のうち破綻金融機関からの譲受け分（阪和銀行債権の回収受託分を含む。）が5,422億円、健全金融機関等からの買取り分が1,635億円となっている。〔P94：IV.2.（8）「整理回収機構の回収実績」参照〕

### 2) 企業再生について

#### イ. 企業再生業務の推進

整理回収機構は、平成13年6月26日に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（「骨太の方針」）と金融再生法の改正を踏まえ、同年11月に、社長を本部長とする「企業再生本部」と当該業務を担当する企業再生部を設置し、14年1月には、再生の可否について専門的かつ客観的に判定するため、本部長の諮問機関として「企業再生検討委員会」を設置するなど、企業再生に取り組む組織体制を整備し、以後政府で決定された諸々の政策等<sup>（注）</sup>に基づき、その機能の強化、組織の充実を図ってきたところである。

また、近年においては、「地域における『企業再生』研究会」を定期的で開催し、整理回収機構の企業再生の実績と経験を踏まえ、地域金融機関との連携による地域経済の活性化のための検討が行われている。

さらに、平成16年12月に金融庁から公表された「金融改革プログラム」において、「中小企業の集中的再生に向けた整理回収機構の再生機能の見直し及び保有債権の流動化の促進」等が示されたことから、整理回収機構では、民間の企業再生ビジネスが伸長してきている現状にかんがみ、公的機関として、今後中小企業等の集中的再生を効率的に実施する観点から、企業再生業務に取り組むこととしている。

（注）「金融再生法の改正」（13年12月）、「早急に取り組むべきデフレ対応策」（14

年 2 月)、「改革加速のための総合対応策」・「金融再生プログラム」(14 年 10 月)、  
「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(15  
年 3 月)、「金融改革プログラム」(16 年 12 月)

## ロ. 企業再生実績等

企業再生本部が設置された平成 13 年 1 1 月以降、本年 3 月末ま  
でに、再生計画の策定過程において整理回収機構が関与したものが  
347 件(私的再生 247 件、法的再生 63 件、信託・ファンド  
37 件)、再生候補案件が 122 件となっている。〔P95:IV. 2.  
(9)「整理回収機構における企業再生案件の状況」参照〕

### 3) 信託業務について

整理回収機構は、平成 13 年 8 月 31 日に信託兼営の認可を受け、  
「信託業務部」を設置し、信託方式による不良債権の引受けを行うほ  
か、信託機能を活用した不良債権の証券化や民間資金を用いた企業再  
生ファンドの組成に取り組んでおり、16 年度末までに元本総額 2 兆  
73 億円の債権(整理回収機構抛出分を含む。)を受託し、金融機関の  
不良債権の円滑な処理の促進に寄与している。

### 4) 債権の流動化・証券化について

平成 14 年 10 月の「金融再生プログラム」において、「① 整理回  
収機構が購入した債権に関し、回収・売却を加速するとともに企業再生  
ファンドなどへの橋渡しを果たすことにより回収の極大化を図る。短  
期間で回収できない案件については、原則として売却する方向で早急  
に検討する。② 整理回収機構が保有する貸出債権を対象ポートフォリ  
オとした証券化の機能を強化し、資産担保証券の売却を進める努力を  
継続する。」こととされた。これを受けて、同年 12 月に機構と整理回  
収機構において「保有債権の流動化・証券化についての基本的な考え  
方」を取りまとめ、経済合理性の観点から整理回収機構が自ら回収に  
努めるよりも有利と判断される場合には、より一層積極的に流動化・  
証券化の検討を行っていくこととしたところである。

上記の方針に従い、整理回収機構は、平成 14 年度末から入札によ

り複数債権を一括売却する手法（バルクセール）を採り入れ、16年度には、対象債務者数1万684先、元本総額1兆3,227億円（累計1兆9,483億円）の一括売却を実施した。そのほか、153件、元本総額3,274億円（累計1兆1,364億円）の個別売却、及び信託機能を用いた証券化（整理回収機構の不良債権と金融機関の不良債権を併せて証券化する「RCCトラストシリーズ」）により、元本総額564億円（累計5,394億円）の保有債権を流動化した。

この結果、平成16年度末までに、個別売却、一括売却及び証券化を併せて、元本総額3兆6,241億円（旧阪和銀行債権の回収受託分及び金融再生法53条買取り分を含む。）の債権の流動化・証券化を実施した。

#### ○ 債権流動化の実績（債権元本額）

（単位：億円）

年度(平成)	11	12	13	14	15	16	累 計
個別売却	3	952	1,339	2,204	3,592	3,274	11,364
証券化	-	-	323	1,096	3,412	564	5,394
一括売却	-	-	-	2,638	3,618	13,227	19,483
計	3	952	1,662	5,938	10,622	17,064	36,241

（注）合計金額の相違は、端数調整によるもの。

#### 5) 不動産の管理処分について

整理回収機構では、旧住専7社、破綻金融機関等から譲り受けた不動産について、適切に管理するとともに、公正かつ透明なルールに従い効率的な処分に努めている。具体的には、レイنز（国土交通大臣が指定した不動産流通機構が運営する不動産情報交換のためのネットワークシステム）への登録、整理回収機構のホームページへの不動産売却情報の掲載、入札方式を用いた売却の積極的活用、地方自治体等との連携による公用・公共用地としての売却の促進等に取り組んでいる。

整理回収機構所有不動産の売却では、積極的に一括売却（セット販売）方式による売却方法を採用するなど売却促進を図り、平成16年度の売却実績は、515件、190億円（旧阪和銀行所有不動

産の管理等受託分を含む。)であった。この結果、これまでの累計売却実績(住管機構及び整理回収銀行が譲り受けたものを含む。)は、3,772件、2,894億円となった。

## (2) 特別公的管理銀行関連業務への対応

### ①債権の管理・処分

機構は、「2.(1)破綻金融機関から取得した資産の管理・回収」に記したとおり、特別公的管理銀行(旧長銀、旧日債銀)から、金融再生法第72条に基づき、1兆1,798億円の不良債権等を買取り、これまで1兆5,909億円の回収を行っている。

このほか、機構は、旧長銀(新生銀行)の譲渡に係る株式売買契約書及び旧日債銀(あおぞら銀行)の譲渡に係る株式売買契約書に規定されている瑕疵担保条項に基づき債権を引き取っており、その支払額は平成16年度末までで新生銀行については8,928億円、あおぞら銀行については3,286億円である。また、新生銀行から取得した債権に関しては3,518億円、あおぞら銀行から取得した債権に関しては1,036億円を16年度末までに回収している。

### ②株式の管理・処分

機構は、上記株式売買契約に基づき、平成12年の旧長銀(新生銀行)及び旧日債銀(あおぞら銀行)に係る特別公的管理終了時に両行が保有していた株式のうち、両行の営業上必要な株式を買取り(16年度末までで2兆9,394億円)、それぞれ新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託した。上記株式売買契約により、5年間の信託期間中は、両行は当該株式を買戻すことができるが、売却時に損失が発生する場合は機構は拒否できることとなっている。

このうち新生信託銀行分については、当初信託期間の満了に伴い平成17年3月2日に、信託期間が1年延長されたものを除いた株式(取得簿価ベース、1,205億円)が、機構に移管された。以後、18年8月末までに、両行が買戻しを行わない株式が段階的に機構に移管される予定になっている。機構に移管された株式は、日本トラス

ティ・サービス信託銀行に信託している。

当該株式については、「国民負担の最小化」及び「市場への影響の極小化」を原則として、当該原則に基づく基本方針を定めた上で、概ね10年を目途として適切かつ円滑に処分を進めることとしている。

#### ○ 買取株式概要(平成17年3月末現在)

(単位：億円)

区 分	新生銀行分	あおぞら銀行分	合計
買 取 累 計 額	22,692	6,701	29,394
信 託 金 額 (取得簿価ベース)	17,481	6,225	23,706

(注)合計金額の相違は、端数調整によるもの。

### (3) 特別危機管理銀行関連業務への対応

足利銀行に対して、平成15年11月29日に開催された金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣により預金保険法第102条第1項に基づく第3号措置(特別危機管理)の必要性の認定が行われると同時に、内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)により機構が足利銀行の株式を取得することの決定(特別危機管理開始決定)が行われ、同年12月1日に公告が行われたことをもって、機構が足利銀行の株式を取得した。

また、機構は、同年12月16日及び25日に内閣総理大臣(金融庁長官に法定委任)の指名に基づく新経営陣(取締役及び監査役)の選任を行った。

平成16年度においては、機構は、足利銀行から預保法第129条に基づく資産買取りの申込みを受け、資産買取りを2回実施した(買取りは整理回収機構に委託)。それぞれの買取額は、第1回(16年8月23日)が51億円(買取資産簿価360億円)、第2回(17年3月22日)が564億円(買取資産簿価3,978億円)となっている。

## 3. 資本増強関連業務と健全金融機関等からの資産買取り業務の適切な実施

### (1) 資本増強により引き受けた株式等の管理と処分

機構は、以下の法律に基づいて、金融機関等の資本増強に関する業務

を行うことができ、これに関する業務を委託している協定銀行（整理回収機構）に対して、当該業務に必要とする資金の貸付けを行っているほか、債務の保証も行えることとなっている。また、機構は、当該業務の実施により協定銀行に生じた利益の収納等に係る業務を実施している。さらに、協定銀行による議決権その他の株主又は出資者としての権利の行使についての承認、株式等の処分についての承認等を行うこととなっている。

（注）機構は下記①及び②の引受け等の業務を協定銀行へ委託しており、③については機構が直接引受け等を行っている。

### ①旧安定化法及び早期健全化法

旧安定化法（平成10年10月に廃止）に基づく資本増強累計額1兆8,156億円及び早期健全化法に基づく資本増強累計額8兆6,053億円を併せて、機構は、総額10兆4,209億円の株式等の引受け等を行った。

平成17年3月31日までに、旧安定化法に基づき引き受けた優先株式等のうち優先株式（総額990億円）、劣後債（総額1兆1,800億円）及び劣後ローン（総額946億円）並びに早期健全化法に基づき引き受けた株式等のうち優先株式（総額9,926億円）、劣後債（総額8,540億円）及び劣後ローン（総額2,500億円）について、金融機関等から譲渡その他の処分の申出が協定銀行を通じてなされ、協定銀行の処分承認申請に対して承認を行った。

この結果、これまでの返済分を差し引いた引受け等残高は、平成17年3月31日現在、旧安定化法分4,420億円、早期健全化法分6兆5,087億円となった。〔P85：IV.2.（4）（第1表）「旧安定化法に基づく資本増強実績一覧」、P87：（第2表）「早期健全化法に基づく資本増強実績一覧」参照〕

### ②組織再編法及び金融機能強化法

金融機関等が合併等の組織再編成を行う場合、機構による資本増強を受けられることを定めた組織再編法に基づき、平成15年

9月24日、関東つくば銀行に対し、劣後ローン60億円の貸付けを行った。

また、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組みに対し公的な支援を行うことにより、地域経済の活性化、信用秩序の維持、国民経済の健全な発展に資することを目的とした金融機能強化法が平成16年8月1日から施行され、これにより金融機関等は、20年3月31日までに、機構に対し株式等の引受け等に係る申込みを行うことができることとなった。〔P89：IV. 2. (4) (第3表)「組織再編法に基づく資本増強実績一覧」参照〕

### ③ 預保法

預保法に基づき機構が行う資本増強には、金融危機に対応するための株式等の引受け等（預保法第102条）と、資金援助の一環として、営業譲受け・合併等を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等（以下「救済金融機関等」という。）に対する優先株式等の引受け等（受皿資本増強）がある。

金融危機への対応については、内閣総理大臣による必要性の認定等を受けて、機構は株式等の引受け等を行うことができることとなっている。機構は、りそな銀行に対して、平成15年5月17日に開催された金融危機対応会議の議を経て、同年6月30日に、優先株式及び普通株式の引受けによる総額1兆9,600億円の資本増強を実施した（その後、りそなホールディングスが発行した株式と株式交換を行っている）。17年2月1日に、りそなホールディングスからの申出により、機構は、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の承認を受け、普通株式の一部（総額27億円）を処分した。これにより17年3月31日現在の引受け等残高は、1兆9,573億円となっている。

一方、受皿資本増強は、金融機関の破綻処理に際して、破綻処理に係る合併等に対し適切な資金援助を行い、もって信用秩序の維持に資することを目的とし、救済金融機関等が行う破綻金融機関との合併等

により減少する自己資本比率を回復させるものであるが、これまで実績はない。〔P 89 : IV. 2. (4) (第4表)「預保法(危機対応)に基づく資本増強実績一覧」参照〕

上記①から③により資本増強を行った金融機関等から、優先株式等の第三者への売却処分（市場での売却処分を含む）又は返済等の申出を受けた場合、機構は、平成16年7月8日に公表した「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済等の申出に対する当面の対応について」に示された、1) 国民負担の回避、2) 金融システムの安定性、3) 銀行経営の健全性の観点から検討し、特段の問題がない場合には、早期処分の原則を踏まえ適切に対応していくこととしている。

## **(2) 健全金融機関等からの資産買取り及び管理・処分**

### **① 制度の概要**

金融再生法第53条において、我が国の金融機能の安定及びその再生を図る方策の一つとして、金融機関等の資産買取りに関する緊急措置の制度が設けられている。機構は、健全金融機関等からの買取りの申込みに対し、機構内に設置された買取価格審査会に価格等を諮問した上で、内閣総理大臣の承認（平成13年1月の金融再生委員会廃止までは金融再生委員会が承認）を得て、資産買取りを実施している。

同制度については、金融再生法制定時には資産買取りの申込期限は平成13年3月末までとされたが、13年6月の法改正で「緊急経済対策」に盛り込まれた金融機関の不良債権問題等の解決策の一つとして、健全金融機関等については16年3月末まで延長された。また、14年1月の法改正では、政府の「改革先行プログラム」（13年10月26日）等を踏まえ、金融機関等の不良債権の処理を一層促進するため、買取価格を時価とする価格算定方式の弾力化、入札への参加を可能とする買取方法の多様化が図られたほか、機構と整理回収機構との協定に買い取った不良債権の処理に関する規定が新設された

(具体的には、①処分方法の多様化、②可能な限り3年を目途としての回収・処分、③債務者の再生可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること)。

さらに、平成15年4月に施行された株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、産業再生機構からの買取りが可能になったほか、健全金融機関等からの資産買取りの申込み期限が17年3月末まで延長された。なお、健全金融機関等からの申込み期限終了以降は、対象は産業再生機構からの申込み分となる。

## ②買取実績

健全金融機関等からの資産買取りは、平成16年度は、金融機関数60、債権元本1,767億円、買取価格233億円となり、16年度までの累計は、金融機関192、債権元本3兆9,741億円、買取価格3,481億円となっている。

なお、上記には17年3月末申込み締切分(17年6月買取実施)金融機関数16、債権元本299億円、買取価格52億円を含んでおらず、これらを含めると、金融機関数192、債権元本4兆41億円、買取価格3,533億円となる。

主要行を中心に金融機関の不良債権処理が進み、また、民間の不良債権流通市場が育ってきたこともあり、本制度の利用は平成14年度をピークに減少している。

### ○健全金融機関等からの資産買取り実績

(単位：件、億円)

年度	11	12	13	14	15	16	17/6	合計
金融機関	91	95	87	110	89	60	16	192
買取債権元本	4,510	5,222	3,302	20,885	4,054	1,767	299	40,041
買取価格	217	126	206	2,057	641	233	52	3,533

[P90：IV. 2. (5)「金融再生法第53条に基づく資産買取り実績等」参照]

## ③買取後の管理・処分

機構は、資産買取り業務を委託している特定協定銀行(整理回収機

構) に対して、当該業務に必要とする資金の貸付け等を行っているほか、当該業務の実施により特定協定銀行に生じた利益の収納等を行っている。また、特定協定銀行との協定の定めによる業務に対して指導・助言を行っている。

買い取った資産の管理及び処分については、平成14年1月の金融再生法改正をも踏まえ、特定協定銀行において、可能な限り3年を目途としての回収・処分や企業再生に努めている。

## 4. 財産調査、責任追及

### (1) 財産調査

機構は、整理回収機構における譲受債権等の回収業務を支援するための指導・助言を行っており、財産を隠ぺいしていると認められる悪質な債務者等に対しては、住専法、預保法及び金融再生法に規定された財産調査権を行使し、隠匿財産の発見に取り組む等、整理回収機構が債権回収の極大化を図ることができるよう強力に支援している。

機構が平成16年度に実施した財産調査件数は282件であり、そのうち立入調査件数は22件、確認された隠匿財産は約394億円である。また、機構に財産調査権限が付与された8年6月以来の確認財産の累計は、約5,983億円である。

調査の内容としては、金融機関調査、債務者及び関係箇所への立入調査並びに債務者及び関係者に対する質問調査が主たるものであり、調査に対する妨害や忌避等があった場合は、罰則が適用される場合もある。

最近では、財産隠匿の手口も一段と悪質巧妙化してきているが、機構が行う財産調査により確認された財産隠匿方法の最近の傾向としては、債務者が実質経営者となっている会社（登記上の役員等は第三者名義）を利用して、又は、家族名義等の第三者名義を利用して財産を隠匿している事例が多く見受けられ、具体的事例としては、①債務者と同一商号の実体のない別会社を設立し、その別会社の預金口座に債務者の営業収入を入金させるなどして財産を隠匿していた例、②債務者の保証人が取引証券会社から多額の現金を出金させ、いったん自宅寝室内に保管した

後、顧問弁護士名義の預金口座へ送金し、財産を隠匿していた例、③債務者から保証人に支払われた退職金等の多額の資金を、家族名義や知人名義の借名預金口座に入金させ、財産を隠匿していた例、④整理回収機構が担保権を有する土地の隣接地を手に入れ、その土地の境界変更をすることにより地積を拡大し、同機構の担保権を侵害していた例、⑤整理回収機構が第二抵当権を設定していた債務者所有の不動産について、債務者は第一抵当権に係る債務を既に返済し、抵当権抹消に必要な書類も受領していながら、抹消手続きを意図的に放置し、回収見込みがないように装っていた例、⑥債務者の保証人が所有する不動産について、売買を原因としていったん親族名義にした後、長男の名義に変更する方法で財産を隠匿していた例などがある。

このような状況の下、機構では、創意工夫を凝らし綿密かつ徹底した調査を推進し、悪質債務者の実態を暴くことにより、整理回収機構の不良債権回収を強力に支援しており、とりわけ回収が困難とされている担保外財産からの回収が図られているのは、機構が行う財産調査によるところが大きい。

### ○ 財産調査実績

区 分	平成16年度	平成8年6月以来の累計
調 査 件 数	282件	2,076件
上記のうち立入調査件数	22件	339件
確認（隠匿）財産	394億円	5,983億円

（注）機構の特別業務部（東京）及び大阪業務部には、それぞれ特別調査第一課～第三課を置き、調査体制の充実を図っている。

なお、特別調査課の人員構成は、国税庁及び金融機関出身者を中心として、検察・警察・厚生労働・税関等の各省庁出身者によって構成されている。

## （2）刑事責任の追及

刑事責任の追及については、機構及び整理回収機構として、平成16年度中18件（被告発（訴）人36名）を告発（訴）した。8年6月以降の累計では277件（同570名）である。〔P91：IV. 2.（6）「告訴・告発状況」参照〕

破綻金融機関の経営者に対するものはなかったが、借り手側の責任追

及としての告発（訴）は、①競売妨害罪 7 件、②詐欺罪 6 件、③強制執行妨害罪 4 件などであった。具体的には、①は裁判所の執行官に対して虚偽の事実を申告するなどして競売の公正を害するもの、②は抵当物件を任意売却するに当たり売却価格を実際より廉価であるかのように装って抵当権者に申告し抵当権を抹消させるもの（いわゆる中抜き詐欺）、③は強制執行を免れるため財産を隠匿したり仮装譲渡するものである。例えば、債務者である会社役員が、銀行に有していた会社名義の預金の仮差押えを受けたことから強制執行を受けるおそれを察知し、他行の預金を引き出して隠匿した強制執行妨害や、競売物件の競落後、暴力団幹部が競落人に対し、ことさら暴力団である旨強調し、暴力団の威力を示して買受けを断念させた競売妨害事案があった。

### （３）民事責任の追及

機構及び整理回収機構は、住専・破綻金融機関の旧経営者らに対し、提訴又は提訴前の和解・調停により、その破綻に関する民事責任（経営者責任）を追及するほか、住専に不正な融資媒介をした金融機関の民事責任（紹介者責任）も追及してきた。

これを提訴主体別に分類すると、おおよそ①機構が自ら原告となって提訴し訴訟を遂行する場合、②住専・破綻金融機関が提訴し（金融整理管財人として機構が関与する場合とそれ以外の場合とがある。）、その後整理回収機構が同訴訟を引受承継して遂行する場合、③整理回収機構（整理回収銀行、住管機構を含む。）が自ら原告となり提訴し訴訟を遂行する場合に分けられる。

その大半は、不正融資に関する旧経営者らの善管注意義務違反・忠実義務違反による損害賠償請求訴訟である。

これまで機構及び整理回収機構が行った提訴は、平成 17 年 3 月 31 日時点で、合計 124 件、提訴対象者数（法人を含む。）延べ 484 名（うち経営者 446 名）、請求金額合計 約 1,253 億円となっている。  
〔P 93 : IV. 2. (7)「民事責任追及状況(提訴分)」参照〕

このうち平成 16 年度における提訴は、新たに整理回収機構が提訴したもの 4 件、提訴対象者数延べ 9 名（うち経営者 9 名）、請求金額合計

5. 7億円である。

このほか、平成15年11月に破綻して特別危機管理銀行となった足利銀行について、機構は旧経営者の法的責任追及のために同銀行に設置された内部調査委員会にオブザーバー参加して調査に協力している。その結果、同銀行は、13年3月期決算における違法配当案件、不正融資案件2件の合計3件につき、旧経営陣13名を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した。

## 5. 財務面での対応

### (1) 財務状況

機構の財務は、各業務別に区分経理しており、平成16年度においては、一般勘定、危機対応勘定、金融再生勘定、早期健全化勘定、住専勘定、経営基盤強化勘定、産業再生勘定及び金融機能強化勘定の8勘定により業務を経理している。

一般勘定においては、金融機関破綻時のペイオフコスト<sup>(注)</sup>内での資金援助や保険金支払等の業務を経理している。機構の財政は、当該業務に要する費用の予想額に照らし長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められた保険料率により計算された保険料収入により賄われ、収益から費用等を差し引いた金額を責任準備金として積み立てなければならないとされている。しかし、業務の遂行に際し発生した不足資金については、借入れ又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行により資金調達をすることが可能である。

責任準備金は、平成6年度まで毎年積み立てられていたが、7年度以降、多数の金融機関破綻処理により減少し、8年度からはマイナスとなり欠損金として整理されている。

欠損金は、平成14年度末には4兆65億円にまで膨らんだが、その後、金融機関の破綻処理に伴う支出が行われていないことから減少傾向にある(16年度末現在2兆9,770億円)。

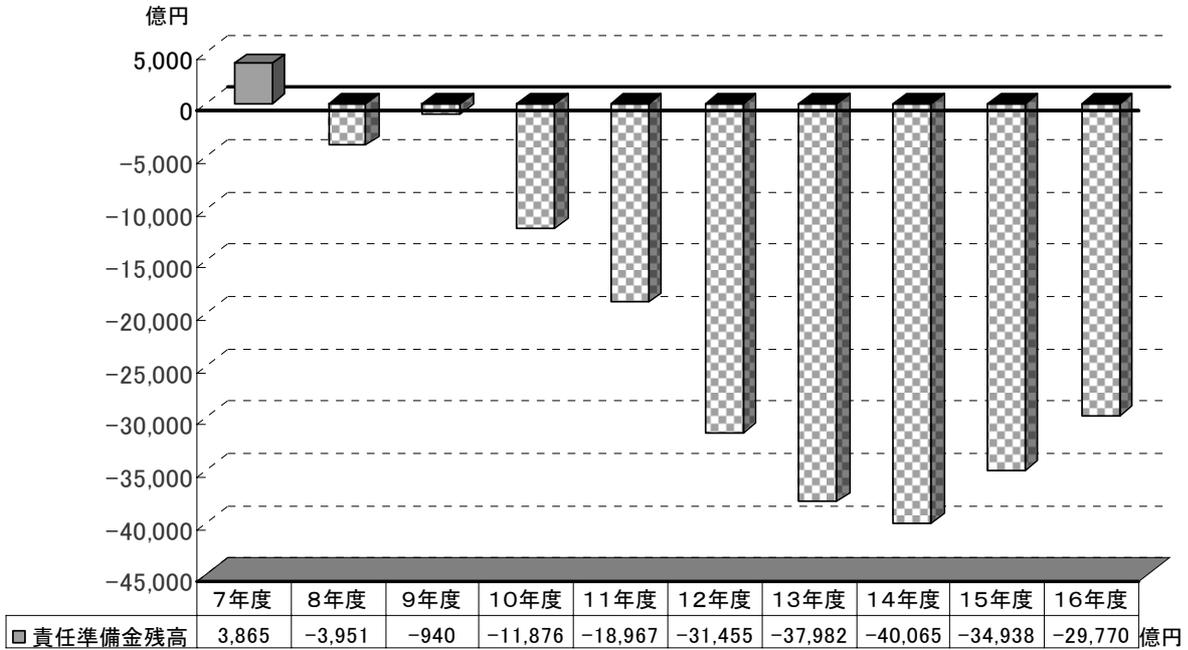
(注) ペイオフコストとは、破綻した金融機関の預金者に保険金を支払った場合(保険金

支払の実施)に要すると見込まれる費用(コスト)のこと。

具体的には、保険金支払見込額に保険金の支払に要する経費見込額を加えたものから、金融機関の倒産手続により機構が回収できる「破産配当見込額」を控除することにより算定する。

● ペイオフコスト＝保険金支払見込額＋保険金支払経費見込額－破産配当見込額

責任準備金残高の推移



その他の勘定の平成16年度末における概要は以下のとおり。

[P38:II.「各勘定別の財務状況」参照]

(単位：億円)

区 分	資産残高	当期利益金又は当期損失金(△)	剰余金又は欠損金(△)
一般勘定	15,926	5,167	△29,770
危機対応勘定	19,613	65	58
金融再生勘定	32,724	1,365	△8,496
早期健全化勘定	66,733	△227	1,471
住専勘定	32,884	△599	△2,245
経営基盤強化勘定(注)	60	0.9	0.5
産業再生勘定	497	△0.04	△0.09
金融機能強化勘定	—	—	—

(注) 経営基盤強化勘定は平成16年度末をもって廃止され、その資産及び負債は金融機能強化勘定に承継。

## (2) 資金調達

機構は、業務の遂行に際し発生した不足資金につき、各勘定ごとに政令で定められた金額の範囲内で、借入れ又は債券の発行により調達することが認められている(ただし、住専勘定は借入れのみ)。住専勘定以外の勘定においては、法令に基づき、機構の借入れ又は債券の発行に対して所要の政府保証措置が講じられている(予算総則上の政府保証限度額の総額は平成16年度59.15兆円、17年度58.15兆円)。[P103:IV.2.(11)「資金調達の概要(平成17年度)」(第1表)参照]

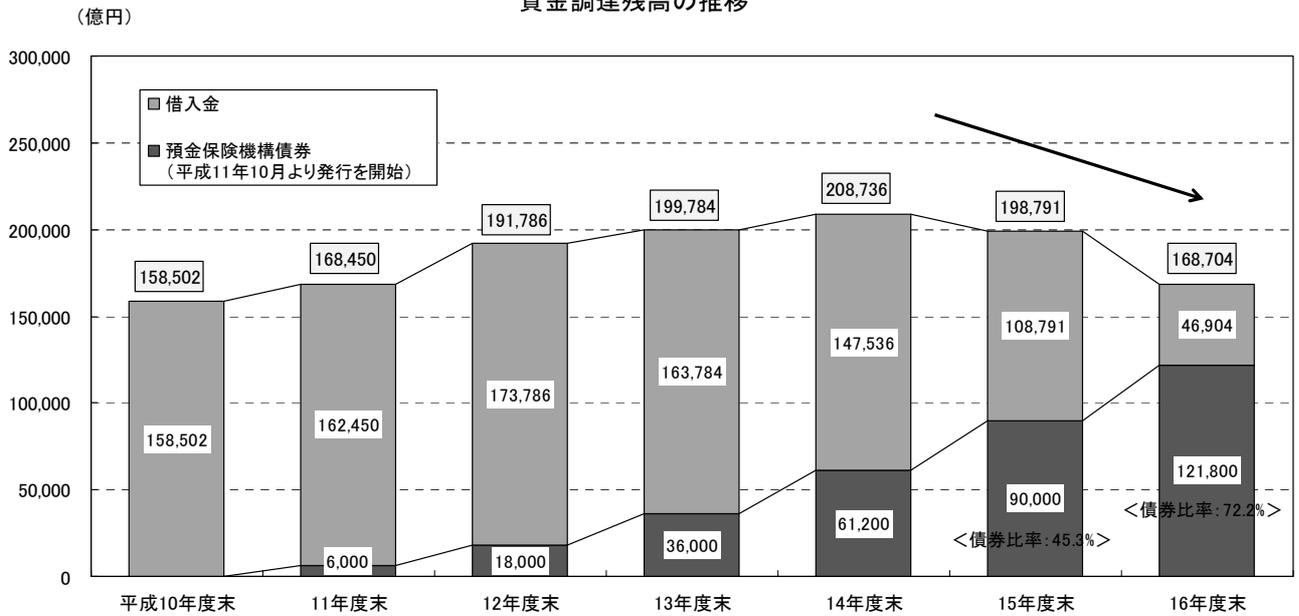
機構の資金調達残高(年度末ベース)は、平成14年度をピークに減少しており、16年度は約17兆円となっている。[P104:IV.2.(11)「資金調達の概要(平成17年度)」(第2表)参照]。機構では、中長期性の資産等に見合う資金調達について、資金の安定的調達と将来の金利変動への備えの観点から、借入れから債券発行への切替えを進めてきており、16年度の資金調達残高約17兆円のうち債券発行によるものが約12兆円(シェア7割強)を占めるにいたっている。

### ○ 資金調達残高(平成16年度末)

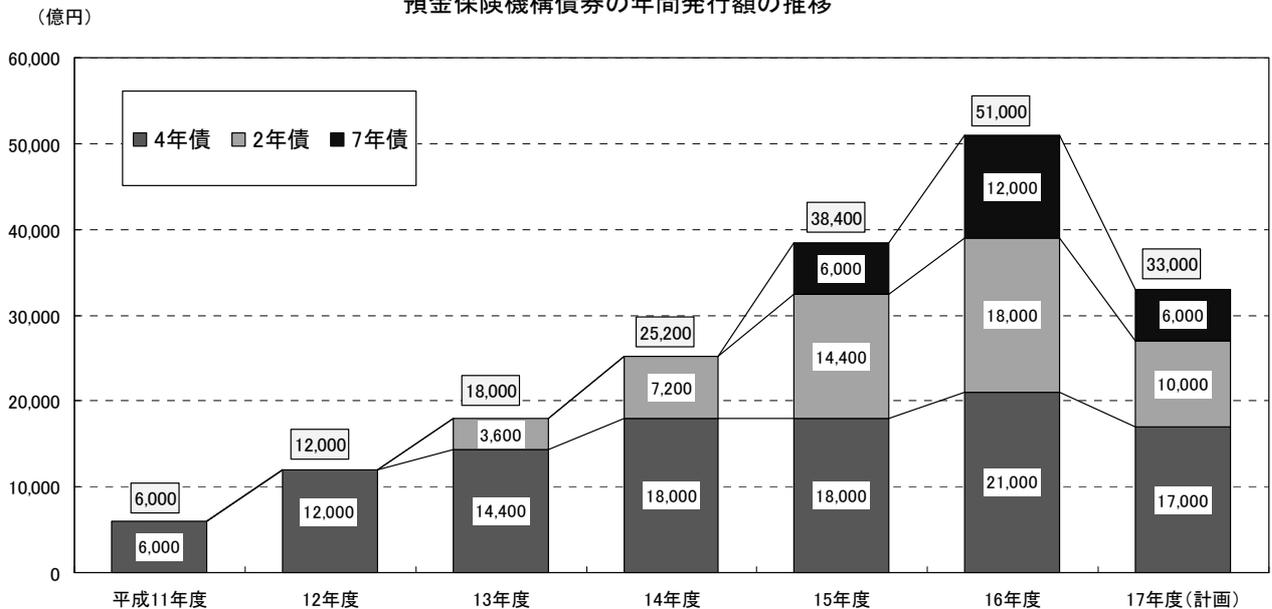
単位：億円、( )内はシェア

	資金調達残高		
		うち借入れ	債券
合計	168,704 (100.0%)	46,904 (27.8%)	121,800 (72.2%)
一般勘定	42,675	21,275	21,400
危機対応勘定	19,534	3,534	16,000
金融再生勘定	41,196	12,196	29,000
早期健全化勘定	65,239	9,839	55,400
経営基盤強化勘定	60	60	—
金融機能強化勘定	—	—	—
産業再生勘定	—	—	—
住専勘定	—	—	—

### 資金調達残高の推移



### 預金保険機構債券の年間発行額の推移



また、機構では、平成16年度において債券の入札方法としてイールドダッチ方式<sup>(注)</sup>を政府保証付債券の発行体としては初めて採用するとともに、一時的な資金調達手段として、16年3月以降、無担保コール借入に取り組んでいる。このように、資金調達の効率化に努めているほか、金利変動リスク回避の観点から、16年度より金利スワップ取引にも取り組んでいる。

(注) 入札された札のうち、低い利回りの札から順に、発行予定額に達した利回り（落札最高利回り）までを落札とし、落札最高利回りを発行条件とする入札方式。

## ○ 資金調達に係る主な動き

平成 11 年 10 月	・ 早期健全化勘定において債券発行を開始（4 年債）
平成 13 年 6 月	・ 早期健全化勘定において 2 年債の発行を開始（4 年債→2 年・4 年債）
平成 14 年 3 月	・ 日銀が、機構に対する政府保証付証券貸付債権を適格担保として承認（適格担保掛け目は残存元本額の 80%）
12 月	・ 日銀が、当初貸付期間 1 年以内の上記証券貸付債権の掛け目を引上げ（残存元本額の 80%→96%）
平成 15 年 4 月	・ 早期健全化勘定において 7 年債の発行を開始（2 年・4 年債→2 年・4 年・7 年債） ・ 一般勘定及び金融再生勘定においても 2 年・4 年債の発行を開始
平成 16 年 3 月	・ 無担保コール借入を開始
4 月	・ 危機対応勘定において、4 年・7 年債の発行を開始 ・ 金利スワップ取引を開始 ・ 債券の入札方式を変更（総額引受方式→イールドダッチ方式）
7 月	・ 借入入札結果の公表時刻を半日繰上げ（入札日の翌営業日の午後 4 時→午前 9 時 30 分）

## ○ 平成 16 年度の調達金利（注）

	借入 (政府保証付)	債券 (政府保証付)			無担保コール借入
		2 年債	4 年債	7 年債	
平均	0.021%	0.152%	0.484%	1.082%	0.000%
ピーク	0.036%	0.254%	0.751%	1.485%	0.002%
ボトム	0.001%	0.069%	0.345%	0.850%	▲0.005%

（注）金額加重平均により計算。平均、ピーク、ボトムの対象期間は平成 16 年度。

### （3）預金保険料率の設定

平成 17 年度適用の保険料率については、17 年 3 月 23 日開催の機構の運営委員会において、「決済用預金」は 0.115%、「一般預金等」

は0.083%と定め、同年3月31日に内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）と財務大臣の認可を得て、4月1日付けで公告した。〔P53：IV.1.（1）⑤「保険料」参照〕

この保険料率は、平成17年4月以降、ペイオフ解禁が実施され、預金保護の枠組みが変わることを踏まえ、次のような事情を総合的に勘案して定めたものである。

- ① 機構の財務状況が多額の欠損状態にあること（平成16年度末欠損金見込、約3兆円）、預金保険対象金融機関の保険料負担が相応の水準にあることを踏まえ、全体の実効料率については、16年度の0.084%（年間保険料収入見込、約5千億円）の水準維持が適当であること。
- ② 全額保護の「決済用預金」と定額保護の「一般預金等」については、預金保護の範囲が異なることから、金融審議会答申を踏まえ、保険料率に格差を設けることが適当であること。
- ③ 「決済用預金」と「一般預金等」の料率格差の設定については、『両預金につき付保預金1円当たりの保険料負担が均一』という考え方に基づき保険料率を算出することが適当であること。

## 6. 過去の経験を踏まえ将来へつなげる取組み

### （1）国際協力への取組み

#### ①技術協力

##### 1）インドネシア向け預金保険制度導入支援

近年アジア欧州会合（ASEM）参加国の中でも特にアジア諸国の金融当局は、通貨危機を踏まえた金融システムの安定策について高い関心を有しており、その具体策として預金保険制度の導入・整備について、実務面でのノウハウを習得したいとの需要が高まっている。

機構では、我が国財務省の要請に応じ、平成16年1月にジャカルタで開催された預金保険制度に関する第一回ASEMバリ・イニシアティブワークショップに講師を派遣したが、引き続き各国当局者の預金保険制度に関する高い関心を踏まえて、前回カバーされな

かった破綻処理、資金援助、資本増強、責任追及等にテーマを絞り、16年7月にジャカルタにおいて3日間にわたり第二回ワークショップを開催した。同ワークショップは、新たに預金保険制度導入を控え、ノウハウの吸収に積極的なインドネシアと、大量の破綻処理を手掛け、ノウハウの蓄積のある日本の財務省が共催となり、インドネシアの他、韓国、中国、タイ、フィリピン及びベトナムより計43名が参加した。

なお、本ワークショップ後、インドネシアでは、預金保険法案が平成16年9月に国会承認され、17年9月より施行される予定である。

## 2) 中国向け預金保険制度導入支援

金融セーフティ・ネットの整備・強化の一環として預金保険制度の導入を検討している中国人民銀行から、我が国の預金保険制度について学びたいとの要請が寄せられた。機構としては、中国の金融システムの中長期的安定が、我が国の金融システムにとっても重要であるとの認識から中国の金融制度改革に協力すべく、平成16年12月、北京において2日間にわたり、日本の預金保険制度の設立方法から資金援助や破綻処理等の業務を中心とした我が国の経験を具体的に紹介した。中国側からは、中国人民銀行、国務院、財政部、国家発展計画委員会、銀行業監督管理委員会等の政府・金融関係者約60名が参加し、全額・定額保護下の破綻処理方式、資金援助の範囲、機構業務の法的根拠、資金調達、資産・負債管理、責任追及手続、承継銀行の仕組み等に関し実務的かつ多岐にわたり活発な質疑応答がなされた。

なお、本ワークショップ後、中国人民銀行は、預金保険制度導入計画書を作成し、平成17年に預金保険基金を設立すべく準備中である。

## ② 預金保険機構オープンハウスの開催

機構は平成17年3月、東京において4日間にわたり、海外の預金

保険関係者を招き、オープンハウスを開催した。このオープンハウスには、アジア各国を中心に23機関より役員やマネジメントクラスを含む45名が参加した。

機構は、他主要国の預金保険機関とは異なり、破綻処理や資金援助業務を過去10年にわたり遂行している特色を有しているが、本オープンハウスは、かかる業務の実施に際し、機構が直面した実務上の論点を各国預金保険関係者に幅広く紹介し、一層の相互理解を深めることを目的としたものである。

本オープンハウスは、機構職員及び金融庁と日本銀行による11セッションから構成され、機構からは、日本の金融情勢と機構の役割の変遷、平時及び金融危機時の対応、全額及び定額保護下における破綻処理や資金援助、資金調



達、不良債権回収・責任追及業務を、また金融庁からは我が国の金融監督と金融改革プログラム、そして日本銀行からは日本銀行の役割と機構との関係につき、各々紹介し、参加者との間で様々な意見交換が行われた。今回の参加機関は、各々独自の預金保険制度を運営しているが、本オープンハウスは、各参加機関の経験や課題につき相互に比較検討する場となり、各参加機関から今後の業務の参考となったと評価された。さらに、預金保険制度の導入を検討している中国、香港、インドネシア、マレーシア、シンガポール及びタイからの参加者からも、今回のオープンハウスは時宜を得たものであったとの意見が表明された。(プログラム及び参加者／機関は〔P123:IV.(付1)〕参照)

### ③国際交流

#### 1) 国際預金保険協会 (IADI)

平成14年5月に世界各国の預金保険機関・関係当局等により、

各国預金保険機関等の相互協力の拡大を通じ、金融システムの安定化に資することを目的として、国際預金保険協会（IADI：International Association of Deposit Insurers）が設立された。IADIはその目的の達成のため、イ．預金保険制度に関わる共通の関心事項・問題点についての理解を深めること、ロ．預金保険制度の実効性を高めるためのガイダンスを策定すること、ハ．預金保険の諸問題に関する専門知識・情報を交換・共有すること、ニ．預金保険制度に関する研究・調査活動を行うことをその主な活動分野としている。（現在のIADIメンバーは〔P125：IV．（付2）〕参照）

機構はIADIに設立メンバーとして参加し、最高意思決定機関である業務執行委員会の委員となっているほか、アジア地域の預金保険関係機関により構成されるアジア地域委員会の議長を務めている。

機構は、平成16年度もIADI関連の活動に積極的に関与し、各種のIADI関連会合に役職員を派遣した。16年10月にスイス・ブルネンにて開催された第3回IADI年次総会では、世界の預金保険機関等、約50か国から150名近くが参加し、預金保険の昨今の動向と課題、破綻と預金保険の役割、銀行破綻への対応、銀行破綻処理のガイダンス、預金保険の国際的側面等について活発な討論が行われた。

また、アジア地域委員会では、平成17年9月に台北にて開催予定の第4回IADI年次総会に向けて、「定額保護への移行」及び「資金調達」をテーマとした研究委員会を立ち上げ、調査・研究活動を行っている。

## 2) 海外調査団等受入れ

1990年代半ばのアジア諸国等の金融危機を契機に、金融システムの安定と預金者保護への関心が世界的に強まっており、アジア地域においても預金保険制度の導入・整備の動きが広がっている。

こうした状況を背景として、我が国の預金保険制度、破綻金融機関

の処理、債権回収等に対する諸外国の関心が引き続き高まっており、平成16年度に機構は、中国、韓国、タイ、中央アジア諸国等から合計15回の調査団の来訪を受け入れた。

また、機構は、我が国政府や関係機関（国際協力機構等）と積極的に連携し、国内で開催された各種セミナーや研修への講師派遣等を通じた技術協力を実施した。

（海外調査団等の受入れ状況は〔P127：IV.（付3）〕参照）

### 3) 国際会議参加、関係機関訪問等

平成16年度には機構は、IADI関連以外の国際会議等へも積極的に参加した。9月には台北にて開催された「全額保護から定額保護への移行セミナー」に、また11月にはソウルにて開催された「付保金融機関と破綻金融機関職員に対する調査方法に関する研究会」に、それぞれ参加・講演し、関係機関との意見交換、情報交換を行った。

また、海外関係機関との意見交換や海外事情調査も継続的に実施しており、平成16年度は、理事長が米国の連邦預金保険公社、カナダ預金保険公社、香港金融管理局及びベトナム預金保険公社を訪問し、技術協力等を通じた友好関係の強化に係るトップ・レベルでの協議を行った。また、アジア諸国に関する預金保険制度についても現地調査等を実施した。

（参加国際会議・訪問関係機関は〔P127：IV.（付3）〕参照）

## (2) 調査研究活動の強化

### ① 調査研究体制の充実強化

預金者保護と金融システムの安定に向けたセーフティ・ネットとしての預金保険制度のあり方等をより深く検討するため、平成16年度には調査室を新設し国内外の預金保険制度の調査研究等を強化実施した。

平成16年度には、郵政民営化の各国事例の調査、機構加盟金融機関の財務データの整備等のほか、過去の金融機関破綻処理に関する資

料等の整理を開始した。

## ② 調査研究誌「預金保険研究」の発刊

機構が進めている調査研究の成果を公表するものとして、平成16年3月に調査研究誌「預金保険研究」を創刊したところであるが、16年度においても、これまでの機構の多様な経験等を踏まえつつ、16年9月に第2号、17年3月に第3号を発刊した<sup>(注)</sup>。

(注) 調査研究誌「預金保険研究」への掲載論文・資料

- ① 創刊号(16年3月)
  - ・「預金保険研究」の発刊にあたって
  - ・預金保険料制度の国際比較
  - ・米国及びカナダの預金保険料制度
- ② 第2号(16年9月)
  - ・欧州4カ国の預金保険制度
  - ・第二回 ASEM バリ・イニシアティブワークショップ(預金保険制度)
  - ・預金保険国際セミナー
  - ・預金保険料率研究会中間報告
- ③ 第3号(17年3月)
  - ・アジア諸国の預金保険制度(1)
  - ・預金保険制度の財政構造について――中期的な視点から
  - ・台湾における定額保護移行後のリスクマネジメントセミナー
  - ・中国における預金保険ワークショップ
  - ・預金保険制度における主要な枠組みの変遷について

## ．各勘定別の財務状況

### １．一般勘定

本勘定は、金融機関破綻時のペイオフコスト内の保険金支払、資金援助等の業務を經理する勘定である。なお、平成１４年度末をもって廃止された特例業務勘定に係る資産及び負債は本勘定に承継されている。

平成１６事業年度の収益は、保険料収入５，２９３億円、協定銀行（整理回収機構）の買取資産からの納付金収入７４８億円、協定銀行からの貸付金利息収入１４億円、金銭贈与返納金１２億円など、合計６，５６５億円となった。

一方、費用は、協定銀行から収納した簿価超回收益相当額等の国庫納付金７５４億円、協定銀行貸付金等の調達資金（借入金及び債券）に係る支払利息等６８億円など、合計１，３９７億円となった。

この結果、当期利益金は５，１６７億円となった。これを前事業年度からの繰越欠損金３兆４，９３８億円から差し引くことにより、次期繰越欠損金は２兆９，７７０億円となった。

なお、年度末における資金調達残高は４兆２，６７５億円である。その内訳は、借入金２兆１，２７５億円、債券２兆１，４００億円である。

〔P105： ．３．「財務状況」参照。以下の各勘定においても同じ。〕

### ２．危機対応勘定

本勘定は、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けて行う金融危機への対応業務を經理する勘定である。

平成１６事業年度の収益は、１５事業年度に取得したりそなホールディングスの普通株式の一部を売却したことから、８３億円の売却益が発生した。このため、収益総額は合計８５億円となった。

一方、費用は、りそなホールディングスの株式を取得するための調達資金（借入金及び債券）に係る支払利息など、合計１９億円となった。

この結果、当期利益金は６５億円となった。これにより、前事業年度から

の繰越欠損金 7 億円が解消され、積立金の額は 5 8 億円となった。

なお、年度末における資金調達残高は 1 兆 9 , 5 3 4 億円である。その内訳は、借入金 3 , 5 3 4 億円、債券 1 兆 6 , 0 0 0 億円である。

(注)平成 1 6 年度末現在、りそなホールディングスに対する資本増強残高は、危機対応勘定 1 兆 9 , 5 7 3 億円、金融再生勘定 2 , 0 0 0 億円、早期健全化勘定 9 , 6 8 0 億円、合計 3 兆 1 , 2 5 3 億円である。

### 3 . 金融再生勘定

本勘定は、特別公的管理銀行（旧長銀、旧日債銀）に係る処理や金融再生法第 5 3 条に基づく健全金融機関等からの資産の買取り等の業務を經理する勘定である。なお、旧安定化法（平成 1 0 年 1 0 月 2 3 日廃止）に基づく資本増強に係る資産及び負債は本勘定に承継されている。

平成 1 6 事業年度の収益は、旧長銀及び旧日債銀から買い取った株式等から生じた収益 9 6 2 億円、特定協定銀行（整理回収機構）が健全金融機関等から買い取った資産から生じた収益に係る納付金収入 3 1 8 億円、資本増強業務に係る協定銀行（整理回収機構）からの納付金収入 1 8 7 億円、貸倒引当金戻入 3 , 2 7 1 億円など、合計 4 , 7 4 3 億円となった。

一方、費用は、買取資産の償却損及び整理回収機構に対する買取資産事務委託等の資産買取事業費 4 4 6 億円、貸倒引当金繰入 2 , 8 5 0 億円、特定協定銀行及び協定銀行（いずれも整理回収機構）への貸付金等の調達資金（借入金及び債券）に係る支払利息 7 1 億円など、合計 3 , 3 7 7 億円となった。

この結果、当期利益金は 1 , 3 6 5 億円となった。これを前事業年度からの繰越欠損金 9 , 8 6 2 億円から差し引くことにより、次期繰越欠損金は 8 , 4 9 6 億円となった。

なお、年度末における資金調達残高は 4 兆 1 , 1 9 6 億円である。その内訳は借入金 1 兆 2 , 1 9 6 億円、債券 2 兆 9 , 0 0 0 億円である。

### 4 . 早期健全化勘定

本勘定は、早期健全化法に基づく資本増強に係る協定銀行に対する資金の貸付け等の業務を經理する勘定である。

平成16事業年度の収益は、協定銀行（整理回収機構）からの貸付金利息収入など、合計293億円となった。

一方、費用は、協定銀行への損失の補てん金224億円、協定銀行への貸付金の調達資金（借入金及び債券）に係る支払利息等295億円など、合計520億円となった。

この結果、当期損失金は227億円となった。これを前事業年度までの積立金1,699億円から差し引くことにより、積立金の額は1,471億円となった。

なお、年度末における資金調達残高は6兆5,239億円である。その内訳は、借入金9,839億円、債券5兆5,400億円である。

## 5. 住専勘定

本勘定は、旧住専7社から譲り受けた貸付債権等の財産の管理、回収及び処分等を行う債権処理会社（整理回収機構）への助成金の交付、借入れに係る債務の保証、納付金の収納等の業務を経理する勘定である。

平成16事業年度の収益は、金融安定化拠出基金<sup>(注)</sup>における運用収入からの繰入金157億円など、合計338億円となった。

一方、費用は、債権処理会社において平成15事業年度に発生した二次損失の2分の1相当額等の業務推進助成金756億円など、合計937億円となった。

この結果、当期損失金は599億円となり、次期繰越欠損金は前事業年度からの繰越欠損金1,646億円と合わせて2,245億円となった。なお、業務推進助成金は金融安定化拠出基金を原資とする運用収入により賄うこととされているが、平成16事業年度の運用益は157億円であり、当該助成金はそれと同額が交付されるにとどまった。

(注)金融安定化拠出基金は、平成8年1月30日の閣議了解(「住専処理方策の具体化について」)に基づき、預金保険機構に設けられた基金(1兆70億円)であり、その運用により生じた利子その他収入を住専法第10条に基づき債権処理会社(整理回収機構)に助成している。

機構では、上記基金のうち旧住宅金融債権管理機構(現整理回収機構)への出資分(1,000億円)を除く9,070億円を、法令等に従い「安全性」、「収益性」、「流動性」のバランスに十分に留意しつつ運用している。具体的には、国債のほか、法令等で認められた政府保証債、地方債、担保付社債等で運用しており、16年度の運用益は約157億円、運用利回りは1.728%となっている。

## 6 . 経営基盤強化勘定

本勘定は、組織再編法に基づく資本増強に係る協定銀行（整理回収機構）に対する資金の貸付け等の業務を経理する勘定であるが、金融機能強化法に基づき平成16年度末をもって廃止され、その資産及び負債は金融機能強化勘定へ承継されている。

平成16事業年度における収益は、協定銀行（整理回収機構）からの利益納付金118百万円など、合計121百万円となった。

一方、費用は、資本増強に係る協定銀行貸付金の調達資金（借入金）に係る借入利息2百万円、これに付帯する事務コストが20百万円など、合計23百万円となった。

この結果、当期利益金は98百万円となった。これにより、前事業年度からの繰越欠損金42百万円が解消され、積立金の額は55百万円となった。

なお、年度末における借入金残高は60億円である。

## 7 . 産業再生勘定

本勘定は、産業再生機構に対する出資及びこれに付帯する業務を経理する勘定である。

平成16事業年度においては、事務コスト4百万円の支出があり、同額の当期損失金が発生した。この結果、欠損金は、前事業年度からの繰越欠損金4百万円と合わせて9百万円となった。

## 8 . 金融機能強化勘定

本勘定は、金融機能強化法に基づく資本増強に係る協定銀行（整理回収機構）に対する資金の貸付け等の業務を経理する勘定であり、平成16年8月1日からの金融機能強化法施行にあわせて予算措置したところであるが、16年度において業務実績はなかった。

## Ⅲ. 組織の概要

### 1. 設立、役割

#### (1) 設立

機構は、預金保険制度の運営のため、預保法に基づき昭和46年に設立された認可法人である。

設立の経緯をみると、昭和45年7月、金融制度調査会による一般民間金融機関のあり方等に関する答申の中で預金保険制度が取り上げられ、預金者保護の見地から、制度創設の必要性が強調されるとともにその基本的方向が提示された。これに基づき、昭和46年3月、預保法が制定され（同年4月1日に公布・施行）、同年7月1日、政府、日本銀行及び民間金融機関の出資により設立された。

機構の資本金は、設立当初は4億5,000万円（政府、日本銀行及び民間金融機関がそれぞれ1億5,000万円）であったが、昭和61年7月に労働金庫が加盟したことにより500万円増額され、さらに平成8年7月には住専勘定に政府から50億円の出資を受けたため、現在は54億5,500万円となっている。

#### (2) 役割

預保法の目的は、同法第1条により、「預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻の処理に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資すること」と定められている。

機構は、この法律の目的等を達成するために、次のような業務を担っている。すなわち、①保険料の収納業務、②保険金及び仮払金の支払業務、③破綻金融機関の合併等に対する資金援助業務、④預金等債権の買取業務、⑤金融整理管財人に関する業務、⑥承継銀行の経営管理に関する

る業務、⑦金融危機への対応のための業務、⑧金融機関に対する立入検査業務、⑨健全金融機関等からの資産買取り業務、⑩金融機関等の株式等の引受け等業務（資本増強業務）、⑪整理回収機構の整理回収業務に対する指導・助言業務、⑫整理回収機構の債務者に係る財産調査業務、⑬破綻金融機関の経営者等の民事・刑事上の責任追及に関する業務などである。

## 2. 運営委員会

機構の運営に関する重要事項の議決を行う意思決定機関として「運営委員会」が設けられており、運営委員（8名以内）及び機構の理事長、理事をもって構成されている。運営委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者の中から機構の理事長が内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の認可を得て任命することとされており、現在の委員は、金融界から5名及び金融界以外から3名の計8名が任命されている。〔P120：IV. 5.（1）「運営委員会委員、役員等一覧」参照〕

委員会の議決を経る事項は、定款により、①定款の変更、②業務方法書の作成及び変更、③予算及び資金計画、④決算、⑤保険料率の決定及び変更、⑥保険金及び仮払金の支払の決定、⑦資金援助の決定、⑧預金等債権の買取りの決定などが定められており、平成16年度は6回開催された。〔P71：IV. 2.（2）「運営委員会の開催状況（平成16年度中）」参照〕



運営委員会での審議の様様

## 3. 責任説明委員会

平成10年2月の預保法の改正により、機構の理事長は、整理回収業務

に関する協定に基づく業務を効率的に実施するために必要な体制整備を図る旨の規定が設けられ、従来以上に責任追及への法的要請が強められた。

これを受けて、同月、破綻金融機関及び旧住専等の経営者、債務者等の刑事・民事上の責任の所在を明らかにし、刑事告発・損害賠償請求その他の措置を的確に行うため、理事長を委員長、役職員を委員とする責任解明委員会を設置して活動を行ってきた。同委員会は、16年度中に2回開催され、責任追及案件を審議した。

また、責任解明委員会には現在3名の外部有職者が特別顧問に就任して、上記所要の措置を的確になすための意見申述を行っている。

○ 責任解明委員会特別顧問（平成17年7月1日現在）

神谷尚男（元検事総長）

小堀樹（元日本弁護士連合会会長）

安藤忠夫（元警視総監）

#### 4. 買取価格審査会

金融再生法第53条に基づく健全金融機関等からの資産の買取り制度を適正に運用するため、平成11年6月、機構の理事長の諮問機関として、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士の外部有識者3名からなる買取価格審査会を設置した。

その後、平成14年1月の改正金融再生法の施行により時価による買取りを行うこととなったことに伴い、買取価格の合理性を担保するため、買取価格審査会に新たに2名の委員を加え（計5名の委員で構成）同審査会の体制強化を図っている。

同法改正以降は、従来年2回であった定例相対買取りを年4回にしたほか、新たに入札への参加も可能となり、買取価格審査会は平成16年度中に6回開催された。

○ 買取価格審査会委員（平成17年3月31日現在）

委員長 藤村義徳（弁護士）

委員長代理	長 場 信 夫 (不動産鑑定士)
委 員	竹 原 相 光 (公認会計士)
委 員	倉 都 康 行 (金融実務家)
委 員	日向野 幹 也 (学識経験者)

## 5. 処分価格審査会

公的資金による資本増強のために引受け等を行った優先株式等について、譲渡その他の処分を行うに際し、公正・中立な手続による適正な価格の決定に資する目的で、平成16年6月、理事長の諮問機関として、公認会計士、金融実務家、学識経験者の外部有識者3名からなる処分価格審査会を設置した。処分価格審査会は、16年度中に8回開催された。

### ○ 処分価格審査会委員 (平成17年3月31日現在)

委員長	加 藤 厚 (公認会計士)
委員長代理	倉 都 康 行 (金融実務家)
委 員	薄 井 彰 (学識経験者)

## 6. 業績評価委員会

機構における役員に適正な退職手当の支給に資することを目的として、退職役員に退職手当に係る業績勘案率を決定するため、平成16年4月、運営委員会の金融界以外の委員3名と非常勤監事1名からなる業績評価委員会を設置した。同委員会は、16年度中に2回開催された。

### ○ 業績評価委員会委員 (平成17年7月1日現在)

委員長	成 田 正 路 (運営委員会委員)
委 員	吉 井 毅 (運営委員会委員)
委 員	吉 野 直 行 (運営委員会委員)
委 員	高 橋 瞳 (預金保険機構監事)

## 7. 各部の業務

### (1) 総務部

総務部は、機構の事務の総合調整、運営委員会等の開催、広報、情報公開、個人情報保護、人事、組織、定員、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構との連絡調整、産業再生機構への出資等に関する事務、国際関係業務及び内外調査等の事務並びに他の部の所掌に属さない事務を所掌している。

なお、総務部には、総務課、人事課、広報・情報管理室、企画調整課、管理課、国際室及び調査室の4課3室が置かれている。

### (2) 財務部

財務部は、機構の予算、決算、経理、会計監査、資産管理、資金計画、資金調達・管理及び保険料の収納事務を所掌している。

なお、財務部には、財務企画課、経理第一課、経理第二課、経理第三課、資金第一課及び資金第二課の6課が置かれている。

### (3) 金融再生部

金融再生部は、金融整理管財人等の業務、破綻した金融機関の業務承継、金融危機への対応、銀行の特別公的管理、金融機関等からの資産の買取り及び企業再生並びに金融機関等の資本増強等に関する事務を所掌している。

なお、金融再生部には、企画管理課、業務課及び金融整理課の3課が置かれている。

### (4) 預金保険部

預金保険部は、保険金等の支払、資金援助(金融危機への対応を含む。)、預金等債権の買取り、システムの開発・運営、名寄せデータ・システム整備等に関する金融機関等への研修・助言及び更生特例法に基づく預金者表の作成等に関する事務を所掌している。

なお、預金保険部には、企画課、資金援助課、研修課及びシステム課

の4課が置かれている。

#### **(5) 特別業務部**

特別業務部は、刑事・民事の責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の財産調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務を所掌している。

なお、特別業務部には、管理課、指導課、機動調査課、特別調査第一課、特別調査第二課及び特別調査第三課の6課が置かれている。

#### **(6) 検査部**

検査部は、金融機関に対する保険料確認検査、名寄せ等確認検査及び概算払率算定検査に関する事務を所掌している。

なお、検査部には、検査企画課、審査課、検査第一課及び検査第二課の4課が置かれている。

#### **(7) 大阪業務部**

大阪業務部は、保険金等の支払、資金援助、預金等債権の買取り等、金融整理管財人等の業務、刑事・民事の責任追及事案の調査、整理回収機構に対する指導・助言、整理回収機構の譲受債権等に係る債務者等の財産調査、整理回収機構からの委託に基づく取立て並びに買取資産の管理・回収及び処分等に関する事務のうち、主として関西以西の地区に係るものを所掌している。

なお、大阪業務部には、総務管理課、金融整理室、資金援助課、指導課、機動調査課、特別調査第一課、特別調査第二課及び特別調査第三課の7課1室が置かれている。

### **8. 組織改正**

平成17年度の組織改正については、17年4月のペイオフ解禁の実施、及び金融情勢の平時モードへの移行などの機構を取り巻く金融環境の変

化による業務量の変動等に的確に対応した事務運営体制の整備を図るとともに、スリム化を推進するとの基本方針の下に見直しを行い、金融整理管財人業務を所掌している金融再生部金融整理第一課と同第二課を統合して1課を削減したほか、全体の要員数も縮減を図ることとした。この結果、17年度の定員（職員）は、対前年度11名減の386名となっている。

## 9. 整理回収機構

整理回収機構は、平成10年10月の預保法及び住専法の改正により、公正・透明な手法をもって不良債権の早期かつ効率的な回収に努め、投入される公的資金を最小化することを目的として設立されることとなった組織であり、11年4月1日に住管機構と整理回収銀行が合併し、機構100%出資（資本金2,120億円）の子会社（株式会社）として発足した。

平成17年4月現在の体制は、役員11人（取締役8人、監査役3人）、職員1,674人となっている。組織としては、本社のほか27支店、8分室を有し、回収担当を5つの業務部、統合支店部及びローン業務部並びに東京・大阪の特別回収部で編成している。

事業内容は、①旧住専7社から譲り受けた債権の回収、②破綻金融機関からの不良債権等の買取り・回収、③金融再生法第53条に基づく健全金融機関等からの不良債権の買取り・回収、④金融機能強化法等による資本増強のための株式等の引受け等を主な業務としているほか、11年6月、債権管理回収業の許可に基づくサービサー業務を開始しており、13年4月、農水産業協同組合貯金保険機構との間で農水産業協同組合貯金保険法に基づく「回収業務に関する協定」を締結し、協定債権回収会社となっている。また、同年8月には信託兼営の認可を受け、信託方式による不良債権の引受け及び信託を活用した不良債権の証券化、さらには民間の資金を用いた企業再生ファンドの組成を進めている。〔P69：IV.1.(8)「回収業務等に係る預金保険機構と整理回収機構の関係」参照〕

## 10. 第二日本承継銀行

第二日本承継銀行は、平成16年2月26日の金融庁長官による設立決定を受けて、機構の全額出資（21億2,000万円）により設立され、16年3月8日、銀行業及び担保附社債信託業の免許を取得した。

第二日本承継銀行は、金融機関の破綻に際して、その受皿となる救済金融機関が現われない場合のために、金融整理管財人による管理下におかれた破綻金融機関の付保預金や健全資産等を引き継ぎ、業務の暫定的な維持・継続を図るとともに、その業務の受皿となる金融機関（再承継金融機関）を探し、預金者保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としている。

なお、平成17年3月末現在で、破綻金融機関からの営業（事業）譲受の実績はない。

## 11. 産業再生機構

産業再生機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、我が国産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し金融機関等が有する債権の買取り等の実施による事業の再生の支援を営むことを目的に、平成15年4月9日の産業再生機構法の施行、同14日の内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣による設立の認可を受けて、同16日、機構が全額出資（資本金494億800万円）する株式会社として設立された。その後5月20日の機構及び農林中央金庫を引受人とする増資により資本金505億700万円（機構497億5,700万円、農林中央金庫7億5,000万円）となった。

産業再生機構は、産業再生機構法第19条の規定に基づき、

- ① 再生支援をする旨の決定を行った事業者（以下「対象事業者」という。）に対して金融機関等が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）、
- ② 債権買取り等を行った債権に係る債務者に対する

イ．資金の貸付け、

ロ．金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証、

ハ．出資、

③ 債権の管理や譲渡、出資に係る持分の譲渡及びその他の処分、

④ 対象事業者に対する助言や上記各業務に関連して必要な交渉や調査及び附帯する業務、

などの業務を行うこととされている。

具体的な事業再生については、事業者及びメインバンク等からの申込みを受けた案件に対して、法令で定められた支援基準・手続等に従い検討を行い、最終的には、主務大臣等の意見を聴取した上で産業再生委員会において支援決定、買取決定等を行うこととされている。

債権買取りの申込みは、産業再生機構法第23条により平成17年3月末で終了したが、この間、産業再生機構では、地場産業から大手上場企業まで規模の大小を問わず、幅広い業種にわたり、民間の事業再生を補完しつつ、今後の事業再生のモデルとなるものを提示する形で取り組んだ結果、最終的な支援決定件数は41件となった。具体的には、地方経済の活性化にもつながる老舗百貨店、温泉旅館に係る案件、民間ベースでの取扱いが難しい公的機関の協力を取り付けた案件、民事再生手続との併用により、事業価値の毀損を最小限化するスキームで私的再生と法的再生との隙間を埋める機能を果たした案件等が特徴的なものとして挙げられる。

## 資料編

### 1. 預金保険制度

#### (1) 預金保険制度の概要<sup>(脚注)</sup>

##### 対象金融機関

本制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある次の金融機関であり、これらの金融機関が下記 の対象預金等を受け入れた時点で、機構、金融機関と預金者の間で自動的に保険関係が成立することとなる。

- イ．銀行法に規定する銀行、ロ．長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、
- ハ．信用金庫、ニ．信用組合、ホ．労働金庫、ヘ．信金中央金庫、
- ト．全国信用協同組合連合会、チ．労働金庫連合会

- (注)・上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は本制度の対象外。  
・農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合等は「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入。  
・日本郵政公社の郵便貯金は政府により保証。証券会社は「投資者保護基金」、生命・損害保険会社はそれぞれ「保険契約者保護機構」に加入。

##### 対象預金等

本制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりである。

- イ．預金、ロ．定期積金、ハ．掛金、ニ．元本補てん契約のある金銭信託（貸付信託を含む）ホ．金融債（保護預り専用商品に限る）ヘ．イ～ホの預金等を用いた積立・財形貯蓄商品、ト．確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等

ただし、次の預金等は対象から除外される。

- イ．外貨預金、ロ．譲渡性預金、ハ．特別国際金融取引勘定において経理された預金（オフショア預金）、ニ．日本銀行からの預金等（国庫金を除く）、
- ホ．対象金融機関からの預金等（確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等を除く）、ヘ．機構からの預金等、ト．無記名預金等、チ．他人・架空名義預金等、
- リ．導入預金等、ヌ．元本補てん契約のない金銭信託、ル．金融債（保護預り専用商品以外）

---

(脚注) 上記 ~ の詳細・経緯等については、「預金保険制度における主要な枠組みの変遷について」(『預金保険研究』第3号<機構、平成17年3月>)参照。

## 預金等の保護の範囲

金融機関が破綻したときに預金保険で保護される預金等の額は、平成14年12月の預保法改正により、15年4月以降2年間は、14年度と同様、保険の対象となる預金等のうち、当座預金、普通預金、別段預金については元本と利息の全額、それ以外の定期預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等の合計額となっていた。

平成17年4月以降は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金（無利息、要求払、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす預金）に該当するものは全額保護となり（恒久措置）、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがある。

		平成14年4月～平成17年3月末まで	平成17年4月以降
預金保険の対象預金等	当座預金	全額保護	利息がつかない等の3要件を満たす預金 <sup>(注1)</sup> は全額保護（恒久措置）
	普通預金		
	別段預金		
	定期預金 定期積金 ビッグ ワイド等	合算して元本1,000万円 <sup>(注2)</sup> までとその利息等 <sup>(注3)</sup> を保護 1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる (一部カットされることがある)	
対象外預金等	外貨預金 譲渡性預金 ヒット等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる (一部カットされることがある)	

(注1) 決済用預金という。「無利息、要求払、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもの。

(注2) 当分の間、金融機関が合併を行ったり、営業（事業）の全てを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、当該保護金額が1,000万円の代わりに、「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額となる（例えば、2行合併の場合は、2,000万円）。

(注3) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等のうち一定の要件を満たすもの等も利息と同様保護される。

## 決済債務の保護

金融機関が行う資金決済に係る取引（為替取引、手形交換所において決済をすることができる手形、小切手等の提示に基づき行われる取引、金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引）に関し金融機関が負担する債務を決済債務<sup>（注）</sup>という。例えば、金融機関が破綻前に顧客から振込みの依頼は受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当する。

決済債務は、全額保護される。

（注）金融機関自身や金融業を営む者の委託に起因する取引による債務は、原則として決済債務に該当しない。ただし、金融機関が業として行う取引に関する債務でない場合等は、決済債務に該当する。なお、決済債務のうち、決済用預金として経理されていないものを「特定決済債務」という。例えば、決済債務のうち、金融機関預金や仮受金等として経理されているものが、これに該当する。

## 保険料

保険料は、平成8年度から13年度までは、一般の保険料と特別保険料<sup>（注）</sup>の2種類があったが、13年度限りで特別保険料は廃止された。一般の保険料は、ペイオフコスト内での資金援助や保険金支払等の業務の原資となる。

（注）特別保険料は、預金等の全額保護の特例措置に対応するため、ペイオフコストを超える資金援助（特別資金援助）の実施等の特例業務を行うことを目的に特別に設けられた勘定の原資。

預金保険対象金融機関は、特別保険料（料率は政令により0.036%と定められていた）を納付することが義務付けられていたもの。

保険料率は、運営委員会の議決を経たうえで、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）と財務大臣の認可を得て、公告する手続をとることになっている。

なお、保険料は、前年度の預金保険対象預金残高（平成14年度から、それまでの前年度末残から前年度営業日平残に移行）に保険料率を乗じて算出することとなっており、預金保険対象金融機関は毎営業年度開始後3か月以内に機構に納付することが義務付けられている（半年ごとの分割納付も可能）。

平成14年度の保険料率は、「特定預金」（当座・普通・別段預金）が引き続き全額保護される一方、「その他預金等」（定期預金等）が定額保護（元本1,000万円までとその利息等が保護）に移行し、預金等の保護される範囲が異なるようになる中で、特別保険料の廃止、預保法や11年12月の金融審議会の答申の趣旨を勘案し、「特定預金」は0.094%に、「その他預金等」は0.080%と定められた。

平成15年度以降の保険料率は、14年12月に改正された預保法の規定に

より、新たに定めることとなった。ただし、15・16年度の2年間は、これまでの「特定預金」が「決済用預金」とみなされて引き続き全額保護され、「その他預金等」が「一般預金等」となり定額保護されるなど、預金保護の枠組みは実質的に14年度と変わらなかった。このため、「決済用預金」と「一般預金等」の料率格差の設定は、連続性にも配慮し『付保預金1円当たりの保険料負担が同じとなるように算定した場合の料率』と『両者とも一律0.084%とした場合の料率』との加重平均値とすることが適切であると考え、預保法や11年12月及び14年9月の金融審議会答申の趣旨を勘案し「決済用預金」は0.090%、「一般預金等」は0.080%と定められた。なお、16年度については、機構財政状況のほか、他の要因の状況等には大きな変化はみられないため不変とした。

平成17年度適用の保険料率は、17年4月以降、ペイオフ解禁が実施され、預金保護の枠組みが変わることを踏まえ、全体の実効料率は現行の0.084%を維持し、『付保預金1円当たりの保険料負担が均一』という考え方に基づき保険料率を算出し、「決済用預金」は0.115%、「一般預金等」は0.083%と定められた。〔P31：.5.(3)「預金保険料率の設定」参照〕

### 預金保険料率の推移

	保険料率		特別保険料率 <sup>(注)</sup>	計( + )
	特定預金	その他預金等		
昭和46年 (制度発足時)～	0.006%		なし	
昭和57年度～	0.008%		なし	
昭和61年度～	0.012%		なし	
平成8年度～	0.048%		0.036%	0.084%
平成13年度	特定預金	その他預金等	0.036%	0.084%
	0.048%	0.048%		
平成14年度	0.094%	0.080%	なし	
平成15年度～	決済用預金	一般預金等	なし	
	0.090%	0.080%		
平成17年度以降	0.115%	0.083%	なし	

(注)平成8年度～平成13年度の間に限定(預保法附則第19条第1項)

## 金融機関の破綻処理

### 1) 資金援助

#### イ. 概要

資金援助とは、金融機関が破綻した場合、機構が、営業譲渡・合併等を行う救済金融機関等や破綻金融機関に対し、その合併等を容易にするよう援助を行うものである。資金援助によって、合併等は円滑に行われ、破綻金融機関の付保預金が救済金融機関等に引き継がれ保護されることとなる。資金援助の方法としては、金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ、資産の買取り、債務の保証、債務の引受け、優先株式等の引受け等、損害担保（いわゆるロスシェアリング）がある。

営業譲渡に係る資金援助は、預金等の全額保護下においては、営業の全部譲渡の場合に限られていたが、平成14年度以降の預金等の定額保護下においては、原則としてペイオフコストの範囲内で行われ、救済金融機関に付保預金と健全資産等を内容とする営業の一部を譲渡する場合が中心となる。

営業の一部譲渡の場合、営業譲渡されなかった債権者に対する清算配当額を確保する目的で、機構が破綻金融機関に対し債権者間の衡平を図るための資金援助（金銭の贈与に限る。）を行うことができるように手当てされている。

#### ロ. 資金援助の手順

内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）による合併等に関する適格性の認定<sup>（注）</sup>あるいは合併等のあっせんを受けた救済金融機関等は、破綻金融機関と連名で機構に対し資金援助の申込みを行うことができる。申込みを受けた機構は、運営委員会の議決（その際、運営委員会は機構の財務状況、資金援助見込額、ペイオフコストを考慮し、機構資産の効率的利用に配慮することとされている。）を経て、資金援助の可否、資金援助の額及び方法等を決定する。機構は、この決定をしたときは、救済金融機関等や破綻金融機関と資金援助に関する契約を締結し、資金援助を実施することとなる。

（注）適格性の認定は、次の3要件をすべて満たす場合に限り、行うことができるとされている。

- 当該合併等が行われることが預金者その他の債権者の保護に資すること。
- 機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であること。
- 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該破綻金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

## 2) 保険金の支払

機構による保険金支払の原因となる保険事故には次の2種類があり、保険金の支払は保険事故が発生した金融機関の預金口座の名寄せ等の準備が整い次第、預金者からの請求に基づいて行われる。

第一種保険事故： 金融機関の預金等の払戻しの停止

この場合、機構は保険事故発生後1か月以内（必要に応じて1か月以内で延長が可能）に、保険金の支払を行うかどうかについて運営委員会の議決を経て決定する。

第二種保険事故： 金融機関の営業免許の取消し、破産手続開始の決定又は解散の決議

この場合、機構による決定を要することなく、当然に保険金の支払が行われる。

預金者に支払われる保険金の額は、保険事故発生日に当該金融機関に預入している付保預金の元本とその利息等の合計額で、元本の額は、決済用預金は全額、政令により預金者1人当たり1,000万円までと定められている（ただし、担保預金等については、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまで、保険金の支払を保留することがある）。

機構は、第一種保険事故が発生した場合、保険金の支払及び公告事項（保険金の支払期間、支払場所、支払方法、支払取扱時間等）を運営委員会の議決を経て決定し、公告事項を官報に掲載し、預金者に周知徹底を図ることとなっている。なお、第二種保険事故の場合には、運営委員会の議決を経ることなく保険金を支払うこととなるので、機構は公告事項を定め、公告する手順のみを行う。

## 3) 仮払金の支払

仮払金は、保険事故が発生し、保険金の支払又は付保預金の払戻しの開始までかなりの日数を要すると見込まれるような場合、破綻金融機関の預金者の当座の生活資金等に充てるため支払われるものである。機構が仮払金の支払を行うためには、保険事故発生日から1週間以内に、運営委員会の議決を経て決定をすることが必要とされている。

仮払金は、政令の定めにより、各預金者の普通預金残高（元本のみ）について、1口座につき60万円を限度として支払われる。なお、後に保険金等が支払われるときには、この仮払金支払額はその預金者の保険金の額等から控除されることになる。

また、仮払金を支払う場合には、公告等について保険金の支払と同様の手続をとることとなっている。

#### 4) 預金等債権の買取り

保険対象預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び外貨預金並びにこれらの利息等については、機構が概算払の実施を運営委員会で決定した場合には、預金者からの請求に基づいて、当該債権を配当金の見込額等を考慮して決定した一定の率（概算払率）を乗じた金額により買い取る形で支払うことができるようになっている（ただし、担保権が設定されている預金等は除く）。この制度によって、預金者は弁済金・配当金の受取りを待たずに、早期にその一部の回収が可能となる。この概算払は、資金援助方式及び保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。

なお、機構では、買い取った預金等債権の回収額が買取りに要した費用を控除しても、概算払額を超えるときは、その超える部分の金額を預金者に支払うこととなっている（精算払）。

機構が預金等債権の買取りを行う場合には、概算払率について運営委員会の議決を経て、内閣総理大臣（金融庁長官に法定委任）及び財務大臣の認可を受けた後、買取期間、買取場所、支払方法等を定め、公告することとなっている。

## 金融機関が破綻した場合の預金等の取扱概念図（平成17年4月以降）

（太線内が預金保険によって保護される）

		1,000万円まで	1,000万円超	
預金保険の対象預金等	決 済 用 預 金 〔 当 座 預 金 〕 無利息普通預金等	<b>全額保護</b> 元本全額を保護（恒久措置）		
	決済用預金以外 〔 有利息普通預金 〕 定 期 預 金 定 期 積 金 ピ ッ グ ワ イ ド 等	<b>定額保護</b> 元本1,000万円までと その利息等を保護	<b>概算払</b> 元本1,000万円を超える 部分及び外貨預金と これらの利息等 × 概算払率	<b>精算払</b>
対象外預金等	外 貨 預 金	破綻金融機関の財産の状況に応じて支払		
	譲 渡 性 預 金 ヒ ッ ト 等			

一部カットの可能性

### 5) 更生特例法に基づく手続

機構は、更生特例法により、破綻した金融機関の更生・再生・破産手続を円滑に進めるため、預金者に代わって、更生・再生・破産債権の届出（預金者表を作成のうえ裁判所に提出）、更生・再生計画案に関する議決権の行使などを行うことになっている。機構が議決権を行使するときは、同意しようとする更生・再生計画案の内容をあらかじめ預金者に通知、公告する。

## (2) 預金保険制度の拡充・整備経過

	昭和46年制度発足時	～昭和61年7月～	～平成8年6月～
1. 対象金融機関 [法律]	銀行、相銀 <sup>*1</sup> 信金、信組	<昭61年/7月> 労金が加入	
2. 資本金 [認可]	4.5億円 政府 1.5億円 日銀 1.5億円 民間 1.5億円	<昭61年/7月> 4.55億円 労金が出資 (0.05億円)	<平8/7月> 54.55億円 政府が出資〔住専勘定〕 (50億円)
3. 役員 理事長、理事、監事 [(平10/10月)両議院同意・内閣総理大臣任命] [法律]	理事長(日銀副総裁) 理事1名 監事1名		(大蔵大臣任命) → (両議院同意・内閣総理大臣任命) <平8/6月> <平10/10月> 3名以内 → 4名以内 <平8/6月> <平10/10月>
4. 保険料率 一般[認可] 特別[政令]	0.006%	<昭57年度> <昭61年度> 0.008% → 0.012%	<平8年度> 0.048% 導入0.036%
5. 保険料納付期日 [法律]	年度開始後3か月以内		年度開始後3か月以内、(ただし1/2は年度開始6か月後3か月以内で可)
6. 保険金支払限度額 [政令]	元本100万円	<昭49/6月><昭61/7月> 300万円 → 1,000万円	
7. 預金等全額保護の特例措置 [法律]			導入
8. 預金設定方式による保険金の支払 [法律]			導入
9. 仮払金支払制度 [法律] 同限度額 [政令]		<昭61/7月> 導入 20万円	
10. 預金等債権買取り制度 [法律]			導入<平9/4月>
11. 預金者代理制度 <sup>*2</sup> [法律]			導入<平9/4月>
12. 資金援助制度 [法律]		<昭61/7月> 導入	
13. 破綻金融機関等からの資産買取り [法律]		救済金融機関からの資産買取り<昭61/7月>	破綻金融機関からの資産買取り 平8/6月 → 特別公的管理銀行等からの資産買取り 平10/10月
14. 借入金等(一般勘定) (1)借入限度額 <sup>*3</sup> [政令] (2)日銀借入返済のための金融機関借入 [法律]	500億円	5,000億円 <昭61/7月> 導入<昭61/7月>	1兆円 → 2兆円 → 4兆円 <平8/6月> <平11/4月> <平12/4月> 金融機関、その他の者 平10/10月

\*1 相互銀行(相銀)は、平成元年2月以降、逐次普通銀行に転換(平成5年4月1日、相互銀行法廃止)。

\*2 更生特例法

\*3 昭和46年から平成13年3月末までの間は、日銀からの借入限度額。平成13年4月以降は借入限度額に改正。

\*4 なお、当座預金、普通預金及び別段預金は平成14年度末まで全額保護、平成16年度末まで決済用預金とみなされた。



(3) 協定銀行、特定協定銀行及び債権処理会社に関する特例措置の拡充・整備経過

預保法関係

平成 8 年 6 月改正 (平成 8 年 6 月 21 日施行)	平成 10 年 2 月改正 (平成 10 年 2 月 18 日施行)	平成 10 年 10 月改正 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 12 年 6 月 30 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 13 年 4 月 1 日施行)
				・整理回収業務を当分の間の措置とする
・協定銀行に対する出資				
・協定銀行に対する破綻信用組合の資産買取りの委託	・委託の範囲を「破綻金融機関」へ拡大		・委託の範囲に「特例資産譲受人等」を追加 (平成 13 年 3 月 31 日まで)	・委託の範囲を「破綻金融機関等(破綻金融機関、承継銀行、特別危機管理銀行)」へ拡大
・協定銀行に対する損失の補てん(資産買取りの委託に係るものに限る)	・損失補てんの範囲を「協定に基づく合併・営業譲受けに係るもの」へ拡大			
	・協定銀行に対する資金の貸付け			
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証				
	・協定銀行から納付される金銭の収納			・利益納付に関する制限の撤廃 ・利益納付、損失補てんに関する利益、損失の各項目に貸倒引当金に関する規定の追加
・協定銀行に対する指導、助言				
・協定銀行の譲受債権等に係る債務者の財産調査、債権取立て	・債務者の財産調査については、罰則で担保			
	・債権処理会社に対する取立委託の承認			→ 規定の削除
・官庁、公共団体等に対する照会、協力要請				
		・協定銀行と債権処理会社の合併に必要な措置		

金融再生法関係

平成 10 年 10 月金融再生法成立 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 13 年 4 月 1 日施行)	平成 13 年 6 月改正 (平成 13 年 6 月 27 日施行)	平成 13 年 12 月改正 (平成 14 年 1 月 11 日施行)	平成 15 年 4 月改正 (平成 15 年 4 月 10 日施行)
・金融機関等の資産買取りおよび特定協定銀行に対する委託	変更なし	・健全金融機関等が資産の買取りの申込みを行うことができる期限を延長(平成 16 年 3 月 31 日まで)	・資産買取価格は時価とする ・入札への参加を可能とする ・買取資産の処分方法の多様化、迅速化、債務者の再生に努めるとの規定を明記	・健全金融機関等が資産の買取りの申込みを行うことができる期限を延長(平成 17 年 3 月 31 日まで) ・産業再生機構からの資産の買取りを追加
・買い取った資産の整理回収				
・特定協定銀行に対する資金の貸付け及び特定協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証				
・特定協定銀行から納付される金銭の収納				
・特定協定銀行に対する損失の補てん				
・特定協定銀行に対する実施計画及び資金計画の承認				
・特定協定銀行に対する指導、助言				
・特定協定銀行の譲受債権等に係る債務者の財産調査(罰則で担保)、債権取立て				
・官庁、公共団体等に対する照会、協力要請				
・債権処理会社に対する取立委託の承認	規定の削除			

## 早期健全化法関係

平成 10 年 10 月早期健全化法成立 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 12 年 6 月 30 日施行)
・協定銀行に対する株式等の引受け等の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定協同組織金融機関等」の株式等の引受け等に係る申込みについては平成 14 年 3 月 31 日までとする</li> </ul>
・協定銀行に対する損失補てん	
・協定銀行に対する資金の貸付け	
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証	
・協定銀行から納付される金銭の収納	
・協定銀行に対する株式発行銀行が協定銀行の子会社となったときの指導・助言	

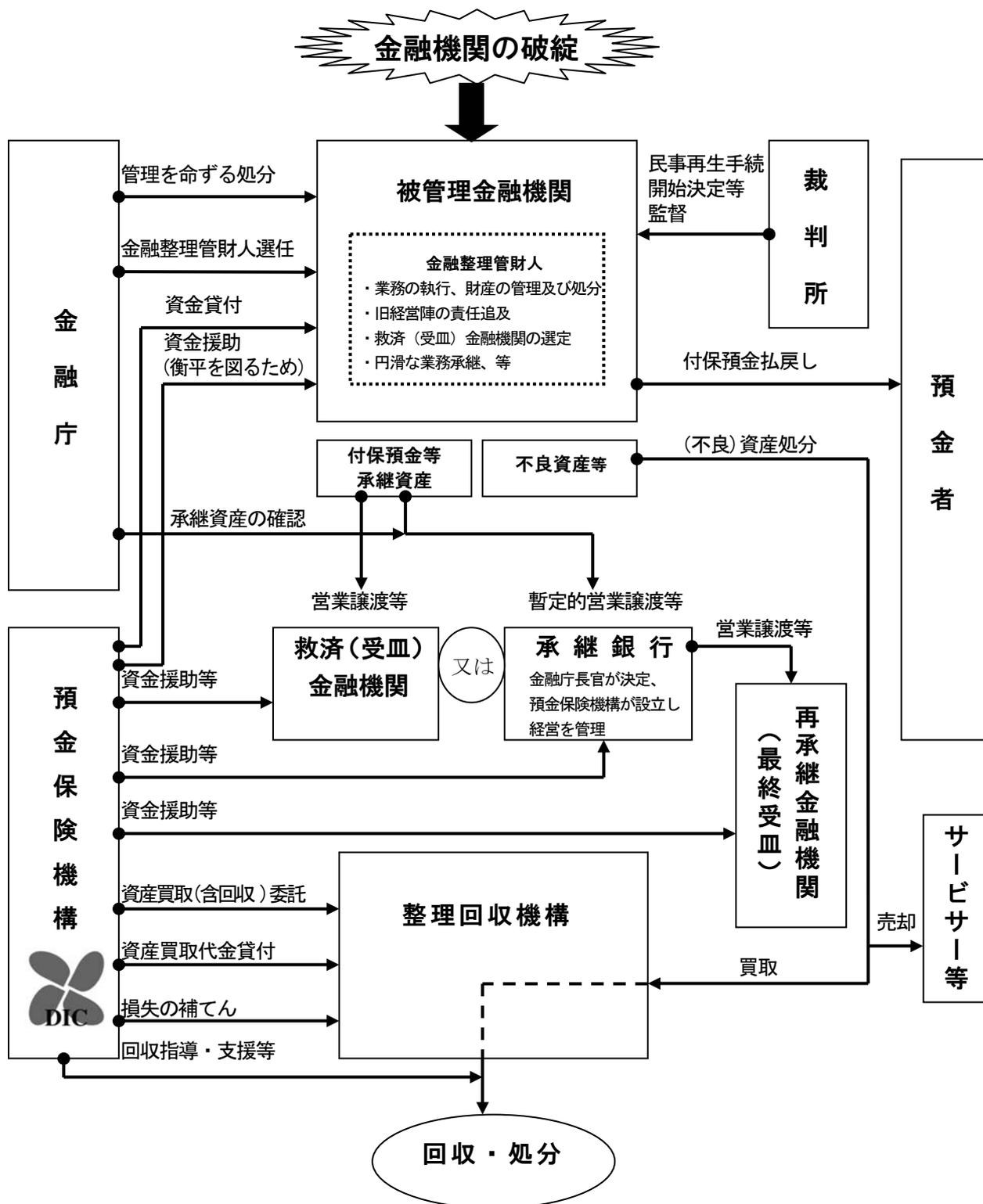
## 金融機能強化法関係

平成 16 年 6 月金融機能強化法成立 (平成 16 年 8 月 1 日施行)
・協定銀行に対する株式等の引受け等及び協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りの委託
・協定銀行に対する損失補てん
・協定銀行に対する資金の貸付け
・協定銀行の資金の借入れに係る債務の保証
・協定銀行から納付される金銭の収納

## 住専法関係

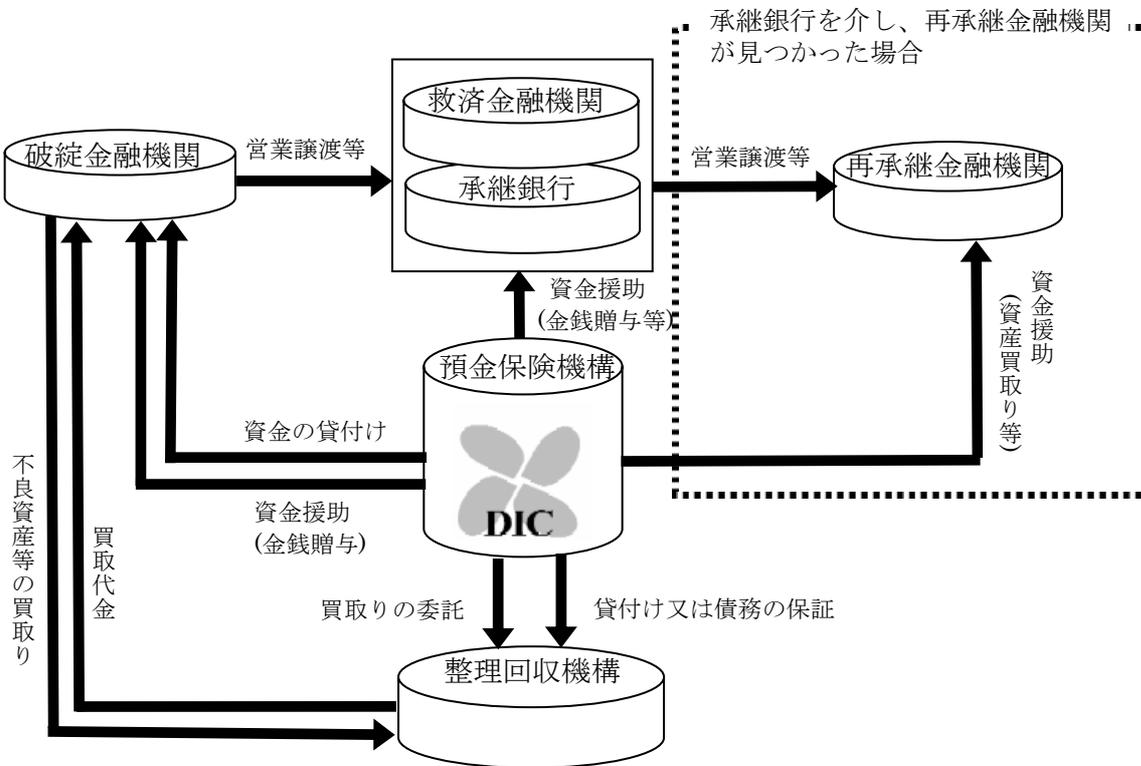
平成 8 年 6 月住専法成立 (平成 8 年 6 月 21 日施行)	平成 10 年 4 月改正 (平成 10 年 4 月 10 日施行)	平成 10 年 10 月改正 (平成 10 年 10 月 23 日施行)	平成 12 年 5 月改正 (平成 13 年 4 月 1 日施行)
・債権処理会社に対する出資、助成金の交付、債務保証、指導・助言			
・債権処理会社の譲受債権等に係る債務者の財産調査(罰則で担保、債権取立て)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罰則付の調査範囲を「第三者担保提供不動産」まで拡大</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定銀行に対する取立委託の承認</li> </ul>		→ 規定の削除
・官庁、公共団体等に対する照会・協力要請			
・金融機関等からの借入れ(一般業務とは別枠で住専勘定への政府出資[50 億円を限度])			
・政府補助金、日本銀行及び民間金融機関等からの拠出金の受入れ、債権処理会社の回収に係る益金の国庫納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権処理会社の補助金及び回収益金の国庫納付の方法改正(毎事業年度において回収益と 2 次損失の 1/2 相殺後、余剰金があれば国庫納付、不足があれば政府補助金に基づく補助金を交付)</li> </ul>		
・政府による連絡協議会の設立			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権処理会社と協定銀行の合併に必要な措置</li> </ul>	

#### (4) 定額保護下における破綻処理スキーム

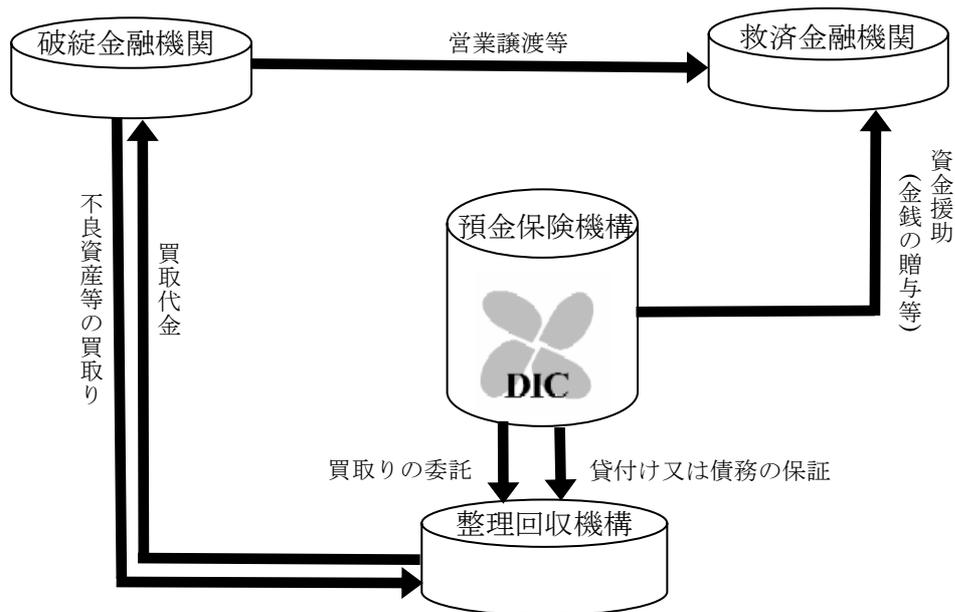


## (5) 資金援助スキーム

### ① 通常の資金援助



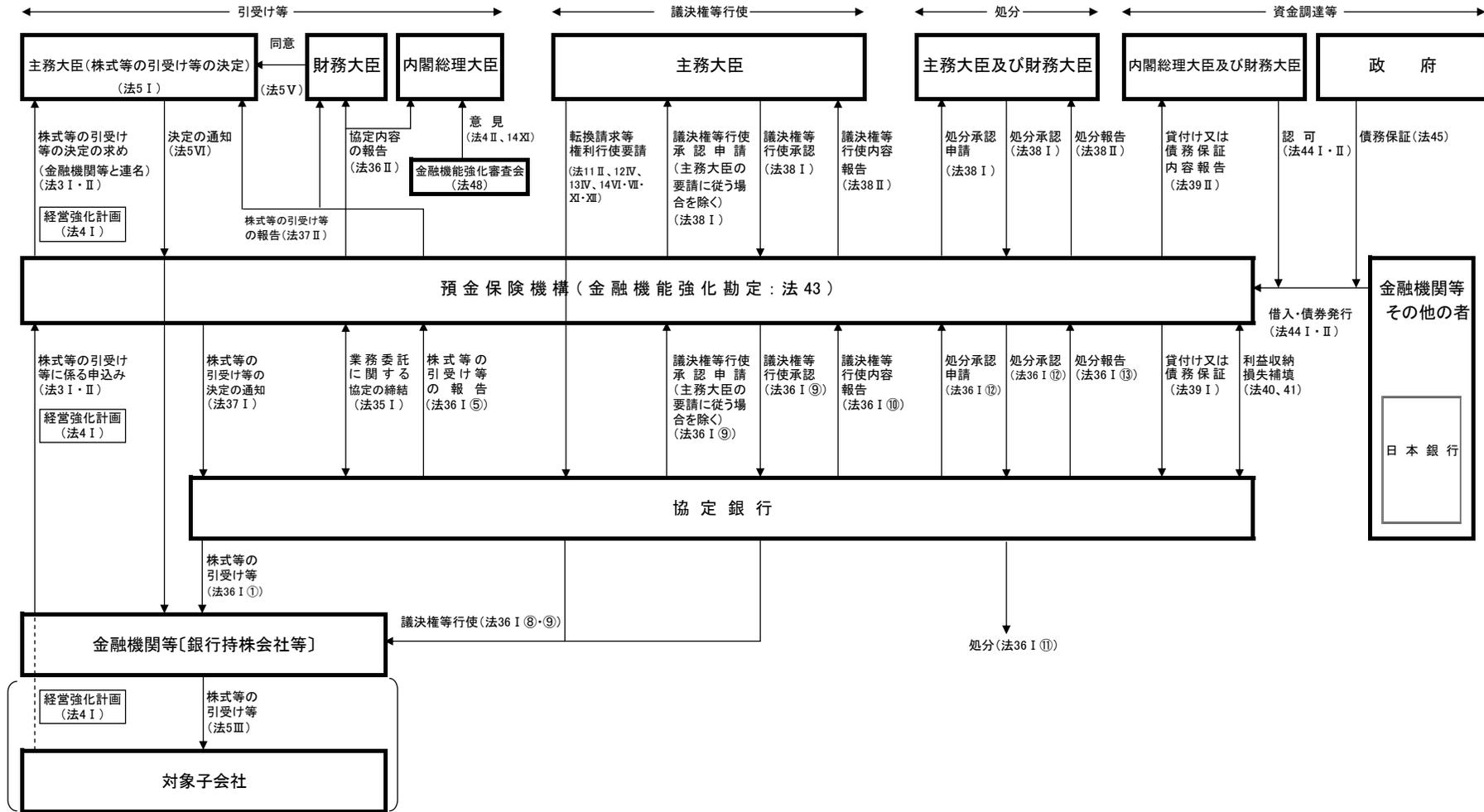
### ② 金融危機対応時の資金援助 (第二号措置の例)



# (6) 金融機能強化法に基づく金融機関の資本増強スキーム

金融機能の強化のための特別措置に関する法律

～株式等の引受け等のスキーム概要～



(注)

・本スキーム図は、機構の業務の流れを中心に記述している。

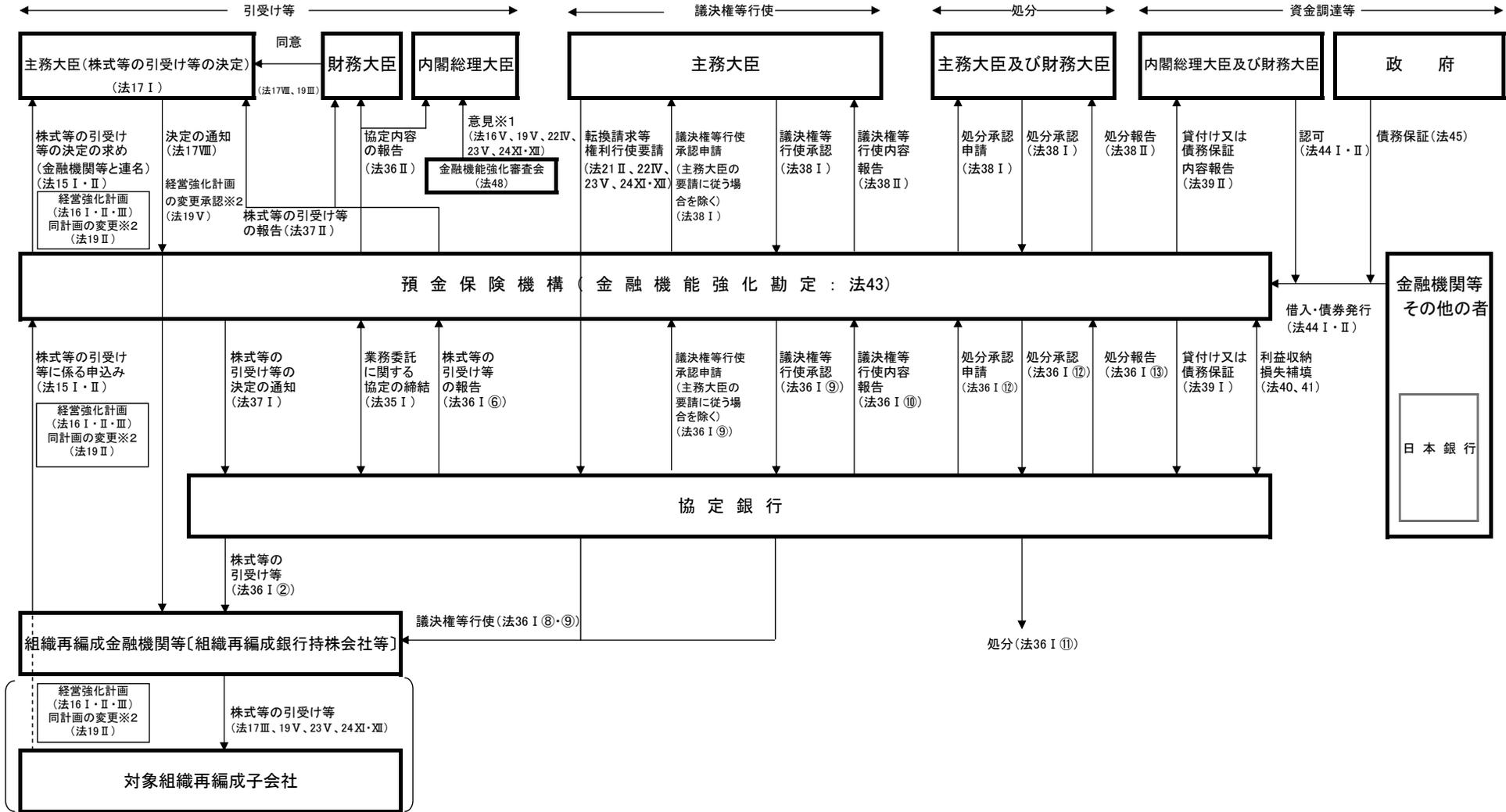
・主務大臣は、経営強化計画の履行状況のフォローを行う。

・括弧内は根拠規定であり、「法」は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を指す(アラビア数字は「条」、ローマ数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」)。

・株式等の引受け等の申込みをする金融機関等が銀行等の場合は、当該株式等の引受け等は株式の引受けに限る。

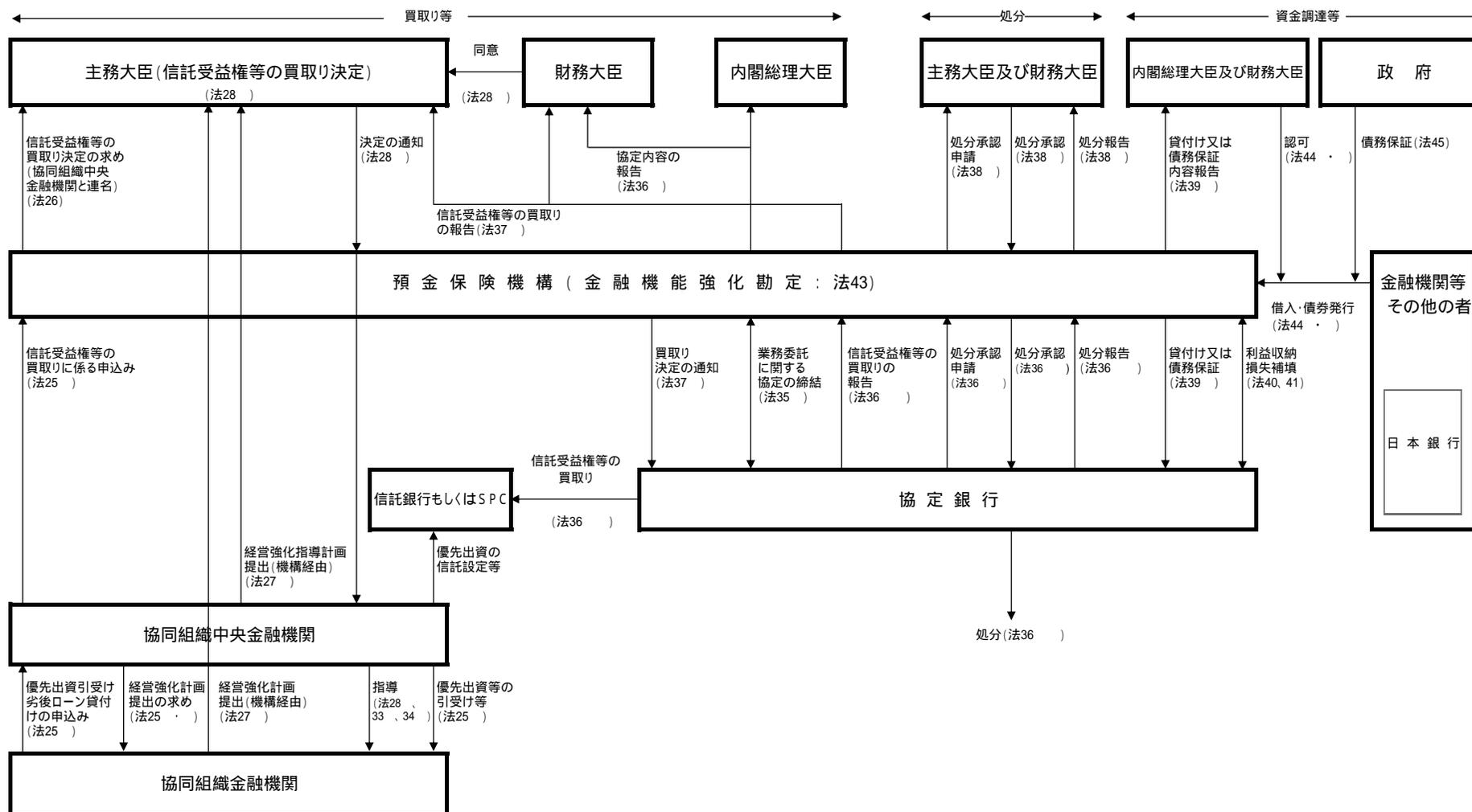
・株式等の引受け等が株式の引受けである場合は、当該株式の引受けは、議決権制限等株式による(特定の場合を除く。)

金融機能の強化のための特別措置に関する法律  
 ～組織再編成金融機関の株式等の引受け等のスキーム概要～



(注)  
 ・本スキーム図は、機構の業務の流れを中心に記述している。  
 ・主務大臣は、経営強化計画の履行状況のフォローを行う。  
 ・括弧内は根拠規定であり、「法」は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を指す(アラビア数字は「条」、ローマ数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」)。  
 ・株式等の引受け等の申込みをする金融機関等が銀行等の場合は、当該株式等の引受け等は株式の引受けに限る。  
 ・株式等の引受け等が株式の引受けである場合は、当該株式の引受けは、議決権制限等株式による(特定の場合を除く)。  
 ・※1は、必要があると認めるとき。  
 ・※2は、特定の事項の変更に係る場合。

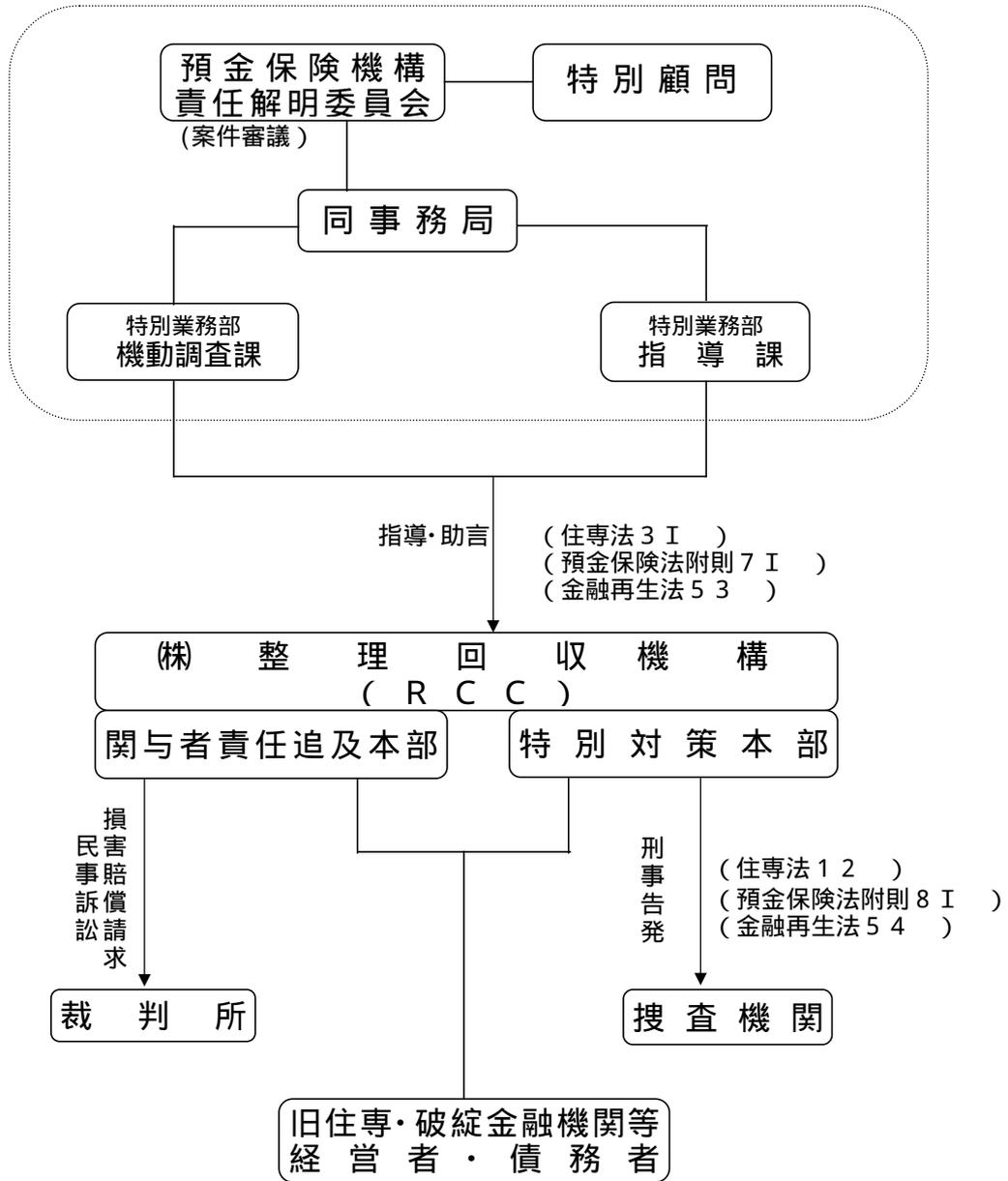
金融機能の強化のための特別措置に関する法律  
 ~ 信託受益権等の買取りスキーム (協同組織中央金融機関介在型) 概要 ~



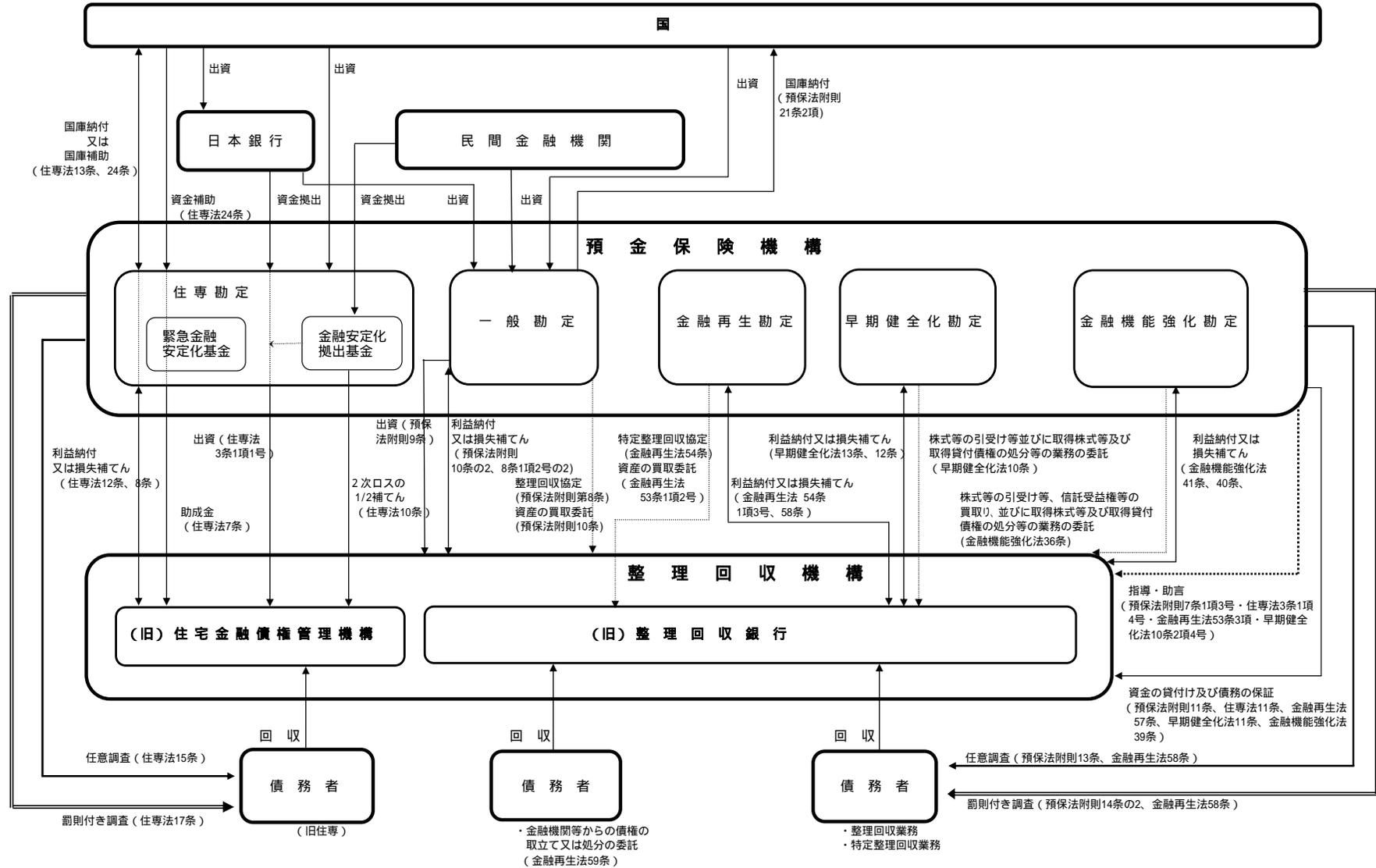
(注)  
 ・本スキーム図は、機構の業務の流れを中心に記述している。  
 ・主務大臣は、経営強化計画、経営強化指導計画の履行状況のフォローを行う。  
 ・括弧内は根拠規定であり、「法」は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律を指す(アラビア数字は「条」、ローマ数字は「項」、マルで囲んだ数字は「号」)。

(7) 責任追及体制

預金保險機構



( 8 ) 回収業務等に係る預金保険機構と整理回収機構の関係



## 2. 業 務 実 績

### (1) 主な出来事(平成16年度中)

・16.4.9	理事長談話を発表（横浜銀行の期限付劣後ローン(500億円)に係る任意弁済の承認(16.5.11実施)）
・16.4.22	業績評価委員会設置
・16.4.27	健全金融機関等からの資産買取りの実施（1金融機関から、債権元本12億円）
・16.6.1	理事長談話を発表（公的資金による資本増強のために引受け等した優先株式等について譲渡その他の処分を行うに際し、公正・中立な手続による適正な価格の決定に資する目的で、機構内に、外部の有識者で構成する「処分価格審査会」を設置し、第一回会合を開催）
・16.6.23	松田理事長退任
・16.6.24	永田理事長就任
・16.6.28	理事長談話を発表（横浜銀行からの優先株式(300億円)に係る譲渡の承認(16.7.2実施)） 健全金融機関等からの資産買取りの実施(13金融機関から、債権元本127億円)
・16.7.1	財務部設置
・16.7.8	理事長談話を発表（「資本増強のために引受け等を行った優先株式等の第三者への売却処分又は公的資金の返済の申出に対する当面の対応について(平成12年11月21日付)」を改定し、公表）
・16.7.26	理事長談話を発表（横浜銀行からの優先株式(700億円の内550億円)に係る普通株式へ転換、売上の承認(16.7.30実施)）
・16.7.28	理事長談話を発表（特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第129条第1項の資産買取りに係る申込みを受けて、本日運営委員会を開催し、当該資産51億円(簿価360億円)の買取りを行う旨決定(買取日は平成16年8月23日)）
・16.8.27	理事長談話を発表（横浜銀行からの優先株式(700億円の内150億円)に係る譲渡の承認(16.8.31実施)） 理事長談話を発表（みずほフィナンシャルグループの2優先株式(計2327.5億円)に係る譲渡の承認(16.8.31実施)）
・16.9.24	理事長談話を発表（みずほホールディングスの永久劣後債(2,000億円)、みずほ信託銀行の永久劣後債(残額250億円)及び三井トラストホールディングスの期限付劣後ローン(残額1,400億円のうち400億円)に係る期限前償還・任意弁済の承認(16.9.30実施)）
・16.9.28	健全金融機関等からの資産買取りの実施(36金融機関から、債権元本545億円)
・16.9.30	理事長談話を発表（三井住友フィナンシャルグループの2優先株式(計2,010億円)を普通株式に転換、ToSTNeT 2による売却の承認(16.11.2売却)）
・16.12.28	健全金融機関等からの資産買取りの実施(13金融機関から、債権元本279億円)
・17.2.1	りそなホールディングスの普通株式(27.3億円)のToSTNeT 2による売却
・17.2.28	理事長談話を発表（特別危機管理銀行である足利銀行から預金保険法第129条の資産買取りに係る申込みを受けて、運営委員会を開催し、当該資産564億円(簿価3,978億円)の買取りを行う旨決定(買取日は平成17年3月22日)）
・17.3.2	理事長談話を発表（旧日本長期信用銀行(新生銀行)及び旧日本債券信用銀行(あおぞら銀行)に係る特別公的管理終了時に、両行が保有していた株式で、当機構が買い取ったものについては、それぞれ新生信託銀行及びあおぞら信託銀行に信託しているが、平成17年3月1日に新生信託銀行分について株式売買契約に基づく当初信託期間が満了したことに伴い、信託期間が1年延長されたものを除いた株式(取得簿価ベース、約1,200億円)を当機構に移管)
・17.3.3	理事長談話を発表（みずほフィナンシャルグループの3優先株式(計2498.5億円)に係る譲渡の承認(16.3.7実施)）
・17.3.10	理事長談話を発表（三井トラストホールディングスの永久劣後債(1,000億円)、期限付劣後ローン(残額1,000億円)及びみずほホールディングスの期限付劣後債(1,000億円)に係る期限前償還・任意弁済の承認(17.3.31実施)）
・17.3.28	更生会社あしぎんフィナンシャルグループの会社更生計画案認可決定
・17.3.29	健全金融機関等からの資産買取りの実施(41金融機関から、債権元本805億円)
・17.3.31	理事長談話を発表（平成17年度適用の預金保険料率(「決済用預金」は0.115%、「一般預金等」は0.083%)に係る金融庁長官及び財務大臣の認可)

( 2 ) 運営委員会の開催状況 ( 平成 1 6 年度中 )

	年 月 日	主 な 議 題
第 177 回運営委員会	16 年 6 月 17 日	平成 15 事業年度決算に関する件 岡山市民信用金庫の係争案件の確定に伴うおかやま信用金庫に対する金銭の贈与の増額の件 株式会社整理回収機構への業務推進助成金交付の件
第 178 回運営委員会	16 年 7 月 28 日	金融機能の強化のための特別措置に関する法律の制定等に伴う預金保険機構定款の変更に関する件 金融機能の強化のための特別措置に関する法律の制定等に伴う預金保険機構の金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく業務方法書の作成に関する件(預金保険機構の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に基づく業務方法書の廃止) 預金保険法の一部を改正する法律等の施行に伴う預金保険機構業務方法書の変更に関する件 金融機能強化勘定及び金融機関等経営基盤強化勘定に係る「平成 1 6 事業年度予算及び資金計画の変更」の件 足利銀行が保有する資産の買取りの件 足利銀行からの資産の買取りを整理回収機構に委託する場合の条件に関する件 整理回収機構に対する資金の貸付け及び債務の保証の限度額の変更に関する件
第 179 回運営委員会	16 年 9 月 22 日	危機対応勘定に係る「平成 16 事業年度予算及び資金計画の変更」の件
第 180 回運営委員会	16 年 12 月 10 日	預金保険機構定款の変更に関する件 預金保険機構業務方法書の変更に関する件 株式会社東京相和銀行に係る係争事件の確定に伴う株式会社東京スター銀行に対する金銭の贈与の増額の件 株式会社整理回収機構への業務推進助成金交付の件
第 181 回運営委員会	17 年 2 月 28 日	足利銀行が保有する資産の買取りの件 足利銀行からの資産の買取りを整理回収機構に委託する場合の条件に関する件 整理回収機構に対する資金の貸付け及び債務の保証の限度額の変更に関する件 株式会社みなと銀行が承継した係争案件の確定に伴う株式会社みなと銀行に対する金銭の贈与の増額の件
第 182 回運営委員会	17 年 3 月 23 日	預金保険料率を定める件 「平成 1 7 事業年度予算及び資金計画の決定」の件 預金保険機構定款の変更に関する件

### (3) 資金援助等の実績

#### 資金援助等の実施及び回収等の状況（平成17年3月末現在）

(単位:億円)

資金援助等項目	資金援助等実施額	回収等累計額 (注1)
<b>【金銭贈与】</b>	<b>186,156</b>	(注2)
うち 特別公的管理銀行に対する金銭贈与	63,764	
<b>【資産の買取り】</b>	<b>97,337</b>	<b>73,994</b>
破綻金融機関からの資産の買取り	63,663	63,070
うち 特別公的管理銀行からの不適資産の買取り	11,798	15,909
特別公的管理銀行からの適資産(保有株式)の買取り	29,394	6,858
特別公的管理銀行からの適資産(貸付債権等)の買取り	24	77
特別危機管理銀行からの資産の買取り	615	4
全国信用協同組合連合会からの資産の買取り	159	204
健全金融機関等からの資産の買取り	3,481	3,781
<b>【資本増強】</b>	<b>123,869</b>	(注3) <b>36,552</b>
旧安定化法に基づく資本増強	18,156	13,347
早期健全化法に基づく資本増強	86,053	23,095
預金保険法に基づく資本増強	19,600	111
組織再編成特別措置法に基づく資本増強	60	0
<b>【その他】</b>	<b>59,654</b>	<b>46,672</b>
特別公的管理銀行に対する資金の貸付け	42,000	42,000
瑕疵担保条項に基づく資産の引取り	12,214	4,554
損失補てん	5,321	
特別公的管理銀行に対する損失補てん	4,500	
全国信用協同組合連合会に対する損失補てん	820	
貸付(救済金融機関に対する貸付け)	80	80
債務引受(救済金融機関に対する債務の引受け)	40	38

単位未満四捨五入。

(注1) 回収等累計額には、簿価部分に相当する回収額に加え、債権取立益等簿価を超える回収額、有価証券の売却益、不動産売却益等のほか、買収資産の価格調整額(\*)を含み、利息、配当金等の収益は含まない。

\* 買収価格調整額: 資産買収価格決定の基準となる評価基準日から、整理回収機構が実際に破綻金融機関から資産を譲り受けるまでには一定の期間を要しており、この間の回収の進捗等による資産価格の変動分については、譲受後に整理回収機構と清算法人(破綻金融機関)の間で精査・確定のうえ精算(買収価格調整)しており、当該買収価格調整による価格の変動相当額を買収価格調整額としている。17年3月現在の買収価格調整額は、1兆1,510億円。

(注2) 金銭贈与額のうち、10兆4,326億円については、交付国債(13兆円)の償還(使用)により手当て済み(現段階で国民負担として確定している)。残額については預金保険料により充当されることとなっており、機構が17年3月31日までに金融機関から徴収した預金保険料は累計で5兆1,791億円となっている。

\*\* 交付国債は、14年3月末までの破綻処理においてペイオフコストを超える金銭贈与を賄うために手当てされた。(交付国債の償還は15年3月末で終了)

\*\*\* 金銭贈与額の精査に伴う減額等が生じた場合は、国庫に納付される。

(注3) 資本増強に係る回収等累計額3兆6,552億円のうち、増強額に相当する金額は、3兆4,729億円である。

(注4) 旧安定化法に基づく資本増強(旧長銀・旧日債銀)に係る損失補てん金(1,582億円)、早期健全化法に基づく資本増強(あしぎんFG)に係る損失補てん金(224億円)、資産買収業務委託特別補てん金(785億円)については、機構が整理回収機構に対して交付した補てん金であることから、上記の表には含めていない。

## 資金援助の年度別内訳

(単位：億円)

年 度	資金援助 の件数	資金援助の内訳			
		金銭贈与	資産買取	貸 付	債務引受
平成 4 年度	2件	200	-	80	-
平成 5 年度	2件	459	-	-	-
平成 6 年度	2件	425	-	-	-
平成 7 年度	3件	6,008	-	-	-
平成 8 年度	6件	13,160	900	-	-
平成 9 年度	7件	1,524	2,391	-	40
平成 10 年度	30件	26,843	26,815	-	-
平成 11 年度	20件	46,371	13,044	-	-
平成 12 年度	20件	51,564	8,501	-	-
平成 13 年度	37件	16,422	4,064	-	-
平成 14 年度	51件	23,180	7,949	-	-
平成 15 年度	0件	-	-	-	-
平成 16 年度	0件	-	-	-	-
<b>合 計</b>	<b>180件</b>	<b>186,156</b>	<b>63,663</b>	<b>80</b>	<b>40</b>

(注)1.各年度の計上は、資金援助実施日(営業譲渡日)ベース。(なお、金銭贈与額は、事後の減額等措置分について当初実施日の金額を修正して計上。)

2.資金援助の件数については、日本長期信用銀行と日本債券信用銀行から資産買取を2回実施した。また、みどり銀行(資産買取10年度、金銭贈与11年度)は、件数のみ10年度計上。

3.破綻金融機関からの資産の買取りは、上記資金援助に預保法第129条に基づく資産買取り615億円を加えた6兆4,278億円。

4.億円未満四捨五入しているため、合計金額が一致しないところがある。

## 資金援助の業態別内訳

(単位：億円)

業 態 別	資金援助 の件数	金銭贈与		資産買取		貸 付		債務引受	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
全 体	180件	176件	186,156	167件	63,663	1件	80	1件	40
うち全額保護以前	11件	10件	8,267	0件	-	1件	80	0件	-
うち全額保護下	169件	166件	177,889	167件	63,663	0件	-	1件	40
銀 行	20件	16件	123,268	17件	45,758	1件	80	1件	40
うち全額保護以前	3件	2件	5,900	0件	-	1件	80	0件	-
うち全額保護下	17件	14件	117,368	17件	45,758	0件	-	1件	40
信用金庫	27件	27件	9,733	25件	5,500	0件	-	0件	-
うち全額保護以前	2件	2件	460	0件	-	0件	-	0件	-
うち全額保護下	25件	25件	9,273	25件	5,500	0件	-	0件	-
信用組合	133件	133件	53,154	125件	12,406	0件	-	0件	-
うち全額保護以前	6件	6件	1,907	0件	-	0件	-	0件	-
うち全額保護下	127件	127件	51,247	125件	12,406	0件	-	0件	-

(注)億円未満四捨五入

## 資金援助の個別内訳

平成7年度まで

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
1	平成 4.4.1	平成 3.10.28	伊予銀行	東邦相互銀行	合併	貸付 (5年間)	80
2	4.10.1	4.6.1	三和銀行	東洋信用金庫	合併	金銭贈与	200
3	5.10.1	5.6.24	岩手銀行	釜石信用金庫	事業譲渡	金銭贈与	260
4	5.11.1	5.7.28 (5.10.28)	信用組合大阪弘容	大阪府民信用組合	合併	金銭贈与 (増額後)	190 (199)
5	7.3.13	6.11.25	信用組合関西興銀	信用組合岐阜商銀	合併	金銭贈与	25
6	7.3.20	7.2.9	東京共同銀行	東京協和信用組合 安全信用組合	事業譲渡	金銭贈与	400
7	7.7.31	7.5.19	神奈川県労働金庫	友愛信用組合	事業譲渡	金銭贈与	28
8	8.1.29	7.12.14	みどり銀行	兵庫銀行	営業譲渡	金銭贈与	4,730
9	8.3.25	8.2.16	東京共同銀行	コスモ信用組合	事業譲渡	金銭贈与	1,250
合計				9件		貸付 金銭贈与	80 7,092

平成8年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
10	8.8.19	8.6.24 (9.1.20)	福井銀行	福井県第一信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後)	6 (5)
11	8.9.17	8.8.7	わかしお銀行	太平洋銀行	営業譲渡	金銭贈与	1,170
12	8.11.5	8.10.28	淡陽信用組合	山陽信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	129 33
13	8.11.5	8.10.28	淡陽信用組合	けんみん大和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	108 38
14	9.1.20	9.1.9 (12.11.1)	東海銀行	大阪信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,697 (1,704) * 829
15	9.2.24	9.2.14 (12.12.4)	整理回収銀行	木津信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後)	10,048 * (10,044)
合計				6件		金銭贈与 資産買取	13,160 900

平成 9 年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
16	9.4.21	9.4.11 (10.4.24)	整理回収銀行	三福信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後)	262 (253)
17	9.11.4	9.10.22	兵庫県信用組合	阪神労働信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	37 4
18	9.11.17	9.10.22	福岡銀行	北九州信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	40 38
19	9.11.25	9.10.22 (10.3.30)	横浜銀行	神奈川県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	192 (189) 232
20	10.1.26	10.1.14 (10.3.30)	紀伊預金管理銀行	阪和銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取 債務引受	814 (812) * 2,083 40
21	10.1.26	10.1.14	十六銀行	土岐信用組合	事業譲渡	金銭贈与 資産買取	43 11
22	10.2.9	10.1.14 (10.3.30)	大垣共立銀行	東海信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	155 (150) 23
合 計				7件		金銭贈与 資産買取 債務引受	1,524 2,391 40

平成 1 0 年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
23	10.4.13	10.3.30 (10.6.16)	さくら銀行	田辺信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	828 (816) 264
24	10.5.11	10.4.24 (11.4.16)	朝銀近畿信用組合	朝銀大阪信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,683 (2,626) 476
25	10.8.24	10.8.10 (11.6.16)	第一勧業信用組合	逓信信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	22 (21) 12
26	10.9.28	10.9.9 (12.7.26)	池袋信用組合	豊信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 (98) 31
27	10.10.1	10.9.9	〔 なみはや銀行 (新設銀行) 〕	福徳銀行 なにわ銀行	特定合併	資産買取	3,018
28	10.10.19	10.10.6 (11.11.9)	住友銀行	西南信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	83 (82) 69
29	10.10.26	10.10.6 (11.4.16)	幸福銀行	京都共栄銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	456 (436) * 581
30	10.11.9	10.10.6 (11.10.13)	大東京信用組合	品川信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	171 (170) 100
31	10.11.16	10.10.29 (11.6.16)	北洋銀行 中央信託銀行	北海道拓殖銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	17,947 (17,732) * 16,166
32	10.11.24	10.11.9 (11.5.26)	仙台銀行(注7)	徳陽シティ銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,238 (1,192) * 1,695

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
33	10.11.24	10.11.9 (11.5.26)	大阪庶民信用組合	中国信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	49 (48) 23
34	10.11.24	10.11.9 (11.5.26)	富士信用組合	六甲信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	76 (74) 79
35	10.12.7	10.11.25 (12.1.12)	都民信用組合	豊栄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	136 (133) 76
36	10.12.14	10.11.25 (11.10.13)	成協信用組合	太平信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	178 (171) 100
37	10.12.21	10.11.25 (12.8.25)	永代信用組合	東興信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	104 (102) * 109
38	11.1.11	10.12.18 (11.10.13)	北越銀行	長岡信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	18 (17) 29
39	11.1.11	10.12.18 (11.10.13)	成協信用組合	大和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	518 (510) 174
40	11.1.18	10.12.18 (11.8.10)	南都銀行	奈良県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	113 (108) 40
41	11.1.25	11.1.11 (11.10.13)	横浜商銀信用組合	静岡商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	162 (160) 22
42	11.2.8	11.1.11 (12.12.20)	厚木信用組合	湘南信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	133 (129) * 86
43	11.2.8	11.1.11 (11.10.13)	成協信用組合	日本貯蓄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	230 (226) 90
44	11.2.15	11.2.1 (11.6.16)	あさひ銀行	西武信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	50 (49) 49
45	11.2.22	11.2.1 (12.1.12)	川崎信用金庫	神奈川商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	128 (124) 99
46	11.2.22	11.2.1 (12.1.12)	信用組合広島商銀	信用組合山口商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	203 (203) 112
47	11.2.22	11.2.1 (12.1.12)	信用組合広島商銀	島根商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	9 (9) 2
48	11.3.8	11.2.23 (11.10.13)	成協信用組合	河内信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	915 (895) * 289
49	11.3.8	11.2.23 (12.12.4)	八千代銀行	相模原信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	276 (261) 249
50	11.3.23	11.3.9	阪神銀行	みどり銀行	合併	資産買取	2,659
51	11.3.23	11.3.9 (12.8.25)	東京商銀信用組合	埼玉商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	367 (353) * 83
52	11.3.29	11.3.9 (12.1.12)	信用組合宮城商銀	北海商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	99 (97) * 33
合 計				30件		金銭贈与 資産買取	26,843 26,815

平成11年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
-	11.4.1	11.3.9 (11.12.1)	阪神銀行	みどり銀行	合併	金銭贈与 (減額後)	7,901 (7,714) *
53	11.4.5	11.3.9 (11.12.1)	滋賀県信用組合	高島信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	62 (57) * 27
54	11.4.19	11.3.25 (11.12.1)	大同信用組合	大阪東和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	123 (118) 37
55	11.5.6	11.4.16 (12.1.12)	紀陽銀行	和歌山県商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,768 (1,737) * 425
56	11.5.17	11.4.16 (11.12.1)	大同信用組合	興和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	353 (347) * 122
57	11.6.14	11.5.26 (11.12.1)	大同信用組合	福寿信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	546 (537) * 194
58	11.6.28	11.6.16 (12.4.19)	大阪庶民信用組合	豊和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	162 (155) 111
59	11.8.16	11.8.10		日本長期信用銀行		資産買取 (第1回)	4,939
60	11.8.23	11.8.10 (12.5.17)	大阪庶民信用組合	信用組合大阪弘容	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,825 (1,789) * 534
61	11.10.25	11.10.13 (13.3.7)	江東信用組合	東京東和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	118 (110) 47
62	11.11.22	11.11.9		日本債券信用銀行		資産買取 (第1回)	2,987
63	11.11.22	11.11.9 (13.4.25)	都民信用組合	総武信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	66 (63) * 41
64	11.11.22	11.11.9 (13.4.25)	都民信用組合	台東信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	72 (69) 39
65	11.11.29	11.11.9 (12.6.8)	八光信用金庫(注8)	不動信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 (95) * 113
66	11.12.13	11.12.1 (13.3.7)	北央信用組合	共同信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	441 (431) 62
67	11.12.13	11.12.1 (13.3.7)	北央信用組合	千歳信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	185 (177) 38
68	12.1.24	12.1.12 (13.2.21)	三栄信用組合	平和信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	69 (65) 50
69	12.2.14	12.2.2 (13.1.22)	きのくに信用金庫	紀北信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	141 (138) 34
70	12.2.28	12.2.16 (13.1.5)		日本長期信用銀行		金銭贈与 (減額後) 資産買取	32,391 (32,350) 3,048
71	12.3.21 12.3.13	12.3.1 (12.6.8)	岡山相互信用金庫	玉野信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	315 (312) * 99

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
72	12.3.21	12.3.1 (12.11.1)	百五銀行	三重県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	114 (107) * 96
合計				20件		金銭贈与 資産買取	46,371 13,044

平成12年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
73	12.5.8	12.4.19 (13.3.28)	水戸信用金庫	龍ヶ崎信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	187 (183) 124
74	12.5.22	12.4.19 (13.4.25)	都民信用組合	足立総合信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 (38) 11
75	12.6.5	12.5.17 (13.3.28)	興産信用金庫	神田信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	469 (456) * 166
76	12.6.12	12.5.17 (13.3.28)	東京都職員信用組合	東京都教育信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	116 (113) 82
77	12.6.26	12.6.8 (13.3.7)	福井商銀信用組合	富山商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	26 (23) 7
78	12.8.7	12.7.26 (13.5.28)	王子信用金庫	日本信販信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	539 (525) 186
79	12.8.14	12.7.26 (13.9.25)	八千代銀行	国民銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,837 (1,749) * 343
80	12.8.31 12.8.28	12.8.25 (13.2.7)		日本債券信用銀行		金銭贈与 (減額後) 資産買取	31,497 (31,414) 824
81	12.11.13	12.11.1 (13.6.20)	さがみ信用金庫	西相信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	154 (146) 91
82	12.12.4	12.11.1 (13.6.20)	昭和信用金庫	松沢信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	193 (176) * 63
83	12.12.11	12.12.4 (14.10.2)	みなと銀行	北兵庫信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	100 (94) 33
84	13.1.4 12.12.18	12.12.4 (14.10.2)	京都中央信用金庫	京都みやこ信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,486 (2,180) * 1,083
85	13.1.4 12.12.18	12.12.4 (14.10.2)	京都中央信用金庫	南京都信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,447 (1,390) 501
86	13.1.9	12.12.20 (13.12.12)	埼玉縣信用金庫	小川信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,560 (1,389) * 1,006
87	13.2.5 13.1.29	13.1.22 (13.10.24)	おかやま信用金庫	岡山市民信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	239 (223) * 108
88	13.2.13	13.2.1 (14.3.20)	大和銀行 近畿大阪銀行	なみはや銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	6,526 (6,295) * 1,905
89	13.2.26	13.2.21 (14.3.20)	関西さわやか銀行	幸福銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	4,941 (4,857) * 1,706

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
90	13.2.26	13.2.21 (13.12.12)	太陽信用金庫(注9)	わかば信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	236 (209) 188
91	13.3.19	13.3.7 (14.6.27)	百十四銀行	四国貯蓄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	66 (57) * 62
92	13.3.26	13.3.7 (14.3.20)	南郷信用金庫	日南信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	51 (47) 10
合 計				20件		金銭贈与 資産買取	51,564 8,501

平成13年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
93	13.4.23	13.3.28 (14.6.27)	北陸商銀信用組合	石川商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	11 (10) 5
94	13.5.14	13.4.25 (14.3.6)	大光銀行(注10)	新潟中央銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	3,817 (3,560) * 1,021
95	13.5.14	13.4.25 (14.6.27)	大東京信用組合	振興信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	140 (131) 56
96	13.5.28	13.5.16 (14.8.1)	近畿産業信用組合	信用組合大阪商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,605 (1,594) * 226
97	13.6.11	13.5.28 (14.5.17)	東京スター銀行	東京相和銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	7,626 (6,848) * 1,242
98	13.7.9	13.6.20 (14.6.27)	空知商工信用組合	道央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	58 (57) 14
99	13.11.12	13.10.24 (14.8.1)	信用組合広島商銀	信用組合高知商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	29 (28) 7
100	13.11.19	13.10.24 (14.12.25)	東濃信用金庫	瑞浪商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	20 (18) 3
101	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀北東信用組合	朝銀青森信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	19 (18) 7
102	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀北東信用組合	朝銀宮城信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	49 (48) 7
103	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀中部信用組合	朝銀福井信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	39 (38) 12
104	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀中部信用組合	朝銀愛知信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	903 (885) * 205
105	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀島根信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	15 (14) 2
106	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀広島信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	167 (156) * 40
107	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀山口信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	593 (577) 100

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
108	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀福岡信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	866 (848) * 95
109	13.11.26	13.11.7 (15.2.19)	朝銀西信用組合	朝銀長崎信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	10 (9) 1
110	13.12.25	13.12.12 (14.8.1)	横浜商銀信用組合	茨城商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	37 (36) 16
111	14.1.15	13.12.12 (14.8.1)	長崎三菱信用組合(注11)	長崎第一信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	39 (38) 15
112	14.1.28	14.1.15 (14.12.25)	金沢中央信用組合	不動信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	25 (23) * 10
113	14.2.18	14.1.15 (14.12.25)	能登信用金庫	輪島信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	5 (5) 1
114	14.2.25	14.2.6 (14.10.2)	栃木信用金庫(注12)	宇都宮信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	265 (232) 154
115	14.2.25	14.2.6 (14.12.25)	信用組合愛知商銀	信用組合三重商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	87 (83) 15
116	14.2.25	14.2.6 (14.12.25)	大分信用金庫	臼杵信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	48 (44) 9
117	14.3.4	14.2.6 (14.10.2)	小樽信用金庫	小樽商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	127 (124) 53
118	14.3.18	14.2.20 (14.10.2)	あすなる信用組合	新潟商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 (42) 14
119	14.3.18	14.2.20 (14.10.2)	知多信用金庫	常滑信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	148 (132) * 85
120	14.3.18	14.2.20 (14.12.25)	福邦銀行	春江信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	11 (8) 11
121	14.3.18	14.2.20 (14.12.25)	岐阜信用金庫	中津川信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	30 (27) 8
122	14.3.18	14.2.20 (14.12.25)	コザ信用金庫	沖縄信用金庫	合併	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 (40) 62
123	14.3.25	14.2.20 (14.10.2)	湘南信用金庫	神奈川県青果信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	18 (17) 13
124	14.3.25	14.3.6 (14.12.25)	鹿沼相互信用金庫	大日光信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	39 (38) 19
125	14.3.25	14.3.6 (14.12.25)	王子信用金庫(注13)	せいか信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	131 (118) 44
126	14.3.25	14.3.6 (15.3.26)	大阪信用金庫	大阪第一信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	114 (102) * 93
127	14.3.25	14.3.6 (15.2.19)	尼崎信用金庫(注14)	関西西宮信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	398 (354) * 359

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
128	14.3.25	14.3.6 (14.12.25)	大分みらい信用金庫	中津信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	105 (93) 30
129	14.3.25	14.3.6 (15.2.19)	大分みらい信用金庫	佐賀関信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	27 (26) 6
合 計				37件		金銭贈与 資産買取	16,422 4,064

平成14年度

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
130	14.4.15	14.3.6 (15.6.18)	あすか信用組合	東京商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,362 (1,250) * 362
131	14.4.22	14.3.6 (15.2.19)	金沢信用金庫(注15)	だいしん信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	32 (29) 36
132	14.5.27	14.3.6 (14.12.25)	長崎三菱信用組合	松島炭鉱信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	4 (3) 0
133	14.7.8	14.3.6 (14.12.25)	釧路信用組合	網走信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	97 (89) 16
134	14.4.30	14.3.20 (14.12.25)	共立信用組合	大栄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	208 (194) 60
135	14.5.7	14.3.20 (14.12.25)	北央信用組合	旭川商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	213 (205) 71
136	14.5.13	14.3.20 (15.3.26)	北國銀行	加賀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	12 (9) 21
137	14.5.20	14.3.20 (15.6.18)	九州幸銀信用組合	信用組合福岡商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	480 (471) 50
138	14.6.10	14.3.20 (14.12.25)	共立信用組合	東京富士信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	143 (132) 38
139	14.6.17	14.3.20 (14.12.25)	仙台信用金庫(注16)	宮城県中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	71 (62) 70
140	14.6.24	14.3.20 (14.12.25)	那須信用組合	黒磯信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	135 (124) 43
141	14.6.24	14.3.20 (14.12.25)	那須信用組合	馬頭信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	16 (14) 4
142	14.6.24	14.3.20 (14.12.25)	那須信用組合	小川信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	22 (21) * 11
143	14.7.8	14.3.20 (14.12.25)	気仙沼信用金庫	岩手信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	38 (33) 21
144	14.7.8	14.3.20 (15.3.26)	トマト銀行	岡山県信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	349 (332) * 123
145	14.7.15	14.3.20 (15.2.19)	たちばな信用金庫	島原信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	23 (21) 5

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
146	14.7.15	14.3.20 (15.2.19)	筑後信用金庫	両筑信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	29 (22) 29
147	14.5.20	14.4.17 (14.12.25)	日新信用金庫	神栄信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	43 (38) * 44
148	14.5.27	14.4.17 (14.12.25)	大東京信用組合	三栄信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	251 (238) 91
149	14.5.27	14.4.17 (15.2.19)	近畿産業信用組合(注17)	信用組合京都商銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	503 (494) * 103
150	14.6.3	14.4.17 (15.2.19)	紀北信用金庫	長島信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	29 (27) 4
151	14.6.10	14.4.17 (15.6.18)	大分信用金庫	佐伯信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	93 (82) 28
152	14.6.17	14.4.17 (15.2.19)	荒川信用金庫(注18)	都民信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	343 (307) 223
153	14.6.17	14.4.17 (15.2.19)	東京三協信用金庫	池袋信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	140 (130) 63
154	14.6.17	14.4.17 (15.3.26)	近畿産業信用組合(注19)	信用組合関西興銀	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	6,834 (6,581) * 1,483
155	14.6.24	14.4.17 (14.12.25)	栃木銀行	栃木県中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	85 (76) 67
156	14.6.24	14.4.17 (14.12.25)	横浜商銀信用組合	千葉商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	54 (51) 18
157	14.7.8	14.4.17 (15.2.19)	西京信用金庫(注20)	東京食品信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	127 (117) 78
158	14.7.15	14.4.17 (14.12.25)	興産信用金庫(注21)	第三信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	78 (77) 39
159	14.7.15	14.4.17 (14.12.25)	東京スター銀行	東京信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	69 (67) 20
160	14.7.22	14.4.17 (14.12.25)	秋田信用金庫	秋田県中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	40 (27) * 56
161	14.7.22	14.4.17 (14.12.25)	東京スター銀行	東京中央信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	88 (84) 10
162	14.7.22	14.4.17 (15.6.18)	北國銀行	石川たばこ信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	7 (5) 5
163	14.8.5	14.4.17 (15.2.19)	長野県信用組合(注22)	上田商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	163 (141) 155
164	14.8.12	14.4.17 (15.2.19)	平塚信用金庫	厚木信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	84 (73) 93
165	14.8.19	14.4.17 (15.6.18)	東京スター銀行(注23)	千葉県商工信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	331 (326) 168

No.	実施日	運営委員会 議決日	救済金融機関	破綻金融機関	方式	援助方式	金額 (億円)
166	14.6.10	14.5.17 (15.12.10)	大阪信用金庫	相互信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	781 (719) * 632
167	14.6.17	14.5.17 (15.2.19)	東京東信用金庫	船橋信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	460 (400) * 351
168	14.6.17	14.5.17 (15.3.26)	新宮信用金庫	紀南信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	7 (6) 14
169	14.7.15	14.5.17 (15.3.26)	九州幸銀信用組合	大分商銀信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	26 (26) 4
170	14.8.12	14.5.17 (15.2.19)	江東信用組合	暁信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	36 (32) 11
171	14.9.17	14.5.17 (15.2.19)	東京東信用金庫(注24)	永代信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,502 (1,142) 450
172	14.9.24	14.5.17 (15.2.19)	水戸信用金庫	石岡信用金庫	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	356 (311) 173
173	14.8.12	14.8.1 (15.12.10)	兵庫ひまわり信用組合(注25)	朝銀近畿信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,634 (2,572) * 622
174	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八十信用組合(注26)	朝銀東京信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	2,086 (2,067) * 210
175	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八十信用組合(注26)	朝銀千葉信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	330 (325) * 31
176	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八十信用組合(注26)	朝銀新潟信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	52 (51) 6
177	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八十信用組合(注26)	朝銀長野信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	104 (103) 15
178	14.12.30	14.12.25 (15.12.10)	八十信用組合(注26)	朝銀関東信用組合	事業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,094 (1,067) * 180
179	15.3.3	15.2.19 (16.2.26)	日本承継銀行	中部銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	944 (670) * 646
180	15.3.24	15.3.5 (16.2.26)	日本承継銀行	石川銀行	営業譲渡	金銭贈与 (減額後) 資産買取	1,809 (1,738) * 894
合 計				51件		金銭贈与 資産買取	23,180 7,949

- (注) 1. 救済金融機関は資金援助申込金融機関
2. 億円未満四捨五入しているため、累計金額、合計金額とも一致しないところがある
  3. 金銭贈与は平成17年3月末現在の支払額ベース、資産買取、貸付、債務引受は運営委員会議決ベース
  4. 金額欄 印は、清算法人の結了報告に伴い残余財産の一部返還等金銭贈与額を減額したものの金額欄 \*印は、資金援助実施日又は減額措置日以降に運営委員会議決に基づく支払をしたもの
  5. No12~26、28、30~36、38~61、63~86、88~112、114~118、120、121、124~127、129~131、133~135、137~138、140、142~145、147~150、152~159、161、163、165、166、169~180は特別資金援助
  6. 平成11年度のみどり銀行は平成10年度に資産買取実行のため、金銭贈与額のみ計上
  7. 徳陽シティ銀行の救済金融機関は、仙台銀行・七十七銀行・北日本銀行・福島銀行・栃木銀行・武蔵野銀行・東日本銀行・仙台信用金庫・宮城第一信用金庫・石巻信用金庫・仙南信用金庫・塩竈信用金庫・気仙沼信用金庫の13行庫
  8. 不動産信用金庫の救済金融機関は、八光信用金庫・大阪信用金庫・大阪厚生信用金庫・大阪市信用金庫・永和信用金庫・泉陽信用金庫・阪奈信用金庫・枚方信用金庫・摂津信用金庫の9信用金庫
  9. わかば信用金庫の救済金融機関は、太陽信用金庫・朝日信用金庫・同栄信用金庫・芝信用金庫・昭和信用金庫・目黒信用金庫・東証布信用金庫・王子信用金庫・多摩中央信用金庫の9信用金庫
  10. 新潟中央銀行の救済金融機関は、大光銀行・第四銀行・八十二銀行・東日本銀行・群馬銀行・東和銀行の6銀行
  11. 長崎第一信用組合の救済金融機関は、長崎三菱信用組合・十八銀行
  12. 宇都宮信用金庫の救済金融機関は、栃木信用金庫・烏山信用金庫・鹿沼相互信用金庫・小山信用金庫・大田原信用金庫の5信用金庫
  13. せいか信用組合の救済金融機関は、王子信用金庫・興産信用金庫
  14. 関西西宮信用金庫の救済金融機関は、尼崎信用金庫・神戸信用金庫・姫路信用金庫・兵庫信用金庫の4信用金庫
  15. だいしん信用組合の救済金融機関は、金沢信用金庫・北陸信用金庫
  16. 宮城県中央信用組合の救済金融機関は、仙台信用金庫・宮城第一信用金庫
  17. 信用組合京都商銀の救済金融機関は、近畿産業信用組合・整理回収機構
  18. 都民信用組合の救済金融機関は、荒川信用金庫・日興信用金庫・西京信用金庫・第一勧業信用組合の4金融機関
  19. 信用組合関西興銀の救済金融機関は、近畿産業信用組合・整理回収機構
  20. 東京食品信用組合の救済金融機関は、西京信用金庫・朝日信用金庫・興産信用金庫・東京産業信用金庫の4信用金庫
  21. 第三信用組合の救済金融機関は、興産信用金庫・大東京信用組合
  22. 上田商工信用組合の救済金融機関は、長野県信用組合・美駒信用組合・長野信用金庫・上田信用金庫・八十二銀行の5金融機関
  23. 千葉県商工信用組合の救済金融機関は、東京スター銀行・銚子商工信用組合
  24. 永代信用組合の救済金融機関は、東京東信用金庫・昭和信用金庫
  25. 朝銀近畿信用組合の救済金融機関は、兵庫ひまわり信用組合・京滋信用組合・ミレ信用組合・整理回収機構
  26. 朝銀東京信用組合、朝銀千葉信用組合、朝銀新潟信用組合、朝銀長野信用組合及び朝銀関東信用組合の救済金融機関は、八ナ信用組合及び整理回収機構

## (4) 金融機関の資本増強

(第1表) 旧安定化法に基づく資本増強実績一覧

(平成17年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	優先株式				劣後債・劣後ローン				
		種類	金額	承認レート	転換開始時期	種類	金額	承認レート(Lは6ヵ月物円LIBOR) 0～5年	6年目以降	年限
みずほ FG (旧第一勧業銀行)	1998/3	転換型	990	0.75	1998/7/1					
みずほ FG (旧富士銀行)	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 1.10	L + 2.60	永久
みずほ FG (旧日本興業銀行)	1998/3					期限付劣後債	1,000	L + 0.55	L + 1.25	10年
みずほ FG (旧安田信託銀行)	1998/3					永久劣後債	1,500	L + 2.45	L + 3.95	永久
三井住友 FG (旧さくら銀行)	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 1.20	L + 2.70	永久
三井住友 FG (旧住友銀行)	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 0.90	L + 2.40	永久
三菱東京 FG (東京三菱銀行)	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 0.90	L + 2.40	永久
三菱東京 FG (三菱信託銀行)	1998/3					永久劣後債	500	L + 1.10	L + 2.60	永久
UFJ HD (旧三和銀行)	1998/3					期限付劣後債	1,000	L + 0.55	L + 1.25	10年
UFJ HD (旧東海銀行)	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 0.90	L + 2.40	永久
UFJ HD (旧東洋信託銀行)	1998/3					永久劣後債	500	L + 1.10	L + 2.60	永久
りそな HD (旧あさひ銀行)	1998/3					永久劣後ローン	1,000	L + 1.00	L + 2.50	永久
りそな HD (旧大和銀行)	1998/3					永久劣後ローン	1,000	L + 2.70	L + 2.70	永久
住友信託銀行	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 1.10	L + 2.60	永久
三井トラスト HD (旧三井信託銀行)	1998/3					永久劣後債	1,000	L + 1.45	L + 2.95	永久
三井トラスト HD (旧中央信託銀行)	1998/3	転換型	320	2.50	1998/7/1	永久劣後ローン	280	L + 2.45	L + 3.95	永久
横浜銀行	1998/3					永久劣後ローン	200	L + 1.10	L + 2.60	永久
ほくほく FG (北陸銀行)	1998/3					永久劣後ローン	200	L + 2.45	L + 3.95	永久
あしぎん FG (足利銀行)	1998/3					永久劣後債	300	L + 2.95	L + 4.45	永久
新生銀行	1998/3	転換型	1,300	1.00	1998/10/1	永久劣後ローン	466	L + 2.45	L + 3.95	永久
あおぞら銀行	1998/3	転換型	600	1.00	1998/10/1					

注入合計額	18,156
償還・消却等返済合計	13,736
残高	4,420

■ は返済済みのもの。

## 旧安定化法に基づく資本増強実績一覧 注記

- (注) 1. 新生銀行（旧日本長期信用銀行）の優先株式は平成10年10月28日に、あおぞら銀行（旧日本債券信用銀行）の優先株式は平成10年12月17日に、特別公的管理開始決定により預金保険機構が取得している。また、新生銀行の優先株式は、平成12年3月31日に1億株中25,472千株減資。同じく、あおぞら銀行は、平成12年10月3日に120,000千株中71,856千株減資し、配当率の引き下げ（3%→1%）も実施している。
2. リそなHD（旧大和銀行）の永久劣後ローンのみ承認レートのLが3ヵ月物円LIBOR。ステップアップも他と異なり平成20年7月1日以降3.95%。ただし、任意弁済のコールは平成15年3月30日以降の各利払日。
3. UFJHD（旧東海銀行）の永久劣後債は、平成13年5月21日に永久劣後ローンから永久劣後債に変更されている。
4. 三菱東京FGの東京三菱銀行の永久劣後債は平成12年2月28日、同行により返済（買入消却、返済額1005.6億円）、三菱信託銀行の永久劣後債は平成12年12月22日、同行により返済（買入消却、返済額500.02億円）されている。
5. 平成15年3月31日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還（劣後債）・任意弁済（劣後ローン）が行われ三井住友FGの全て、UFJHDの全て、住友信託銀行、新生銀行、三井トラストHDの旧中央信託銀行分、みずほFGの旧安田信託銀行分1,500億円の内500億円の計6,746億円が返済されている。
6. 平成15年5月9日、当初の約款に基づく横浜銀行の権利行使により任意弁済（劣後ローン）が行われ200億円が返済されている。
7. 平成15年9月30日、当初の約款に基づくみずほ信託銀行の権利行使により期限前償還が行われ、みずほFGの旧安田信託銀行分劣後債の残額1,000億円（(注)5参照）の内500億円が返済されている。
8. 平成16年3月30日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により劣後債の期限前償還が行われ、足利銀行の300億円及びみずほFGの旧富士銀行分と旧日本興業銀行分各々1,000億円、旧安田信託銀行分の残額500億円（(注)7参照）の内250億円の計2,550億円が返済されている。
9. みずほFGの優先株式(990億円)は平成16年8月31日、同行により返済(買入消却、返済額594.9億円)されている。
10. 平成16年9月30日、当初の約款に基づくみずほ信託銀行の権利行使により期限前償還が行われ、みずほFGの旧安田信託銀行分劣後債の残額250億円((注)8参照)が返済されている。
11. 平成17年3月31日、当初の約款に基づく三井トラストHDの権利行使により期限前償還が行われ、旧三井信託銀行分劣後債1,000億円が返済されている。

(第2表) 早期健全化法に基づく資本増強実績一覧

(平成17年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	優先株式				劣後債・劣後ローン					
		種類	金額	承認レート	転換開始時期	種類	金額	承認レート(Lは6ヵ月物円LIBOR)	ステップアップ開始日	ステップアップ後のレート	年限
みずほFG(旧第一勧業銀行)	1999/3	転換型	2,000	0.41	2004/8/1	期限付劣後債	1,000	L+0.75	2004/4/1	L+1.25	10年
		転換型	2,000	0.70	2005/8/1	期限付劣後債	1,000	L+0.75	2005/4/1	L+1.25	11年
		非転換型	3,000	2.38	-	-	-	-	-	-	-
みずほFG(旧富士銀行)	1999/3	非転換型	3,000	2.10	-	永久劣後債	2,000	L+0.65	2004/4/1	L+1.35	永久
		転換型	2,500	0.55	2006/10/1				2009/4/1	L+2.15	
		転換型	2,500	0.40	2004/10/1	-	-	-	-	-	-
みずほFG(旧日本興業銀行)	1999/3	転換型	1,750	1.40	2003/9/1	永久劣後債	2,500	L+0.98	2004/4/1	L+1.48	永久
		転換型	1,750	0.43	2003/7/1						
三井住友FG(旧さくら銀行)	1999/3	転換型	8,000	1.37	2002/10/1	-	-	-	-	-	-
三井住友FG(旧住友銀行)	1999/3	転換型	2,010	0.35	2002/5/1	-	-	-	-	-	-
		転換型	3,000	0.95	2005/8/1	-	-	-	-	-	-
UFJHD(旧三和銀行)	1999/3	転換型	6,000	0.53	2001/7/1	永久劣後債	1,000	L+0.34	2004/10/1	L+1.34	永久
UFJHD(旧東海銀行)	1999/3	転換型	3,000	0.93	2002/7/1	-	-	-	-	-	-
		転換型	3,000	0.97	2003/7/1	-	-	-	-	-	-
UFJHD(旧東洋信託銀行)	1999/3	転換型	2,000	1.15	1999/7/1	-	-	-	-	-	-
りそなHD(旧大和銀行)	1999/3	転換型	4,080	1.06	1999/6/30	-	-	-	-	-	-
りそなHD(旧あさひ銀行)	1999/3	転換型	3,000	1.15	2002/7/1	永久劣後ローン	1,000	L+1.04	2009/4/1	L+2.54	永久
		転換型	1,000	1.48	2003/7/1						
三菱東京FG(三菱信託銀行)	1999/3	転換型	2,000	0.81	2003/7/31	永久劣後債	1,000	L+1.75	2004/4/1	L+2.25	永久
住友信託銀行	1999/3	転換型	1,000	0.76	2001/4/1	期限付劣後債	1,000	L+1.53	2006/4/1	L+2.03	12年
三井トラストHD(旧三井信託銀行)	1999/3	転換型	2,503	1.25	1999/7/1	期限付劣後ローン	1,500	L+1.49	2004/3/31	L+1.99	10年
三井トラストHD(旧中央信託銀行)	1999/3	転換型	1,500	0.90	1999/7/1	-	-	-	-	-	-
横浜銀行	1999/3	転換型	700	1.13	2001/8/1	永久劣後ローン	500	L+1.65	2004/4/1	L+2.15	永久
		転換型	300	1.89	2004/8/1	期限付劣後ローン	500	L+1.07	2004/4/1	L+1.57	10年2ヶ月
あしぎんFG(足利銀行)	1999/9	転換型	750	0.94	2000/9/29	-	-	-	-	-	-
	1999/11	転換型	300	0.94	2000/11/30	-	-	-	-	-	-
ほくほくFG(北陸銀行)	1999/9	転換型	750	1.54	2001/3/1	-	-	-	-	-	-
ほくほくFG(北海道銀行)	2000/3	転換型	450	1.16	2001/8/1	-	-	-	-	-	-
琉球銀行	1999/9	転換型	400	1.50	2000/12/29	-	-	-	-	-	-
もみじHD(広島総合銀行)	1999/9	転換型	200	1.41	2004/9/30	永久劣後ローン	200	L+2.80	2004/10/1	L+4.14	永久
熊本ファミリ-銀行	2000/2	転換型	300	1.33	2002/9/2	-	-	-	-	-	-
新生銀行	2000/3	転換型	2,400	1.21	2005/8/1	-	-	-	-	-	-
千葉興業銀行	2000/9	転換型	600	1.29	2002/9/30	-	-	-	-	-	-
八千代銀行	2000/9	転換型	350	1.13	2002/9/30	-	-	-	-	-	-
あおぞら銀行	2000/10	転換型	2,600	1.24	2005/10/3	-	-	-	-	-	-
関西さわやか銀行	2001/3	転換型	80	1.08	2002/8/1	期限付劣後債	40	L+1.87	2006/4/1	L+2.37	10年
東日本銀行	2001/3	転換型	200	1.10	2003/3/31	-	-	-	-	-	-
りそなHD(近畿大阪銀行)	2001/4	転換型	600	1.36	2002/1/1	-	-	-	-	-	-
岐阜銀行	2001/4	転換型	120	1.21	2002/3/1	-	-	-	-	-	-
西日本シティ銀行(福岡シティ銀行)	2002/1	転換型	700	1.20	2007/1/31	-	-	-	-	-	-
和歌山銀行	2002/1	転換型	120	1.34	2003/5/1	-	-	-	-	-	-
九州親和HD(九州銀行)	2002/3	転換型	300	1.25	2006/3/1	-	-	-	-	-	-

-87-

注入合計額	86,053
償還・消却等返済合計	20,966
残高	65,087

は返済済みのもの。

## 早期健全化法に基づく資本増強実績一覧 注記

- (注) 1. 琉球銀行及び北海道銀行は平成12年9月29日に、八千代銀行は平成13年2月28日に、福岡シティ銀行と和歌山銀行及び九州親和FG（九州銀行）は平成14年9月30日に永久劣後債から優先株式へそれぞれ転換している。
2. みずほFG（旧第一勧業銀行）の期限付劣後債2本は、平成12年11月22日に期限付劣後ローンから期限付劣後債へ変更されている。
3. 三菱東京FG（三菱信託銀行）の永久劣後債は平成12年12月22日、同社により返済（買入消却、返済額1,018.07億円）されている。また同社の優先株式は平成13年1月24日に転売している（売却額2,103.5億円）。
4. 関西さわやか銀行の優先株式は平成15年10月3日、同行により返済（買入消却、返済額105.84億円）されている。また同行の期限付劣後債は平成16年1月8日、同行により返済（買入消却、返済額40.12億円）されている。
5. 住友信託銀行の優先株式は平成16年1月13日に転売している（売却額1,380.8億円）。また同行の期限付劣後債は同年1月14日同社により返済（買入消却、返済額1,023.66億円）されている。
6. 平成16年3月31日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還（劣後債）・任意弁済（劣後ローン）が行われ、みずほFGの旧第一勧業銀行分、旧日本興業銀行分、横浜銀行、三井トラスHDの旧三井信託銀行分1,500億円の内100億円の計4,100億円が返済されている。
7. 平成16年5月11日、当初の約款に基づく横浜銀行の権利行使により任意弁済（期限付劣後ローン）が行われ、500億円が返済されている。
8. 横浜銀行の優先株式(300億円)は平成16年7月2日、同行により返済（買入消却、返済額348.42億円）されている。
9. 横浜銀行の優先株式700億円の内550億円は普通株式に転換の上、平成16年7月30日に売出している（売却額814.15億円）。
10. 横浜銀行の優先株式の700億円の内150億円（注9参照）は平成16年8月31日、同行により返済（自己株式取得、返済額172.59億円）されている。
11. みずほFGの優先株式(1,750億円承認レート1.40の内1,337.5億円)は平成16年8月31日、同社により返済（買入消却、返済額1,804.82億円）されている。
12. 平成16年9月30日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還（劣後債）・任意弁済（劣後ローン）が行われ、みずほFGの旧富士銀行分2,000億円、三井トラスHDの旧三井信託銀行分の残額1,400億円（注6参照）の内400億円の計2,400億円が返済されている。
13. 三井住友FGの優先株式（旧さくら銀行分8,000億円の内1,050億円及び旧住友銀行分2,010億円の内960億円）は平成16年9月30日、同社の申出により普通株式（取得価格2,010億円）に転換し、ToSTNeT-2により売却（売却日11月2日・受渡日11月8日、売却額2,683.39億円）している。
14. みずほFGの優先株式（旧第一勧業銀行分2,000億円承認レート0.41のうち772億円、旧富士銀行分2,500億円承認レート0.40のうち1,314億円及び旧日本興業銀行分1,750億円承認レート1.40（注11参照）のうち412.5億円）は平成17年3月7日、同社の申出により返済（買入、返済額2,599.60億円）されている。
15. 平成17年3月31日、当初の約款に基づく金融機関側の権利行使により期限前償還（劣後債）・任意弁済（劣後ローン）が行われ、みずほFGの旧第一勧業銀行分（年限11年）1,000億円、三井トラスHDの旧三井信託銀行分の残額1,000億円（注12参照）の計2,000億円が返済されている。

(第3表) 組織再編法に基づく資本増強実績一覧

(平成17年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	優先株式				劣後債・劣後ローン					
		種類	金額	配当率	転換開始時期	種類	金額	利率 (Lは6ヶ月物円LIBOR)	ステップアップ 開始日	ステップアップ 後のレート	年限
関東つくば銀行	2003/9	-	-	-	-	期限付劣後ローン	60	L+3.76 ただし、計画の達成状況による レート修正条項あり。	2008/10/1	L+4.76	10年

注入合計額	60
償還・消却等返済合計	0
残高	60

(第4表) 預保法(危機対応)に基づく資本増強実績一覧

(平成17年3月31日現在) (億円、%)

金融機関名	注入年月	普通株式・優先株式				劣後債・劣後ローン					
		種類	金額	配当率 (Lは1年物円LIBOR)	転換開始時期	種類	金額	利率	ステップアップ 開始日	ステップアップ 後のレート	年限
りそなHD(りそな銀行)	2003/6	普通株式	2,964	-	-	-	-	-	-	-	-
		優先株式(転換型)	5,500	L+0.5	2006/7/1	-	-	-	-	-	-
		優先株式(転換型)	5,636	L+0.5	2008/7/1	-	-	-	-	-	-
		優先株式(転換型)	5,500	L+0.5	2010/7/1	-	-	-	-	-	-

注入合計額	19,600
償還・消却等返済合計	27
残高	19,573

(注) 1. りそな銀行に対し平成15年6月30日に払込みを行い、7月1日に引受けた株式については、平成15年8月7日にりそなホールディングスが発行した株式との株式交換を行っている。  
2. りそなHDの申出により、普通株式2,964億円のうち27.3億円は平成17年2月1日、ToSTNet-2により売却(受渡日2月4日、売却額110.78億円)している。

## (5) 金融再生法第53条に基づく資産買取り実績等

健全金融機関等からの資産買取り実績  
金融機関数

単位:件

年度	11	12	13	14	15	16	17/6	合計
都長銀信託	16	12	11	12	8	7	5	20(13)
地銀	39	40	32	36	35	19	5	59(59)
第二地銀	19	22	23	24	19	14	1	41(35)
信金・信組等	17	21	21	38	27	20	5	72(66)
合計	91	95	87	110	89	60	16	192(173)

注)重複分をカウントせず。( )内は合併等による消滅金融機関数を控除。

債権数

単位:件

年度	11	12	13	14	15	16	17/6	合計
都長銀信託	948	712	1,750	10,248	3,159	1,264	334	18,415
地銀	2,306	2,476	1,600	2,872	1,508	1,372	115	12,249
第二地銀	993	2,156	730	1,729	550	305	33	6,496
信金・信組等	718	747	795	1,192	381	836	19	4,688
合計	4,965	6,091	4,875	16,041	5,598	3,777	501	41,848

買取債権元本金額

単位:億円

年度	11	12	13	14	15	16	17/6	合計
都長銀信託	2,521	965	2,036	18,676	2,905	1,009	204	28,316
地銀	1,135	1,312	647	1,379	791	380	84	5,728
第二地銀	521	2,649	293	505	194	173	4	4,340
信金・信組等	333	296	326	325	164	206	7	1,657
合計	4,510	5,222	3,302	20,885	4,054	1,767	299	40,041

買取価格

単位:億円

年度	11	12	13	14	15	16	17/6	合計
都長銀信託	96	31	131	1,848	540	183	43	2,873
地銀	69	57	44	129	69	28	8	404
第二地銀	23	29	13	33	22	18	0	137
信金・信組等	29	9	18	47	11	4	1	119
合計	217	126	206	2,057	641	233	52	3,533

特定協定銀行による回収実績

単位:億円

年度	11	12	13	14	15	16	17/6	合計
買取債権元本	4,930	5,222	3,302	20,885	4,054	1,767	299	40,460
買取価格	241	126	206	2,057	641	233	52	3,557
債権回収額	42	217	304	394	1,260	1,635	NA	3,851

注)特別公的管理銀行から金融再生法第53条に基づき買い取った資産(株式を除く)の買取実績(元本419億円、買取価格24億円)及び回収実績を含む。

## (6) 告訴・告発状況

告発(訴)件数(平成17年3月31日までの累計)

(単位:件)

	預金保険機構 (DIC)	整理回収機構 (RCC)	住宅金融 債権管理機構 (住管機構)	整理回収銀行 (RCB)	合計
検挙済	21 (59)	156 (324)	76 (149)	23 (37)	276 (569)
告発中					
その他(注)			1 (1)		1 (1)
合計	21 (59)	156 (324)	77 (150)	23 (37)	277 (570)

(注) 公訴時効の完成

( )内は被告発(訴)人数

## 告発(訴)事案の内訳

特別業務部設置(平成8年6月26日)から平成11年3月31日まで(単位:件)

	預金保険機構 (DIC)	住宅金融 債権管理機構 (住管機構)	整理回収銀行 (RCB)	合計
借り手に関する事案		77 (150)	14 (19)	91 (169)
競売妨害		27 (49)	3 (7)	30 (56)
詐欺		18 (44)	2 (2)	20 (46)
強制執行妨害		15 (36)	4 (5)	19 (41)
公正証書原本不実記載等		4 (7)		4 (7)
脅迫・強要		3 (3)		3 (3)
詐欺破産(注)		1 (1)	1 (1)	2 (2)
その他		9 (10)	4 (4)	13 (14)
貸し手に関する事案			9 (18)	9 (18)
背任・特別背任			4 (11)	4 (11)
その他			5 (7)	5 (7)
合計		77 (150)	23 (37)	100 (187)

(注) 破産法第374条

( )内は被告発(訴)人数

整理回収機構発足(平成11年4月1日)から平成17年3月31日まで(単位:件)

	預金保険機構 (DIC)	整理回収機構(RCC)			合計
		旧住専債権	破綻金融機関譲受債権(注2)	53条債権(注3)	
借り手に関する事案	3 (7)	41 (78)	93 (182)	12 (29)	149 (296)
競売妨害	1 (1)	7 (9)	30 (61)	10 (22)	48 (93)
詐欺		13 (27)	23 (46)		36 (73)
強制執行妨害	2 (6)	15 (31)	18 (36)	2 (7)	37 (80)
公正証書原本不実記載等		3 (7)	6 (16)		9 (23)
脅迫・強要			4 (7)		4 (7)
詐欺破産(注1)			6 (10)		6 (10)
その他		3 (4)	6 (6)		9 (10)
貸し手に関する事案	18 (52)		10 (35)		28 (87)
背任・特別背任	13 (37)		10 (35)		23 (72)
その他	5 (15)				5 (15)
合計	21 (59)	41 (78)	103 (217)	12 (29)	177 (383)

(注1) 破産法第374条

( )内は被告発(訴)人数

(注2) 破綻金融機関譲受債権にはRCBから継承された債権を含む。

(注3) 53条債権とは、金融再生法第53条に基づき健全金融機関から買い取った債権である。

告発（訴）事案一覧（平成16年度）

番号	区分	告発（訴）日	検挙日	告発（訴）先	被告発（訴）人	罪名	内容等
1	RCC	H16.7.1	H16.6.14	兵庫県警	破綻金融機関の債務者	競売妨害(威力)	競売開始決定がなされた自己所有の土地に、暴力団の代紋等を掲出し、威力を用いて競売を妨害したものの。
2	RCC	H16.7.20	H16.6.30	神奈川県警	破綻金融機関の債務者	競売妨害(偽計)	競売開始決定がなされた自己所有の土地の現況調査を担当した執行官に対し、虚偽の陳述をして競売を妨害したものの。
3	RCC	H16.9.27	H16.9.7	大阪府警	破綻金融機関の債務者	破産法違反	破産宣告を受けたが、自己の利益を図り債権者を害する目的で、破産財団に帰属すべき財産を口座から引き出し隠匿したものの。
4	RCC	H16.10.22	H16.10.4	愛知県警	破綻金融機関の債務者ら5人	強制執行妨害(隠匿)	預金債権の差押えを逃れる目的で信用金庫の普通預金口座から預金を引き出し、隠匿したものの。
5	RCC	H16.11.2	H16.10.12	福岡県警	破綻金融機関の債務者ら3人	詐欺(中抜き)	担保となっている船舶の売却価格を過小申告して抵当権を抹消させたものの。
6	RCC	H16.11.2	H16.10.15	大阪府警	破綻金融機関の債務者	競売妨害(偽計)	競売開始決定のなされた自宅の現況調査に来た執行官に対し、「自宅の二階で自殺した者がいる」などと虚偽の陳述をして競売を妨害したものの。
7	RCC	H16.11.5	H16.10.19	愛知県警	競売物件の占有者	競売妨害(偽計)	競売開始決定のなされた建物の現況調査に来た執行官に対し、虚偽の賃借権を申立て競売を妨害したものの。
8	RCC	H16.11.16	H16.10.27	警視庁	破綻金融機関の債務者ら2人	詐欺(中抜き)	担保物件となっている建物を任意売却するに際し、売却価格を過小申告して抵当権を抹消させたものの。
9	RCC	H16.11.25	H16.11.6	大阪府警	破綻金融機関の債務者	競売妨害(偽計)	競売開始決定のなされた会社所有の不動産に関して、虚偽の賃貸借契約書類を執行官に送付して競売を妨害したものの。
10	RCC	H16.11.26	H16.11.8	大阪府警	破綻金融機関の債務者ら3人	強制執行妨害(隠匿)	強制執行を逃れる目的で、第三者名義で不動産取引をして得た収益を隠匿したものの。
11	RCC	H16.12.3	H16.11.11	宮城県警	破綻金融機関の債務者ら4人	強制執行妨害(仮装債務負担)	強制執行を逃れる目的で、虚偽内容(仮装債務負担)の借用証書を作成し、その旨公正証書原本に不実の記載をさせたものの。
12	RCC	H16.12.16	H16.11.26	兵庫県警	破綻金融機関の債務者	詐欺(中抜き)	担保物件の土地が県道拡張時の収容対象となったことから、県への売却価格を過小申告して抵当権を抹消させたものの。
13	RCC	H16.12.17	H16.11.30	大阪府警	破綻金融機関の債務者ら2人	強制執行妨害(隠匿)	強制執行を逃れる目的で、第三者名義で不動産取引をして得た収益を隠匿したものの。
14	RCC	H17.2.8	H17.1.21	大阪府警	破綻金融機関の債務者ら2人	詐欺(中抜き)	担保物件を任意売却するに際し、売却価格を過小申告して抵当権を抹消させたものの。
15	RCC	H17.2.21	H17.2.2	大阪府警	旧住専の債務者	詐欺(中抜き)	担保となっている不動産を任意売却するに際し、売却価格を過小に申告して抵当権を抹消させたものの。
16	RCC	H17.3.10	H17.2.21	静岡県警	破綻金融機関の債務者ら3人	競売妨害(威力)	競売開始決定のなされた土地に、政治結社の大型街宣車を継続的に放置し、威力を用いて競売を妨害したものの。
17	RCC	H17.3.29	H17.3.9	警視庁	破綻金融機関の債務者	競売妨害(威力)	競売された家屋の競売人に対し、自分は暴力団幹部で輩下が付近にいる旨ことさら強調し威力を用いて競売を妨害したものの。
18	RCC	H17.3.29	H17.3.11	大阪府警	破綻金融機関の債務者ら3人	詐欺(中抜き)	担保となっている不動産を任意売却するに際し、売却価格を過小に申告して抵当権を抹消させたものの。

(7) 民事責任追及状況(提訴分)

平成17年3月31日までの累計

		預金保険機構(注3)		整理回収機構						合計	
				整理回収銀行(注4)		住管機構(注5)		整理回収機構(注6)			
		件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)	件数	請求金額(円)
経営者責任 (注1)	破綻金融機関	17	381億 3,230万	15	302億 3,835万			86	474億 6,309万	118	1,158億 3,374万
	住専					1	35億 9,500万	3	9億	4	44億 9,500万
紹介者責任 (注2)						2	50億 1,446万			2	50億 1,446万
計		17	381億 3,230万	15	302億 3,835万	3	86億 946万	89	483億 6,309万	124	1,253億 4,320万

注1 破綻金融機関及び住専の旧経営者(取締役, 理事, 監査役, 監事を意味する)のほかその遺族, 従業員及びその他共同不法行為者に対する責任追及訴訟のこと。

注2 住専に融資を紹介した金融機関に対し, その責任を追及する訴訟のこと。

注3 預金保険機構自らが原告となり提訴したものと及び預金保険機構が破綻金融機関の金融整理管財人として提訴に関与したもの。

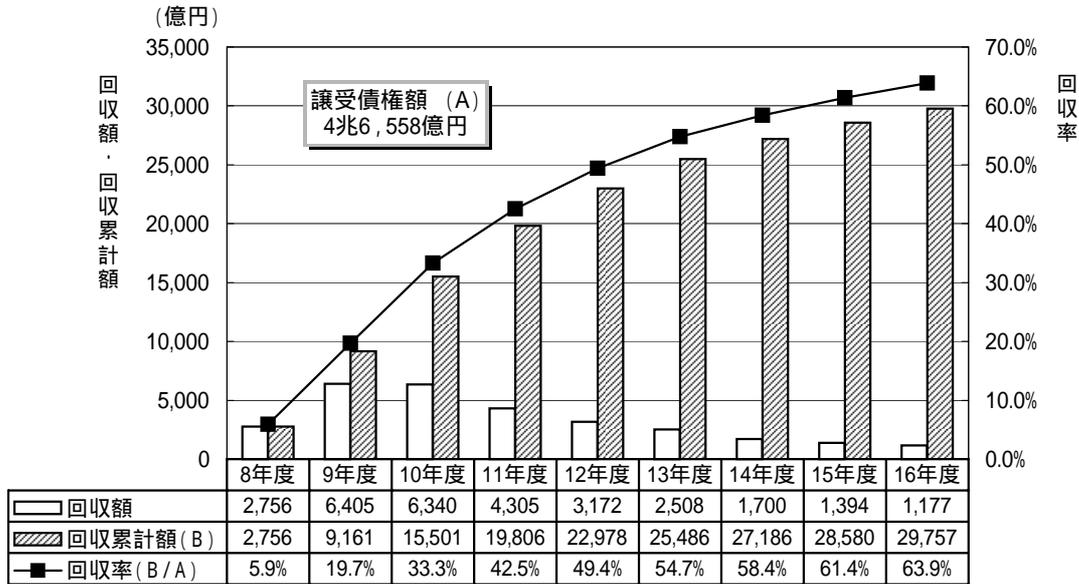
注4 整理回収銀行自らが原告となり提訴したものと及び整理回収銀行において破綻金融機関が提訴した訴訟を引受承継したもの(注3該当分を除く)。

注5 住管機構自らが原告となり提訴したもの。

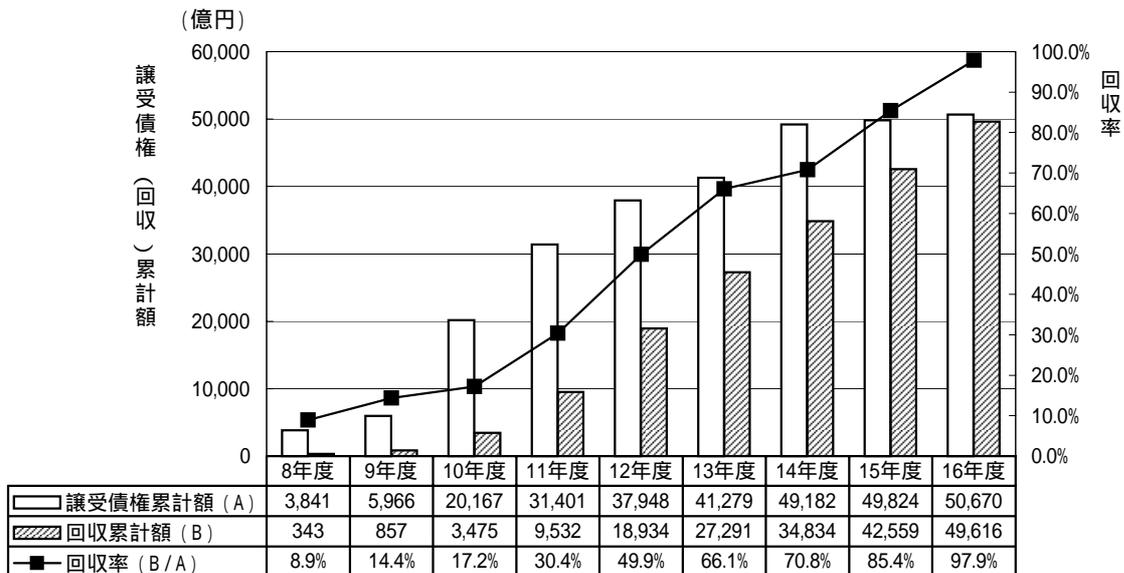
注6 整理回収機構自らが原告となり提訴したものと及び整理回収機構において破綻金融機関が提訴した訴訟を引受承継したもの(注3該当分を除く)。

## (8) 整理回収機構の回収実績

### 旧住管機構(平成8年7月26日設立)分



### 旧整理回収銀行(平成8年9月2日改組)分



旧整理回収銀行の平成8年度の実績は、平成7年度と平成8年度の合計額である。

北海道拓殖銀行の譲受債権から信託スキームは除く。

阪和銀行からの譲受債権(当機構の回収委託分)、預保法129条買取分及び再生法53条買取分を含む。

譲受債権額は買取価格調整等により変動する場合がある。

### 整理回収機構における機構への納付金累計額(平成16年度末)

(単位: 億円)

旧住専会社から譲り受けた資産に係るもの (住専法第12条10号)	35
破綻金融機関等から買い取った資産に係るもの (預保法附則第8条2の2号)	4,726
健全金融機関等から買い取った資産に係るもの (金融再生法第54条1項3号)	1,390

整理回収機構の17年3月期決算に計上されているものを含む(機構においては17年度に計上)。

上記のほか資本増強に係る納付金が4,466億円ある。

## (9) 整理回収機構における企業再生案件の状況

(H13年11月企業再生本部発足以降; H17年3月末現在)

(単位:債務者数)

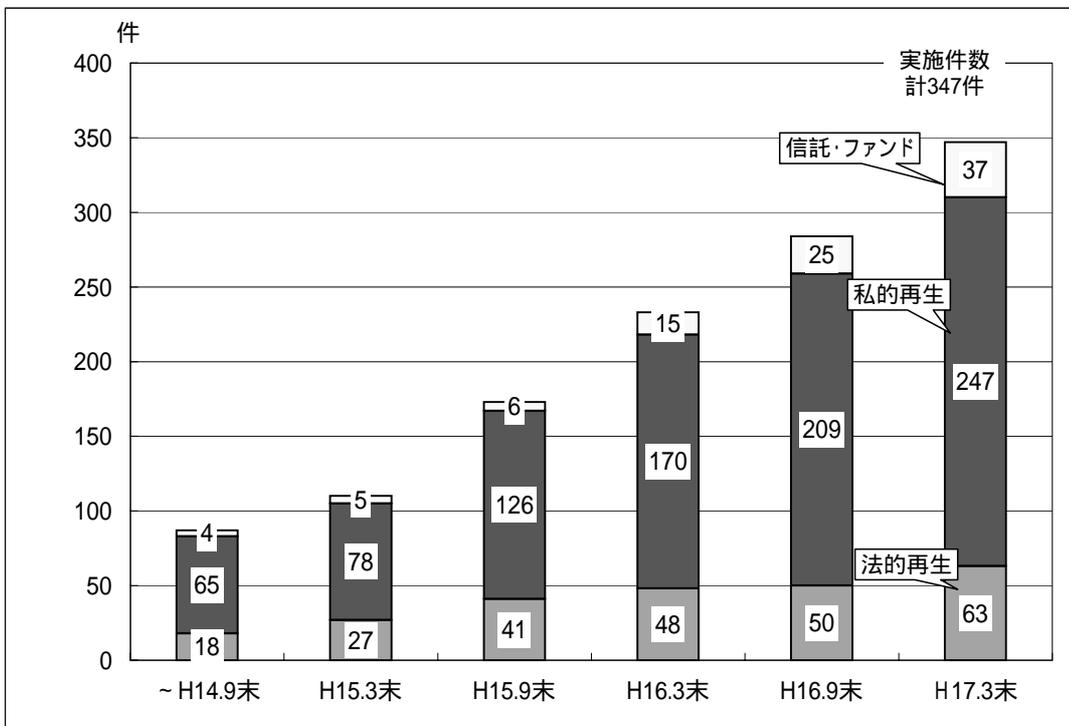
1. 企業再生実施案件	
内 訳	件 数
(1)法的再生	63
(2)私的再生	247
(3)信託・ファンド等活用の私的再生	37
小 計	347

(注)RCCが再生計画の作成過程において関与したもの。

2. 企業再生候補案件	
内 訳	件 数
(1)RCC保有等債権	110
(2)信託・ファンド等債権	12
小 計	122

合 計	469
-----	-----

### 企業再生実施案件(累計)の推移



企業再生実施案件(13年11月以降)

(累計:件)

	~H14.9末	H15.3末	H15.9末	H16.3末	H16.9末	H17.3末
信託・ファンド	4	5	6	15	25	37
私 的 再 生	65	78	126	170	209	247
法 的 再 生	18	27	41	48	50	63
計	87	110	173	233	284	347

## (10)立入検査の実施状況

(単位：金融機関数)

年度	検査実施済金融機関数	金融機関種別		
		銀行	信用金庫	信用組合
13	39	2	14	23
14	66	1	31	34
15	100	10	56	34
16	113	17	66	30
計	318	30	167	121

- (注) 1. 年度は検査事務年度(7月～翌年6月)。  
 2. 金融庁等との同行検査を含む。  
 3. 信用組合には、全国信用協同組合連合会を含む。

### 平成13検査事務年度における検査実施状況

#### 銀行に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	(株)南日本銀行	H14.5.8	H14.5.17	H14.5.23	H14.10.28
2	(株)福岡銀行	H14.6.3	H14.6.12	H14.6.19	H14.11.28

#### 信用金庫に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	朝日信用金庫	H13.8.21	H13.9.4	H13.9.7	H13.10.22
2	西京信用金庫	H13.10.11	H13.11.1	H13.11.7	H13.12.20
3	ひまわり信用金庫	H13.10.11	H13.11.1	H13.11.7	H13.12.19
4	八王子信用金庫	H13.10.11	H13.11.1	H13.11.7	H13.12.19
5	碧海信用金庫	H13.12.17	H14.1.18	H14.1.24	H14.2.28
6	呉信用金庫	H13.12.17	H14.1.18	H14.1.24	H14.2.27
7	浜松信用金庫	H14.1.30	H14.2.20	H14.2.26	H14.3.19
8	武生信用金庫	H14.1.30	H14.2.20	H14.2.27	H14.3.22
9	室蘭信用金庫	H14.3.4	H14.3.14	H14.3.20	H14.5.7
10	空知信用金庫	H14.3.4	H14.3.14	H14.3.20	H14.5.7
11	京都信用金庫	H14.5.8	H14.5.17	H14.5.24	H14.7.11
12	高松信用金庫	H14.6.3	H14.6.12	H14.6.18	H14.9.2
13	東京信用金庫	H14.6.27	H14.7.10	H14.7.16	H14.10.11
14	愛知信用金庫	H14.6.27	H14.7.10	H14.7.16	H14.10.25

#### 信用組合に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	茨城県信用組合	H13.8.21	H13.9.4	H13.9.7	H13.10.22
2	文化産業信用組合	H13.9.12	H13.9.21	H13.9.28	H13.11.29
3	城北信用組合	H13.9.12	H13.9.21	H13.9.28	H13.11.29
4	信用組合広島商銀	H13.9.12	H13.10.1	H13.10.5	H13.11.26
5	長野商銀信用組合	H13.9.12	H13.10.1	H13.10.5	H13.11.26
6	滋賀県信用組合	H13.10.11	H13.10.24	H13.10.30	H13.12.18
7	青森県信用組合	H13.10.11	H13.10.24	H13.10.30	H13.12.18
8	長崎県民信用組合	H13.10.11	H13.10.24	H13.10.30	H13.12.19
9	鹿児島興業信用組合	H13.11.13	H13.11.27	H13.12.3	H14.1.23
10	大分商銀信用組合	H13.11.13	H13.11.27	H13.12.3	H14.1.23
11	峡南信用組合	H13.11.13	H13.11.27	H13.12.3	H14.1.23
12	大分県信用組合	H13.11.13	H13.12.5	H13.12.11	H14.1.23

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
13	やまなみ信用組合	H13.11.13	H13.12.5	H13.12.11	H14.1.23
14	岐阜商工信用組合	H13.11.13	H13.12.5	H13.12.11	H14.1.23
15	青和信用組合	H13.12.17	H14.1.9	H14.1.16	H14.2.26
16	中ノ郷信用組合	H13.12.17	H14.1.9	H14.1.16	H14.2.28
17	第一勸業信用組合	H14.1.30	H14.2.12	H14.2.18	H14.3.19
18	全東栄信用組合	H14.1.30	H14.2.12	H14.2.18	H14.3.22
19	大東京信用組合	H14.3.4	H14.3.22	H14.3.29	H14.5.7
20	共立信用組合	H14.3.4	H14.3.22	H14.3.29	H14.5.7
21	兵庫県信用組合	H14.4.5	H14.4.16	H14.4.22	H14.6.3
22	山形中央信用組合	H14.4.5	H14.4.16	H14.4.22	H14.6.3
23	広島県信用組合	H14.6.27	H14.7.10	H14.7.16	H14.10.28

平成13年検査事務年度(平成13年7月～平成14年6月)

## 平成14検査事務年度における検査実施状況

### 銀行に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	(株)静岡銀行	H15.2.28	H15.3.11	H15.3.25	H15.6.13

### 信用金庫に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	小樽信用金庫	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.12	H14.11.25
2	群馬中央信用金庫	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.13	H14.11.22
3	吉南信用金庫	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.12	H15.1.9
4	杵築信用金庫	H14.9.24	H14.10.4	H14.10.10	H15.3.3
5	津信用金庫	H14.9.24	H14.10.4	H14.10.10	H15.2.10
6	新川水橋信用金庫	H14.9.24	H14.10.4	H14.10.10	H15.3.3
7	酒田信用金庫	H14.9.24	H14.10.4	H14.10.10	H15.1.9
8	中日信用金庫	H14.9.24	H14.10.4	H14.10.11	H15.2.10
9	世田谷信用金庫	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.13	H15.5.19
10	津島信用金庫	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.13	H15.4.22
11	駿河信用金庫	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.20	H15.4.22
12	名寄信用金庫	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.10	H15.4.23
13	広島信用金庫	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.10	H15.5.30
14	西武信用金庫	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.12	H15.6.5
15	高田信用金庫	H15.1.7	H15.1.16	H15.1.24	H15.7.14
16	島田信用金庫	H15.1.7	H15.1.16	H15.1.24	H15.7.14
17	福岡信用金庫	H15.1.31	H15.2.13	H15.2.21	H15.7.18
18	関信用金庫	H15.1.31	H15.2.13	H15.2.21	H15.7.18
19	東京東信用金庫	H15.1.31	H15.2.13	H15.2.26	H15.7.23
20	津和野信用金庫	H15.2.28	H15.3.11	H15.3.19	H15.7.22
21	吉備信用金庫	H15.2.28	H15.3.11	H15.3.19	H15.7.18
22	日本海信用金庫	H15.3.28	H15.4.8	H15.4.16	H15.7.22
23	伊豆信用金庫	H15.3.28	H15.4.8	H15.4.16	H15.8.1
24	北空知信用金庫	H15.3.28	H15.4.8	H15.4.16	H15.7.22
25	塩竈信用金庫	H15.5.6	H15.5.15	H15.5.23	H15.7.28
26	瀧野川信用金庫	H15.5.6	H15.5.15	H15.5.23	H15.8.28
27	摂津水都信用金庫	H15.5.6	H15.5.15	H15.5.23	H15.8.4
28	二戸信用金庫	H15.6.2	H15.6.11	H15.6.19	H15.9.11
29	滑川信用金庫	H15.6.2	H15.6.11	H15.6.19	H15.9.26
30	新湊信用金庫	H15.6.27	H15.7.9	H15.7.17	H15.11.7
31	備北信用金庫	H15.6.27	H15.7.9	H15.7.17	H16.1.22

### 信用組合に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	熊本県信用組合	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.12	H15.1.9

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
2	福岡県中央信用組合	H14.8.27	H14.9.6	H14.9.13	H15.1.9
3	かみつけ信用組合	H14.9.24	H14.10.4	H14.10.10	H15.4.22
4	宮崎県北部信用組合	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.13	H15.3.3
5	玖珠郡信用組合	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.13	H15.3.3
6	佐賀県医師信用組合	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.13	H15.5.12
7	福岡興業信用組合	H14.10.28	H14.11.7	H14.11.13	H15.4.22
8	信用組合岡山商銀	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.10	H15.4.22
9	福岡県庁信用組合	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.10	H15.5.30
10	豊橋商工信用組合	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.10	H15.7.3
11	北郡信用組合	H14.11.22	H14.12.4	H14.12.10	H15.4.22
12	信用組合愛知商銀	H15.1.7	H15.1.16	H15.1.24	H15.7.14
13	広島市信用組合	H15.1.7	H15.1.16	H15.1.24	H15.7.3
14	大同信用組合	H15.1.7	H15.1.16	H15.1.24	H15.7.2
15	高浜信用組合	H15.1.7	H15.1.16	H15.1.24	H15.7.14
16	銚子商工信用組合	H15.1.31	H15.2.13	H15.2.21	H15.7.14
17	佐世保中央信用組合	H15.1.31	H15.2.13	H15.2.21	H15.7.18
18	備後信用組合	H15.1.31	H15.2.13	H15.2.21	H15.7.18
19	釧路信用組合	H15.2.28	H15.3.11	H15.3.19	H15.7.28
20	北陸商銀信用組合	H15.2.28	H15.3.11	H15.3.19	H15.7.18
21	葛飾商工信用組合	H15.2.28	H15.3.11	H15.3.19	H15.7.18
22	大阪府警察信用組合	H15.3.28	H15.4.8	H15.4.16	H15.7.28
23	愛知県中央信用組合	H15.3.28	H15.4.8	H15.4.16	H15.7.28
24	山形県庁職員信用組合	H15.3.28	H15.4.8	H15.4.16	H15.7.22
25	出雲信用組合	H15.5.6	H15.5.15	H15.5.23	H15.9.5
26	三重県職員信用組合	H15.5.6	H15.5.15	H15.5.23	H15.8.4
27	兵庫県医療信用組合	H15.5.6	H15.5.15	H15.5.23	H15.8.4
28	長野県信用組合	H15.6.2	H15.6.11	H15.6.19	H15.10.31
29	東京厚生信用組合	H15.6.2	H15.6.11	H15.6.20	H15.10.17
30	五城信用組合	H15.6.2	H15.6.11	H15.6.19	H15.10.20
31	三河信用組合	H15.6.2	H15.6.11	H15.6.19	H15.10.8
32	大阪貯蓄信用組合	H15.6.27	H15.7.9	H15.7.17	H15.10.20
33	両備信用組合	H15.6.27	H15.7.9	H15.7.17	H15.12.1
34	那須信用組合	H15.6.27	H15.7.9	H15.7.17	H15.11.14

平成14年検査事務年度(平成14年7月～平成15年6月)

## 平成15検査事務年度における検査実施状況

### 銀行に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	(株)荘内銀行	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.11	H16.1.22
2	イーバンク銀行(株)	H15.9.17	H15.9.24	H15.10.3	H16.1.6
3	(株)熊本ファミリー銀行	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.14	H16.3.31
4	(株)広島総合銀行	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.4.8
5	(株)長崎銀行	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.6.14
6	(株)琉球銀行	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.7.8
7	(株)茨城銀行	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.9.8
8	(株)香川銀行	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.7.8
9	(株)十六銀行	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.21	H16.10.4
10	(株)福島銀行	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.9

### 信用金庫に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	島根中央信用金庫	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.11	H16.1.22
2	東山口信用金庫	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.10	H16.1.22
3	おかやま信用金庫	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.11	H16.1.21
4	西濃信用金庫	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.10	H16.1.22

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
5	青梅信用金庫	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.11	H16.1.21
6	たちばな信用金庫	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.10	H16.1.22
7	阪奈信用金庫	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.3.12
8	中南信用金庫	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.2.2
9	唐津信用金庫	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.2.16
10	沼津信用金庫	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.2.17
11	一関信用金庫	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.1.22
12	山形信用金庫	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.1.26
13	郡山信用金庫	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.14	H16.3.4
14	埼玉縣信用金庫	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.14	H16.3.25
15	千葉信用金庫	H15.11.25	H15.12.3	H15.12.22	H16.7.7
16	南大阪信用金庫	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.7.8
17	鳥取信用金庫	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.3.26
18	東予信用金庫	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.3.26
19	大分みらい信用金庫	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.3.31
20	兵庫信用金庫	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.5.31
21	小松川信用金庫	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.29	H16.6.1
22	北陸信用金庫	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.4.21
23	奈良信用金庫	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.5.10
24	田川信用金庫	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.6.14
25	姫路信用金庫	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.6.23
26	都城信用金庫	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.5.31
27	岩国信用金庫	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.6.14
28	静岡信用金庫	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.6.14
29	秋田信用金庫	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.6.23
30	鶴来信用金庫	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.7.23
31	新宮信用金庫	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.6.23
32	阿南信用金庫	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.7.22
33	瀬戸信用金庫	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.25	H16.8.2
34	あおもり信用金庫	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.22	H16.9.2
35	越前信用金庫	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.21	H16.8.11
36	伊勢崎太田信用金庫	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.22	H16.10.4
37	米子信用金庫	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.21	H16.9.2
38	さわやか信用金庫	H16.4.2	H16.4.12	H16.4.22	H16.8.3
39	岡崎信用金庫	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.27	H16.9.21
40	松本信用金庫	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.15
41	遠軽信用金庫	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.16
42	大牟田信用金庫	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.9
43	広島みどり信用金庫	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.9
44	上市信用金庫	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.9
45	足立成和信用金庫	H16.6.4	H16.6.14	H16.6.23	H16.10.12
46	東栄信用金庫	H16.6.4	H16.6.14	H16.6.23	H16.10.5
47	鹿児島相互信用金庫	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.23	H16.10.15
48	伊万里信用金庫	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.23	H16.9.16
49	水戸信用金庫	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.24	H16.10.15
50	石巻信用金庫	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.23	H16.10.4
51	桑名信用金庫	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.23	H16.9.16
52	尾西信用金庫	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.10.29
53	東奥信用金庫	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.10.22
54	旭川信用金庫	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.10.22
55	氷見伏木信用金庫	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.12.3
56	長浜信用金庫	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.10.22

#### 信用組合に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	空知商工信用組合	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.10	H15.12.3
2	香川県信用組合	H15.8.21	H15.9.2	H15.9.10	H15.12.1
3	鹿児島県信用組合	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.3.15

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
4	宿毛商銀信用組合	H15.9.19	H15.10.1	H15.10.9	H16.2.2
5	新潟縣信用組合	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.13	H16.2.25
6	長崎三菱信用組合	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.13	H16.3.12
7	佐賀東信用組合	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.13	H16.3.4
8	古川信用組合	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.14	H16.7.8
9	新栄信用組合	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.13	H16.7.8
10	十勝信用組合	H15.10.24	H15.11.5	H15.11.13	H16.2.26
11	埼玉信用組合	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.7.7
12	東群馬信用組合	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.15	H16.7.7
13	益田信用組合	H15.11.25	H15.12.4	H15.12.12	H16.3.31
14	山形庶民信用組合	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.5.7
15	成協信用組合	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.4.8
16	奄美信用組合	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.4.21
17	福島協和信用組合	H15.12.22	H16.1.20	H16.1.28	H16.5.31
18	君津信用組合	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.5.31
19	富山県信用組合	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.27	H16.6.14
20	七島信用組合	H16.2.5	H16.2.18	H16.2.26	H16.5.31
21	半原信用組合	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.25	H16.7.23
22	大阪協栄信用組合	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.8.4
23	仙北信用組合	H16.3.5	H16.3.16	H16.3.24	H16.7.23
24	五泉信用組合	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.22	H16.9.2
25	朝銀西信用組合	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.21	H16.9.16
26	宮崎県南部信用組合	H16.4.2	H16.4.13	H16.4.21	H16.8.11
27	淡陽信用組合	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.8
28	群馬県信用組合	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.8
29	両津信用組合	H16.5.6	H16.5.18	H16.5.26	H16.9.2
30	ウリ信用組合	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.25	H16.10.15
31	兵庫県警察信用組合	H16.6.4	H16.6.15	H16.6.23	H16.10.7
32	あかぎ信用組合	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.10.22
33	金沢中央信用組合	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.11.11
34	福岡県南部信用組合	H16.6.28	H16.7.13	H16.7.22	H16.10.29

平成15年検査事務年度(平成15年7月～平成16年6月)

## 平成16検査事務年度における検査実施状況

平成17年6月30日現在

### 銀行に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	(株)島根銀行	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.11.8
2	(株)親和銀行	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.20	H17.2.4
3	(株)びわこ銀行	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.19	H17.1.27
4	野村信託銀行(株)	H16.9.16	H16.9.28	H16.10.8	H17.4.27
5	オリックス信託銀行(株)	H16.11.1	H16.11.10	H16.11.18	H17.4.27
6	エス・ジー・信託銀行(株)	H16.11.1	H16.11.10	H16.11.18	H17.4.27
7	資産管理サービス信託銀行(株)	H16.11.29	H16.12.7	H16.12.15	H17.4.27
8	(株)大東銀行	H16.12.22	H17.1.24	H17.2.4	H17.5.13
9	日本振興銀行(株)	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.1	H17.4.5
10	三井アセット信託銀行(株)	H17.2.10	H17.2.24	H17.3.1	H17.5.19
11	(株)高知銀行	H17.2.15	H17.2.28	H17.3.11	H17.6.9
12	農中信託銀行(株)	H17.3.10	H17.3.23	H17.3.28	H17.6.2
13	日証金信託銀行(株)	H17.3.10	H17.3.23	H17.3.28	H17.6.7
14	(株)北海道銀行	H17.4.18	H17.5.10	H17.5.20	
15	(株)北陸銀行	H17.4.18	H17.5.10	H17.5.20	

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
16	(株)沖縄海邦銀行	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	
17	(株)静岡中央銀行	H17.6.28			

#### 信用金庫に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	紋別信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.11.29
2	盛岡信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.11.22
3	三浦藤沢信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.9	H16.12.27
4	東春信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.9	H17.1.25
5	金沢信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H17.2.16
6	大和信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.12.27
7	熊本中央信用金庫	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H17.2.24
8	函館信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H16.12.27
9	岐阜信用金庫	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.19	H17.3.7
10	静清信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H17.3.4
11	湯浅信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H16.12.3
12	日生信用金庫	H16.9.16	H16.10.6	H16.10.19	H17.1.27
13	宮崎信用金庫	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H17.1.27
14	水沢信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.2.28
15	東京シティ信用金庫	H16.10.21	H16.11.1	H16.11.15	H17.4.11
16	豊川信用金庫	H16.10.21	H16.11.1	H16.11.11	H17.3.10
17	水島信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.2.3
18	三津浜信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.11	H17.3.22
19	日田信用金庫	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.11	H17.3.28
20	銚子信用金庫	H16.11.4	H16.11.24	H16.12.15	H17.5.12
21	宮城第一信用金庫	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.5.12
22	太平信用金庫	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.4.18
23	大阪市信用金庫	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.10	H17.4.7
24	西九州信用金庫	H16.11.19	H16.12.1	H16.12.10	H17.4.15
25	熊本第一信用金庫	H16.11.19	H16.12.1	H16.12.10	H17.5.20
26	仙台信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.28	H17.5.11
27	湘南信用金庫	H16.12.22	H17.1.24	H17.2.4	H17.5.13
28	多野信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.5.12
29	鹿沼相互信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.5.12
30	三重信用金庫	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.9
31	福岡ひびき信用金庫	H16.12.22	H17.1.24	H17.2.4	H17.6.21
32	高鍋信用金庫	H16.12.22	H17.1.19	H17.1.28	H17.5.13
33	甲府信用金庫	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.6.3
34	大阪厚生信用金庫	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.6.16
35	防府信用金庫	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.4	H17.6.9
36	徳島信用金庫	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.4	H17.5.19
37	コザ信用金庫	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.4	H17.5.13
38	京都北都信用金庫	H17.2.15	H17.3.1	H17.3.11	H17.6.13
39	高崎信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	
40	館山信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	
41	湖東信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	H17.6.24
42	西兵庫信用金庫	H17.3.16	H17.4.5	H17.4.14	
43	敦賀信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	
44	しまなみ信用金庫	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	
45	巢鴨信用金庫	H17.3.17	H17.4.4	H17.4.14	
46	多摩中央信用金庫	H17.3.17	H17.4.4	H17.4.14	
47	伊達信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
48	秋田ふれあい信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
49	さがみ信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
50	桐生信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
51	柏崎信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
52	観音寺信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
53	鹿児島信用金庫	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
54	土別信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	
55	下北信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	
56	芝信用金庫	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.16	
57	青木信用金庫	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.17	
58	栃木信用金庫	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.16	
59	飯田信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	
60	中兵庫信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	
61	石動信用金庫	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.17	
62	福島信用金庫	H17.6.28			
63	平塚信用金庫	H17.6.28			
64	北群馬信用金庫	H17.6.28			
65	烏山信用金庫	H17.6.28			
66	十三信用金庫	H17.6.28			

#### 信用組合に対する検査の実施状況

	金融機関名	予告日	立入検査開始日	立入検査終了日	検査結果通知日
1	函館商工信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.12.6
2	山形第一信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H17.1.27
3	熊谷商工信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.9	H16.12.15
4	山口県信用組合	H16.8.19	H16.8.31	H16.9.8	H16.12.13
5	北央信用組合	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.7	H17.4.15
6	江東信用組合	H16.9.16	H16.9.28	H16.10.7	H17.3.29
7	大阪府医師信用組合	H16.9.16	H16.9.29	H16.10.8	H16.12.9
8	室蘭商工信用組合	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.4.14
9	秋田県信用組合	H16.10.21	H16.11.2	H16.11.12	H17.3.28
10	イ才信用組合	H16.11.4	H16.11.24	H16.12.7	H17.4.21
11	札幌中央信用組合	H16.11.19	H16.12.1	H16.12.10	H17.5.13
12	小田原第一信用組合	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.3.31
13	愛知県医療信用組合	H16.11.19	H16.11.30	H16.12.9	H17.5.19
14	全国信用協同組合連合会	H16.11.29	H16.12.7	H16.12.15	H17.2.8
15	いわき信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.9
16	東京建設信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.8
17	滋賀県民信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.27	H17.6.9
18	九州幸銀信用組合	H16.12.22	H17.1.18	H17.1.28	H17.5.12
19	石巻商工信用組合	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.6.3
20	警視庁職員信用組合	H17.2.10	H17.2.22	H17.3.3	H17.5.31
21	島根益田信用組合	H17.2.10	H17.2.23	H17.3.3	H17.6.9
22	福島県商工信用組合	H17.3.16	H17.4.4	H17.4.13	
23	飛騨信用組合	H17.3.16	H17.4.5	H17.4.14	
24	会津商工信用組合	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
25	朝日新聞信用組合	H17.4.20	H17.5.10	H17.5.19	
26	杜陵信用組合	H17.5.27	H17.6.7	H17.6.15	
27	長崎商銀信用組合	H17.5.27	H17.6.8	H17.6.16	
28	あすか信用組合	H17.6.28			
29	協栄信用組合	H17.6.28			
30	毎日信用組合	H17.6.28			

平成16年検査事務年度(平成16年7月～平成17年6月)

# (11) 資金調達の概要 (平成17年度)

## (第1表) 各勘定別資金調達の概要

	一般勘定	危機対応勘定	金融再生勘定	早期健全化勘定	産業再生勘定	金融機能強化勘定
借入れ・債券発行						
根拠法令	預金保険法第42条第1項及び第2項	預金保険法第126条第1項	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第65条第1項	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第16条第1項	株式会社産業再生機構法第49条第1項及び第2項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第44条第1項
限度額	20.6兆円 (預金保険法施行令第2条)	18.6兆円 (預金保険法施行令第29条)	16.3兆円 (金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行令第13条)	9.8兆円 (金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令第5条)	0.15兆円 (株式会社産業再生機構法施行令第4条)	2兆円 (金融機能の強化のための特別措置金融機に関する法律施行令第33条)
形態 (調達先)	(1)借入 〔金融機関その他の者〕 日本銀行 (2)債券発行	(1)借入 〔金融機関その他の者〕 日本銀行 (2)債券発行	(1)借入 〔金融機関その他の者〕 日本銀行 (2)債券発行	(1)借入 〔金融機関その他の者〕 日本銀行 (2)債券発行	(1)借入 〔金融機関その他の者〕 日本銀行 (2)債券発行	(1)借入 〔金融機関その他の者〕 日本銀行 (2)債券発行
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金の支払</li> <li>・ 資金援助</li> <li>・ 預金等債権の買取り</li> <li>・ 承継銀行設立のための出資</li> <li>・ 承継銀行への貸付け等</li> <li>・ 破綻金融機関への貸付け</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構による株式等の引受等</li> <li>・ 被管理金融機関への資金援助</li> <li>・ 特別危機管理銀行への資金援助</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関等からの資産買取り</li> <li>・ 協定銀行への株式等の引受等に要する資金の貸付け(旧金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律に基づくもの)</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定銀行への株式等の引受等に要する資金の貸付け</li> <li>・ 協定銀行への損失補てん</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業再生機構に対する出資</li> <li>・ その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定銀行への株式等の引受等又は信託受益権等の買取りのため等に必要とする資金の貸付け(旧組織再編成促進特別措置法に基づくもの)</li> <li>・ 協定銀行への損失補てん</li> <li>・ その他</li> </ul>
政府保証						
根拠法令	預金保険法第42条の2	預金保険法第126条第2項	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第66条	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第17条	株式会社産業再生機構法第50条	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第45条
平成17年度の 予算総則計上	国会の議決を経た金額の範囲内 (17年度当初 19兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (17年度当初 17兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (17年度当初 14兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (17年度当初 6兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (17年度当初 0.15兆円)	国会の議決を経た金額の範囲内 (17年度当初 2兆円)

(第2表) 各年度末における資金調達残高

(単位：億円)

	平成14年度末	平成15年度末	16年度末
一般勘定	39,264	53,146	42,675
うち債券発行による 調達	-	11,400	21,400
特例業務勘定	30,873	-	-
危機対応勘定	-	19,604	19,534
うち債券発行による 調達	-	-	16,000
金融再生勘定	56,558	46,649	41,196
うち債券発行による 調達	-	12,000	29,000
早期健全化勘定	82,041	79,331	65,239
うち債券発行による 調達	61,200	66,600	55,400
経営基盤強化勘定	-	61	60
合 計	208,736	198,791	168,704
うち債券発行による 調達	61,200	90,000	121,800

- (注) 1. 平成15年4月1日に「特例業務勘定」に属する資産及び負債は「一般勘定」に承継。
2. 平成11年10月より、「早期健全化勘定」において債券発行を実施。
3. 平成15年4月より、「一般勘定」及び「金融再生勘定」において債券発行を実施。
4. 平成16年4月より、「危機対応勘定」において債券発行を実施。
5. 平成17年4月1日に「経営基盤強化勘定」に属する資産及び負債は「金融機能強化勘定」に承継。

### 3. 財務状況

#### 貸借対照表及び損益計算書

##### (1) 一般勘定

貸借対照表  
(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	9,707	(流動負債)	2,668,816
現金・預金	1,019	短期借入金	2,127,500
預け金	1,271	預金保険機構債券(1年内償還)	540,000
有価証券	6,639	未払金	351
仮払金	397	未払費用	397
前払費用	245	預り金	19
未収収益	132	前受収益	214
未収金	2	仮受金	332
貸倒引当金	1		
(固定資産)	1,580,886	(固定負債)	1,900,386
資金援助事業資産	34,844	預金保険機構債券	1,600,000
買取資産	76,817	長期前受収益	258
求償権	150	退職給与引当金	128
貸倒引当金	42,123	保証債務	
協定承継銀行事業資産		協定銀行保証債務	300,000
協定承継銀行株式	4,170		
協定銀行事業資産	1,541,300	(負債合計)	4,569,202
協定銀行株式	12,000	(資本金)	455
協定銀行貸付金	1,229,300	政府出資金	150
協定銀行保証債務見返	300,000	日本銀行出資金	150
有形固定資産	298	民間出資金	155
建物	267		
工具・器具・備品	31	(欠損金)	2,977,048
無形固定資産	2	繰越欠損金	3,493,847
投資その他の資産		当期利益金	516,798
敷金・保証金	270		
		(資本合計)	2,976,593
(繰延資産)	2,015		
債券発行費	1,256		
債券発行差金	759		
資 産 合 計	1,592,609	負 債 ・ 資 本 合 計	1,592,609

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損 益 計 算 書  
(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位：百万円)

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(経常費用)	139,773	(経常収益)	656,581
資金援助事業費	8,990	保険料収入	
金銭贈与	625	保険料	529,386
買取資産損	7,656	資金援助事業収入	995
買取資産事務費	24	買取資産収入	391
管理回収業務委託費	684	買取資産益	603
過年度保険料払戻金	175	協定銀行事業収入	76,269
国庫納付金	75,416	協定銀行貸付金利息収入	1,441
一般管理費	6,209	協定銀行納付金収入	74,827
貸倒引当金繰入	42,124	協定承継銀行負担金収入	35
事業外費用	6,858	金銭贈与返納金	1,216
借入金利息	966	貸倒引当金戻入	48,650
債券利息	4,546	事業外収益	27
債券事務費	10		
債券発行費償却	1,047		
債券発行差金償却	287		
(特別損失)			
固定資産除却損	9		
(当期利益金)	516,798		
合 計	656,581	合 計	656,581

(注)1. 当期利益金516,798百万円は、預金保険法施行規則第15条第1項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

#### 重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法によっている。
2. 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

資金援助事業資産	111百万円
有形固定資産	279百万円
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
破産、民事再生等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上している。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上している。
  - (2) 退職給与引当金  
従業員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項
  - (1) 消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。
  - (2) 繰延資産の処理方法

債券発行費
3年間で均等償却している。
債券発行差金
債券の償還期限までの期間で均等償却している。
  - (3) 収益・費用の計上基準  
発生主義によっている。

## (2) 危機対応勘定

## 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	582	(流動負債)	354,185
現金・預金	113	短期借入金	353,400
未収収益	468	未払金	2
未収金	0	未払費用	455
(固定資産)		前受収益	326
取得株式等	1,957,270	(固定負債)	1,601,335
(繰延資産)	3,497	預金保険機構債券	1,600,000
債券発行費	2,821	長期前受収益	1,335
債券発行差金	675	退職給与引当金	0
		(負債合計)	1,955,520
		(剰余金)	5,828
		繰越欠損金	748
		当期利益金	6,576
		(資本合計)	5,828
資産合計	1,961,349	負債・資本合計	1,961,349

(注)各計数は、単位未満切捨て。

## 損益計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	1,949	(経常収益)	8,526
株式等取得費		取得株式等事業収入	
取得株式等処分事務費	0	取得株式等売却益	8,347
一般管理費	21	事業外収益	179
事業外費用	1,927		
借入金利息	450		
債券事務費	13		
債券発行費償却	1,410		
債券発行差金償却	52		
(当期利益金)	6,576		
合計	8,526	合計	8,526

(注)1. 当期利益金6,576百万円は、預金保険法施行規則第3条の規定により、次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

## 重要な会計方針等

## 1. 引当金の計上基準

## 退職給与引当金

役員員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

## 2. その他財務諸表作成のための重要な事項

## (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

## (2) 繰延資産の処理方法

## 債券発行費

3年間で均等償却している。

## 債券発行差金

債券の償還期限までの期間で均等償却している。

## (3) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

## (3) 金融再生勘定

## 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	284,411	(流動負債)	1,821,874
現金・預金	79	短期借入金	1,219,600
預け金	6,503	預金保険機構債券(1年内償還)	600,000
有価証券	269,895	未払金	14
仮払金	1,076	未払費用	286
前払費用	30	預り金	2
未収収益	678	前受収益	367
未収金	6,151	仮受金	1,602
貸倒引当金	3	(固定負債)	2,300,262
(固定資産)	2,985,966	預金保険機構債券	2,300,000
資産買取事業資産	2,549,494	長期前受収益	244
買取資産	2,834,519	退職給与引当金	18
貸倒引当金	285,025	(負債合計)	4,122,136
有形固定資産	16	(欠損金)	849,687
建物	12	繰越欠損金	986,266
工具・器具・備品	3	当期利益金	136,579
無形固定資産	0	(資本合計)	849,687
投資その他の資産	436,455		
特定協定銀行貸付金	132,600		
協定銀行貸付金	303,852		
敷金・保証金	3		
(繰延資産)	2,071		
債券発行費	1,327		
債券発行差金	744		
資産合計	3,272,449	負債・資本合計	3,272,449

(注)各計数は、単位未満切捨て。

## 損益計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	337,742	(経常収益)	474,322
資産買取事業費	44,678	資産買取事業収入	96,270
買取資産損	43,154	買取資産収入	25,088
買取資産事務費	996	買取資産益	71,182
管理回収業務委託費	526	特定協定銀行納付金収入	31,888
一般管理費	844	協定銀行納付金収入	18,723
貸倒引当金繰入	285,028	特定協定銀行貸付金利息収入	118
事業外費用	7,190	協定銀行貸付金利息収入	153
借入金利息	779	貸倒引当金戻入	327,165
債券利息	5,006	事業外収益	2
債券事務費	11		
債券発行費償却	1,204		
債券発行差金償却	189		
(特別損失)			
固定資産除却損	0		
(当期利益金)	136,579		
合計	474,322	合計	474,322

(注)1. 当期利益金136,579百万円は、金融再生法施行規則第24条第2項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

## 重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法によっている。
2. 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。  
有形固定資産 15百万円

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債務者が経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債権及び債務者は経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権については、債権額から担保等による回収見込額並びに債務者の財政状態及び経営成績を考慮した回収見込額を減額し、その残額について貸倒引当金を計上している。上記以外の債権については合理的と認められた貸倒率に基づき計上している。

#### (2) 退職給与引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

### 4. その他財務諸表作成のための重要な事項

#### (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

#### (2) 繰延資産の処理方法

債券発行費

3年間で均等償却している。

債券発行差金

債券の償還期限までの期間で均等償却している。

#### (3) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

## (4) 早期健全化勘定

## 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	229,212	(流動負債)	2,725,083
現金・預金	213	短期借入金	983,900
有価証券	228,095	預金保険機構債券(1年内償還)	1,740,000
仮払金	63	未払金	1
未収収益	840	未払費用	652
未収金	0	前受収益	529
(固定資産)	6,440,565	(固定負債)	3,801,126
有形固定資産	4	預金保険機構債券	3,800,000
建物	3	長期前受収益	1,124
工具・器具・備品	0	退職給与引当金	1
無形固定資産	0		
投資その他の資産	6,440,561	(負債合計)	6,526,209
協定銀行貸付金	6,440,560	(剰余金)	147,189
敷金・保証金	1	積立金	169,905
(繰延資産)	3,620	当期損失金	22,716
債券発行費	2,473		
債券発行差金	1,147	(資本合計)	147,189
資産合計	6,673,398	負債・資本合計	6,673,398

(注)各計数は、単位未満切捨て。

## 損益計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	52,021	(経常収益)	29,305
協定銀行損失補填金	22,412	協定銀行貸付金利息収入	29,302
一般管理費	79	事業外収益	3
事業外費用	29,530	(当期損失金)	22,716
借入金利息	357		
債券利息	24,097		
債券事務費	1,342		
債券発行費償却	3,098		
債券発行差金償却	633		
(特別損失)			
固定資産除却損	0		
合計	52,021	合計	52,021

(注) 1. 当期損失金22,716百万円は、早期健全化法施行規則第8条第2項の規定により、積立金を減額して整理する。  
2. 各計数は、単位未満切捨て。

## 重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。  
有形固定資産 4百万円
- 引当金の計上基準  
退職給与引当金  
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
  - 消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。
  - 繰延資産の処理方法  
債券発行費  
3年間で均等償却している。  
債券発行差金  
債券の償還期限までの期間で均等償却している。
  - 収益・費用の計上基準  
発生主義によっている。

## (5) 住専勘定

## 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	5,101	(流動負債)	224,627
現金・預金	95	未払金	224,580
有価証券	4,994	前受収益	46
未収収益	11	(固定負債)	2,274,291
未収金	0	退職給与引当金	13
(固定資産)	3,283,306	日本銀行返還条件付拠出金	100,000
有形固定資産	58	資産見返負担金	172
建物	54	保証債務	2,174,106
工具・器具・備品	3	(特別法上の引当金等)	
無形固定資産	1	金融安定化拠出基金	1,009,027
投資その他の資産	3,283,246	民間拠出金見返	1,007,000
金融安定化拠出基金資産	909,027	運用収入見返	2,027
関係会社株式	200,000	(負債合計)	3,507,946
敷金・保証金	113	(資本金)	
保証債務見返	2,174,106	政府出資金	5,000
		(欠損金)	224,539
		繰越欠損金	164,614
		当期損失金	59,924
		(資本合計)	219,539
資産合計	3,288,407	負債・資本合計	3,288,407

(注)各計数は、単位未満切捨て。

## 損益計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	93,779	(経常収益)	33,857
債権処理会社助成事業費		債権処理会社納付金収入	
業務推進助成金	75,671	譲受債権等回収益納付金収入	1,943
国庫納付金		資産運用収入	
譲受債権等回収益納付金	1,943	金融安定化拠出基金資産運用収入	15,712
一般管理費	453	特例業務負担金収入	344
金融安定化拠出基金繰入	15,712	金融安定化拠出基金戻入	15,746
(特別損失)		事業外収益	89
固定資産除却損	2	資産見返負担金戻入	22
		(当期損失金)	59,924
合計	93,782	合計	93,782

(注)1. 当期損失金59,924百万円は、住専法施行規則第5条第2項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

## 重要な会計方針等

- 有価証券の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法によっている。
- 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。  
有形固定資産 107百万円
- 引当金の計上基準
  - 退職給与引当金  
役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。
  - 金融安定化拠出基金  
債権処理会社への出資、円滑な業務の遂行のための助成金の交付等に充てるため、住専法第9条第1項の規定により、特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関等が拠出する拠出金及び同条第2項の規定により、その運用によって生じた利子収入等を計上している。
- その他財務諸表作成のための重要な事項
  - 消費税の会計処理方法  
税込方式によっている。
  - 収益・費用の計上基準  
発生主義によっている。

(6) 経営基盤強化勘定

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	56	(流動負債)	6,000
現金・預金	56	短期借入金	6,000
未収収益	0	未払金	0
未収金	0	未払費用	0
(固定資産)	6,000	(固定負債)	
有形固定資産	0	退職給与引当金	0
建物	0		
工具・器具・備品	0	(負債合計)	6,001
投資その他の資産	6,000		
協定銀行貸付金	6,000	(剰余金)	55
敷金・保証金	0	繰越欠損金	42
		当期利益金	98
		(資本合計)	55
資産合計	6,057	負債・資本合計	6,057

(注)各計数は、単位未満切捨て。

損益計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)	23	(経常収益)	121
一般管理費	20	協定銀行納付金収入	118
事業外費用		協定銀行貸付金利息収入	2
借入金利息	2	事業外収益	0
(当期利益金)	98		
合計	121	合計	121

(注) 1. 当期利益金98百万円は、預金保険機構の金融機関等経営基盤強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令第4条第1項の規定により次期の積立金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 0百万円

2. 引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

## (7) 産業再生勘定

## 貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	20	(流動負債)	
現金・預金	20	未払金	0
未収金	0	(固定負債)	49,787
(固定資産)		金融機関等拠出金	49,787
産業再生機構株式	49,757	退職給与引当金	0
		(負債合計)	49,787
		(欠損金)	9
		繰越欠損金	4
		当期損失金	4
		(資本合計)	9
資産合計	49,777	負債・資本合計	49,777

(注)各計数は、単位未満切捨て。

## 損益計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
(経常費用)		(経常収益)	
一般管理費	4	事業外収益	0
		(当期損失金)	4
合計	4	合計	4

(注)1. 当期損失金4百万円は、株式会社産業再生法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令第3条第2項の規定により次期の繰越欠損金として整理する。

2. 各計数は、単位未満切捨て。

## 重要な会計方針等

## 1. 引当金の計上基準

## 退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

## 2. その他財務諸表作成のための重要な事項

## (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

## (2) 収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

( 8 ) 金融機能強化勘定

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
	該当	なし	
資産合計		負債・資本合計	

損益計算書

(自平成16年8月1日 至平成17年3月31日)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	該当	なし	
合計		合計	

## 4 . 統計資料

(第1表)

### 年度別収支状況

(一般勘定)

(単位：百万円)

年 度	収 入			支 出	差引剰余金	責 任 準 備 金 ( 年 度 末 )
	保 険 料	特例業務基金 受 入 れ	その他共計			
昭和46年度	2,800	-	3,090	23	3,066	3,066
47	4,560	-	5,030	43	4,987	8,053
48	5,638	-	6,369	40	6,328	14,381
49	6,364	-	7,563	57	7,505	21,887
50	7,214	-	8,958	61	8,896	30,784
51	8,402	-	10,739	69	10,670	41,454
52	9,401	-	12,252	78	12,174	53,629
53	10,571	-	14,024	105	13,919	67,548
54	11,818	-	16,084	95	15,988	83,536
55	12,767	-	18,392	104	18,288	101,825
56	13,631	-	20,314	127	20,187	122,012
57	20,107	-	28,209	119	28,090	150,103
58	21,624	-	31,519	123	31,396	181,500
59	23,232	-	34,769	118	34,650	216,151
60	25,274	-	38,569	134	38,435	254,586
61	40,739	-	55,236	140	55,096	309,683
62	44,195	-	62,015	155	61,860	371,543
63	48,759	-	68,021	143	67,878	439,421
平成元年度	53,757	-	74,333	146	74,187	513,608
2	60,381	-	87,944	156	87,788	601,396
3	63,202	-	95,154	166	94,987	696,384
4	63,149	-	94,411	20,169	74,241	770,626
5	63,792	-	96,081	46,137	49,944	820,570
6	64,972	-	98,140	42,680	55,459	876,030
7	66,643	-	111,581	601,033	489,452	386,578
8	461,992	-	532,743	1,314,428	781,684	395,106
9	462,956	-	464,317	163,228	301,089	94,017
10	465,003	1,199,232	1,675,820	2,769,430	1,093,610	1,187,627
11	480,736	3,645,679	4,216,932	4,926,059	709,127	1,896,755
12	482,837	3,640,683	4,204,983	5,453,792	1,248,809	3,145,565
13	511,087	667,547	1,288,209	1,940,875	652,666	3,798,231
14	509,944	1,589,874	2,502,074	2,710,347	208,273	4,006,504
15	522,106	-	742,728	230,070	512,657	3,493,847
16	529,386	-	656,581	139,782	516,798	2,977,048

(注) 1 . 平成8年度の計数は勘定間収支を除く、一般勘定、一般金融機関特別勘定及び信用協同組合特別勘定の合計。

2 . 平成9年度から平成14年度までの計数は勘定間収支を除く、一般勘定及び特例業務勘定の合計。

3 . 各計数は単位未満切捨て

(第2表)

## 被保険預金残高と責任準備金の推移

(単位：億円、%)

年度末	対象金融機関預金残高			責任準備金	
	総預金	被保険預金	総預金に対する比率	金額	被保険預金に対する比率
昭和46年度	811,947	722,530	89.0	30	0.004
47	1,028,333	908,635	88.4	80	0.009
48	1,163,127	1,041,867	89.6	143	0.014
49	1,298,390	1,166,315	89.8	218	0.019
50	1,506,295	1,361,978	90.4	307	0.023
51	1,694,104	1,536,362	90.7	414	0.027
52	1,898,729	1,720,021	90.6	536	0.031
53	2,134,168	1,929,421	90.4	675	0.035
54	2,355,713	2,098,222	89.1	835	0.040
55	2,551,411	2,271,848	89.0	1,018	0.045
56	2,853,013	2,513,458	88.1	1,220	0.049
57	3,051,152	2,703,014	88.6	1,501	0.056
58	3,314,905	2,904,025	87.6	1,815	0.062
59	3,623,851	3,159,278	87.2	2,161	0.068
60	4,077,602	3,391,086	83.2	2,545	0.075
61	4,538,455	3,667,093	80.8	3,096	0.084
62	5,159,521	4,047,485	78.4	3,715	0.092
63	5,946,267	4,463,968	75.1	4,394	0.098
平成元年度	6,852,420	5,015,977	73.2	5,136	0.102
2	7,034,589	5,266,860	74.9	6,013	0.114
3	6,949,005	5,262,427	75.7	6,963	0.132
4	6,950,136	5,316,070	76.5	7,706	0.145
5	7,049,752	5,414,448	76.8	8,205	0.152
6	7,103,498	5,557,112	78.2	8,760	0.158
7	7,176,043	5,506,005	76.7	3,865	0.070
8	7,134,798	5,512,708	77.3	3,951	-
9	7,057,720	5,563,935	78.8	940	-
10	7,032,599	5,727,299	81.4	11,876	-
11	6,983,820	5,757,174	82.4	18,967	-
12	7,288,638	6,115,127	83.9	31,455	-
13	7,185,434	6,093,748	84.8	37,982	-
14	7,085,972	6,225,563	87.9	40,065	-
15	7,098,112	6,272,579	88.4	34,938	-
16	7,201,452	6,345,046	88.1	29,770	-

(注)1. 総預金は、預金（定期積金、掛金、金銭信託、外貨預金等を含む）と譲渡性預金の合計額。

2. 被保険預金は、総預金から預金保険法施行令3条及び3条の2の各号の預金等を控除した預金額（平成15年度分より、預金保険法69条の2に基づく特定決済債務を加算した額）。

3. 対象金融機関残高は、第1回納付時に提出された保険料計算書の額を記載。また、保険料算出の対象となる預金残高は、平成13年度分より末残から平残に移行。

4. 平成8年度の責任準備金の額は一般勘定、一般金融機関特別勘定及び信用協同組合特別勘定の合計額。

5. 平成9年度から平成14年度までの責任準備金の額は一般勘定、特例業務勘定の合計額。

(第3表) 業態別被保険預金残高の推移

計算対象年度	銀			行		
	都 銀	地 銀	地 銀	信託 銀	長 信 銀	その他共計
昭和46年度	291,887	155,820	72,288	75,116	12,637	607,750
47	361,652	197,881	92,459	94,890	17,161	764,045
48	390,376	234,971	112,806	107,608	19,287	865,050
49	422,095	265,368	130,193	123,123	20,553	961,334
50	492,275	309,839	150,886	144,659	24,935	1,122,596
51	549,675	349,357	168,818	168,873	27,538	1,264,263
52	616,978	392,214	189,451	191,583	28,495	1,418,723
53	680,346	447,170	216,149	216,163	29,437	1,589,268
54	716,846	495,561	238,518	235,449	30,907	1,717,282
55	775,501	534,743	257,619	254,979	32,884	1,855,727
56	858,768	594,977	284,712	280,850	35,043	2,054,352
57	909,629	640,991	305,732	314,175	36,305	2,206,833
58	980,934	683,330	324,447	347,616	38,164	2,374,493
59	1,075,850	762,326	331,951	375,228	41,284	2,586,642
60	1,170,486	799,476	344,605	379,637	41,196	2,735,402
61	1,288,293	866,218	370,452	398,136	41,726	2,964,827
62	1,459,750	959,959	400,190	413,042	46,898	3,279,841
63	1,589,598	1,072,074	441,791	460,638	51,540	3,615,643
平成元年度	1,802,093	1,201,684	479,043	503,841	63,691	4,050,355
2	1,848,995	1,252,643	507,226	551,850	56,579	4,217,296
3	1,751,883	1,291,490	516,815	571,262	43,776	4,175,226
4	1,691,690	1,332,504	527,077	593,789	44,691	4,189,754
5	1,696,570	1,370,506	538,795	598,415	43,472	4,247,760
6	1,724,138	1,426,305	557,946	586,288	45,403	4,340,712
7	1,707,172	1,446,151	558,640	528,250	45,475	4,286,763
8	1,687,664	1,471,323	558,179	519,235	45,667	4,282,069
9	1,722,444	1,506,152	555,491	494,825	45,878	4,324,884
10	1,785,083	1,547,720	589,905	494,454	50,901	4,468,119
11	1,814,901	1,604,219	539,327	484,961	45,825	4,489,267
12	1,931,006	1,743,598	559,177	487,942	70,167	4,792,292
13	2,001,671	1,735,006	553,258	459,941	29,935	4,780,983
14	2,162,437	1,765,101	527,085	435,878	39,084	4,932,565
15	2,201,857	1,734,728	538,755	420,536	43,185	4,944,609
16	2,242,335	1,771,588	521,797	401,455	-	4,989,792

(注)地銀 は、第二地方銀行協会加盟の地方銀行で、平成3年度までは相互銀行を含む。

昭和62年度までは相互銀行の計数。平成12年度から信金中央金庫等が対象に加わった。

長信銀は平成16年度からその他共計に記載。

納付時期は、計算対象年度の翌年度。

(単位：億円)

信 金	信 組	労 金	連合会	合 計	年 度 末
91,606	23,172	-	-	722,530	昭和46年度
116,029	28,560	-	-	908,635	47
141,955	34,861	-	-	1,041,867	48
163,468	41,512	-	-	1,166,315	49
190,080	49,301	-	-	1,361,978	50
216,394	55,704	-	-	1,536,362	51
239,440	61,857	-	-	1,720,021	52
270,837	69,315	-	-	1,929,421	53
303,716	77,223	-	-	2,098,222	54
331,628	84,492	-	-	2,271,848	55
366,036	93,070	-	-	2,513,458	56
394,910	101,270	-	-	2,703,014	57
420,747	108,784	-	-	2,904,025	58
456,069	116,566	-	-	3,159,278	59
484,121	123,722	47,840	-	3,391,086	60
519,093	131,878	51,294	-	3,667,093	61
567,384	145,514	54,745	-	4,047,485	62
625,745	163,494	59,085	-	4,463,968	63
709,725	191,724	64,171	-	5,015,977	平成元年度
767,348	213,072	69,142	-	5,266,860	2
798,761	214,737	73,702	-	5,262,427	3
829,330	218,542	78,443	-	5,316,070	4
857,354	225,885	83,448	-	5,414,448	5
896,321	231,583	88,494	-	5,557,112	6
912,241	215,127	91,873	-	5,506,005	7
925,522	209,762	95,353	-	5,512,708	8
937,257	200,987	100,805	-	5,563,935	9
961,186	192,674	105,319	-	5,727,299	10
973,718	184,403	109,784	-	5,757,174	11
1,022,015	178,539	117,096	5,185	6,115,127	12
1,017,477	165,993	123,038	6,256	6,093,748	13
1,009,185	145,628	130,887	7,295	6,225,563	14
1,034,420	150,156	135,272	8,119	6,272,579	15
1,053,286	153,993	138,994	8,979	6,345,046	16

(第4表)

## 預金保険対象金融機関数の推移

年度末	銀			行			信金	信組	労金	連合会	合計**
	都銀	地銀	地銀*	信託銀	長信銀	その他共計					
昭和46年度	14	61	71	7	3	156	483	524			1,163
47	14	63	72	7	3	159	484	508			1,151
48	13	63	72	7	3	158	484	498			1,140
49	13	63	72	7	3	158	476	492			1,126
50	13	63	72	7	3	158	471	489			1,118
51	13	63	71	7	3	157	469	488			1,114
52	13	63	71	7	3	157	468	490			1,115
53	13	63	71	7	3	157	466	486			1,109
54	13	63	71	7	3	157	462	484			1,103
55	13	63	71	7	3	157	461	476			1,094
56	13	63	71	7	3	157	456	474			1,087
57	13	63	71	7	3	157	456	469			1,082
58	13	63	71	7	3	157	456	469			1,082
59	13	64	69	7	3	156	456	462			1,074
60	13	64	69	11	3	160	456	449			1,065
61	13	64	68	16	3	164	455	447	47		1,113
62	13	64	68	16	3	164	455	440	47		1,106
63	13	64	68	16	3	164	455	419	47		1,085
平成元年度	13	64	68	16	3	164	454	415	47		1,080
2	12	64	68	16	3	163	451	408	47		1,069
3	11	64	68	16	3	162	440	398	47		1,047
4	11	64	66	16	3	160	435	394	47		1,036
5	11	64	65	21	3	164	428	384	47		1,023
6	11	64	65	23	3	167	421	374	47		1,009
7	11	64	65	30	3	174	416	370	47		1,007
8	10	64	65	33	3	176	410	364	47		997
9	10	64	64	33	3	176	401	352	47		976
10	9	64	61	34	3	173	396	323	41		933
11	9	64	60	33	3	171	386	292	41		890
12	9	64	57	31	3	167	372	281	40	3	863
13	7	64	56	29	3	164	349	247	21	3	784
14	7	64	53	27	2	158	326	191	21	3	699
15	7	64	50	27	2	155	306	181	13	3	658
16	7	64	48	27	1	154	298	175	13	3	643

\* 地銀は、第二地方銀行協会加盟の地方銀行で、平成3年度までは相互銀行を含む。

昭和62年度までは相互銀行の計数。

\*\* 合計には、金融整理管財人による管理処分を受けた先を含む。

## 5 . 組織、機構

### ( 1 ) 運営委員会委員、役員等一覧

平成 1 7 年 7 月 1 3 日現在

#### 運営委員会委員

委員長（理事長）	永田 俊一
委員〈五十音順〉	網代良太郎（社団法人全国信用組合中央協会会長）
同	鏡味 徳房（社団法人第二地方銀行協会会長）
同	瀬谷 俊雄（社団法人全国地方銀行協会会長）
同	長野 幸彦（社団法人全国信用金庫協会会長）
同	成田 正路（日本たばこ産業株式会社監査役）
同	前田 晃伸（全国銀行協会会長）
同	吉井 毅（新日本製鐵株式会社常任顧問）
同	吉野 直行（慶應義塾大学経済学部教授）
理事	松田 京司
同	篠原 興
同	廣瀬 權
同	長島 裕

#### 役員

理事長	永田 俊一
理事	松田 京司
同	篠原 興
同	廣瀬 權
同	長島 裕
監事（非常勤）	高橋 瞳

#### 機構幹部職員

総務部長	林 藤樹
財務部長	秋山 和美
金融再生部長	吉川 元康
預金保険部長	増川 道夫
特別業務部長	大野 重國
検査部長	中澤 健
大阪業務部長	狩野 省市

(2) 役職員別定員の推移

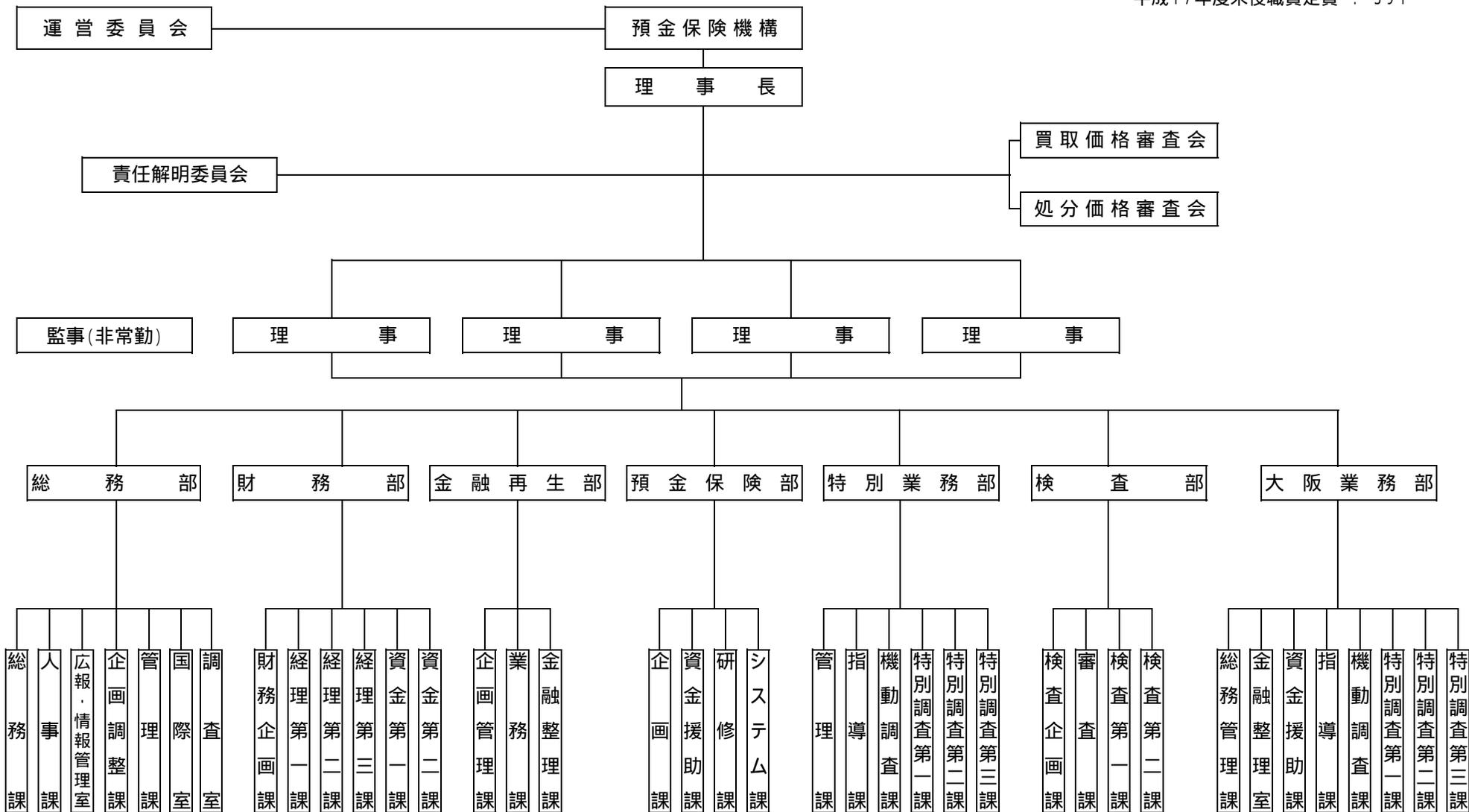
年度	役員				職員						対前年度 増減	備考
	理事長	理事	監事	計	事務局長	部長	次長	課長	調査役等	計		
46.7 設立	(1)	1	(1)	1	1	0	0	0	10	11	-	
50	(1)	1	(1)	1	1	0	2	0	7	10	1	
51	(1)	1	(1)	1	1	0	2	0	7	10	-	
52	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	2	
53	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
54	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
55	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
56	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
57	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
58	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
59	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	7	12	-	
60	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	8	13	1	
61	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	8	13	-	
62	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	1	
63	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
元	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
2	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
3	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	-	
4	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	1	
5	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	-	
6	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	9	14	1	
7	(1)	1	(1)	1	1	0	4	0	10	15	1	
8	1	3	(1)	4	0	4	11	10	94	119	107	
9	1	3	(1)	4	-	7	11	14	155	187	68	
10 当初 変更後	1	3	(1)	4	-	8	14	27	239	288	101	
	1	4	(1)	5	-	10	16	29	278	333	147	
11	1	4	(1)	5	-	11	16	31	275	333	1 1	増員1、定削1
12	1	4	(1)	5	-	11	16	34	292	353	2 1 1	増員21、定削1
13	1	4	(1)	5	-	11	16	34	320	381	3 2 4	増員32、定削4
14	1	4	(1)	5	-	13	16	34	346	409	3 2 4	増員32、定削4
15	1	4	(1)	5	-	13	17	37	331	398	4 0 5 1	増員40、定削等51
16	1	4	(1)	5	-	14	16	39	328	397	1 8 1 9	増員18、定削等19
17	1	4	(1)	5	-	14	16	38	318	386	0 1 1	増員0、定削等11

1. ( )外書は非常勤

2. 部長には副部長、審議役、課長には室長、調査役等には総括調査役、上席調査役、主任、課員を含む。

(3) 組織図(平成17年7月1日現在)

平成17年度末役職員定員 : 391



## (付1) 預金保険機構オープンハウスのプログラム及び参加者

### 1. プログラム

#### ■ 平成17年3月14日(月)

- 09:30-10:30 開会式・オリエンテーション  
開会挨拶 永田俊一 預金保険機構理事長
- 10:30-12:00 「日本の金融情勢と預金保険機構の役割の変遷」  
鈴木英明 預金保険機構総務部審議役  
玉木伸介 預金保険機構財務部上席審理役
- 13:00-14:30 「平時の預金保険制度(基本事項、検査)」  
玉木伸介 預金保険機構財務部上席審理役  
鈴木英晴 預金保険機構検査部上席検査役
- 14:45-17:15 「システミック危機への対応手法の進化(一時措置、恒久措置)」  
西垣裕 預金保険機構総務部調査室長  
小堀敏久 預金保険機構金融再生部次長

#### ■ 3月15日(火)

- 10:00-12:00 「全額保護下における銀行破綻処理」  
田中紘一 第二日本承継銀行社長
- 13:00-14:30 「定額保護下における銀行破綻処理」  
西垣裕 預金保険機構総務部調査室長  
陶山和之 預金保険機構金融再生部上席審理役
- 14:45-16:45 「資金援助」  
西畑一哉 預金保険機構預金保険部次長

#### ■ 3月16日(水)

- 10:00-11:30 「資金調達」  
玉木伸介 預金保険機構財務部上席審理役
- 11:30-12:00 預金保険機構内見学
- 13:00-14:30 「日本の金融監督と金融改革プログラム」  
坂本正喜 金融庁総務企画局国際課長
- 15:00-17:00 「日本銀行の役割と預金保険機構との関係」  
曾我野秀彦 日本銀行国際局参事役  
小山高史 日本銀行信用機構局審議役

#### ■ 3月17日(木)

- 09:30-11:00 「不良債権回収」  
下出啓介 預金保険機構総務部次長
- 11:15-12:45 「責任追及」  
岸毅 預金保険機構特別業務部総括調査役
- 12:45-14:00 講評・総括
- 18:00-18:30 閉会式 閉会挨拶 永田俊一 預金保険機構理事長



## 2. 参加者<国名アルファベット順>

- ・ アルジェリア中央銀行 (Bank of Algeria)  
(Mr.) Choai El-Hassar 副総裁
- ・ ブラジル預金保険基金 (Fundo Garantidor de Creditos-FGC)  
(Mr.) Antonio Carlos Bueno 総裁
- ・ カナダ預金保険公社 (Canada Deposit Insurance Corporation)  
(Mr.) David Walker 政策／国際局長
- ・ 中国人民銀行 (The People's Bank of China)  
(Mr.) Hai Bo Yan 金融安定局副局長
- ・ 香港金融管理局 (Hong Kong Monetary Authority)  
(Ms.) Fiona L.S. Lam 銀行開発部課長
- ・ ハンガリー国家預金保険基金 (National Deposit Insurance Fund of Hungary)  
(Mr.) Andras Fekete-Gyor 副総裁
- ・ インド準備銀行 (Reserve Bank of India)  
(Mr.) Rabindra Kumar Acharya 預金・信用保証局副局長
- ・ インドネシア財務省 (Ministry of Finance)  
(Mr.) Indomen Saragih 年金局長 他 3 名
- ・ ヨルダン預金保険公社 (Jordan Deposit Insurance Corporation)  
(Mr.) Mohammed Al-Jafari 部長
- ・ カザフスタン預金保険公社 (Kazakhstan Deposit Insurance Corporation)  
(Ms.) Saule Shenol 副部長
- ・ 韓国預金保険公社 (Korea Deposit Insurance Corporation)  
(Mr.) Sang Keun Jin 中小金融機関リスク管理部長 他 2 名
- ・ マレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia)  
(Mr.) Besah Yahaya 預金保険部長 他 3 名
- ・ メキシコ預金保険公社 (Instituto para la Proteccion al Ahorro Bancario)  
(Mr.) Leon Barri Colin 銀行保険部長 他 2 名
- ・ ナイジェリア預金保険公社 (Nigeria Deposit Insurance Corporation)  
(Mr.) Peter Umoh 理事 他 1 名
- ・ フィリピン中央銀行 (Banko Sentral ng Pilipinas)  
(Mr.) Alberto Reyes 副総裁
- ・ ポーランド預金保険基金 (Bank Guarantee Fund)  
(Mr.) Marek Pyla 理事 他 1 名
- ・ ロシア連邦預金保険公社 (State Corporation "Deposit Insurance Agency")  
(Mr.) Alexey Abramov 預金保険部長 他 1 名
- ・ シンガポール金融管理局 (Monetary Authority of Singapore)  
(Mr.) Siang Boon Goy 政策部上席分析官
- ・ 台湾中央預金保険公社 (Central Deposit Insurance Corporation)  
(Mr.) Jiunn-Jian Chen 業務部長
- ・ タイ中央銀行 (Bank of Thailand)  
(Ms.) Swangchit Chaiyanwat 総裁補佐 他 2 名
- ・ トルコ預金保険基金 (Savings Deposit Insurance Fund of Turkey)  
(Mr.) Sakir Ercan Gul 副総裁 他 6 名
- ・ 連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)  
(Mr.) Arthur J. Murton 保険・調査局長 他 1 名
- ・ ベトナム預金保険公社 (Deposit Insurance of Vietnam)  
(Mr.) Mai Minh De 理事

<合計 23 機関／45 名>

## (付2) 国際預金保険協会 (IADI) 参加機関一覧

(平成17年3月31日現在)

・正会員 (預金保険機関: 35カ国/地域-36機関)

アジア	(1) 日本: Deposit Insurance Corporation of Japan (2) 台湾: Central Deposit Insurance Corporation (3) ベトナム: Deposit Insurance of Vietnam (4) カザフスタン: Kazakhstan Deposit Insurance Fund JSC (5) 韓国: Korea Deposit Insurance Corporation (6) フィリピン: Philippine Deposit Insurance Corporation
北米	(7) カナダ: Autorite des marches financiers (Quebec) (8) カナダ: Canada Deposit Insurance Corporation (9) 米国: Federal Deposit Insurance Corporation
中南米	(10) トリニダード・トバゴ: Deposit Insurance Corporation (11) バハマ: Deposit Insurance Corporation, Central Bank of The Bahamas (12) ベネズエラ: Fondo de Garantia de Depositos y Proteccion Bancaria (13) コロンビア: Fondo de Garantias de Instituciones Financieras (14) ペルー: Fondo de Seguro de Depositos (15) ブラジル: Fundo Garantidor de Creditos (16) エルサルバドル: Instituto de Garantia de Depositos (17) メキシコ: Instituto para la Proteccion al Ahorro Bancario (18) ジャマイカ: Jamaica Deposit Insurance Corporation (19) アルゼンチン: Seguro de Depositos Sociedad Anonima
欧州、中・東欧	(20) アルバニア: Albanian Deposit Insurance Agency (21) ブルガリア: Bulgarian Deposit Insurance Fund (22) ルーマニア: Deposit Guarantee Fund in the Banking System (23) ロシア: Deposit Insurance Agency (24) ボスニア・ヘルツェゴビナ: Deposit Insurance Agency of Bosnia and Herzegovina (25) チェコ: Deposit Insurance Fund Czech Republic (26) フランス: Fonds de Garantie des Depots (27) ハンガリー: National Deposit Insurance Fund of Hungary (28) スウェーデン: Swedish Deposit Guarantee Board (29) ウクライナ: The Deposit Insurance Fund
中近東・アフリカ	(30) モロッコ: Bank Al-Maghrib, Fonds Collectif de Garantie des Depots (31) タンザニア: Deposit Insurance Board of Tanzania (32) ジンバブエ: Deposit Protection Board (33) ケニア: Deposit Protection Fund Board (34) ヨルダン: Jordan Deposit Insurance Corporation (35) ナイジェリア: Nigeria Deposit Insurance Corporation (36) トルコ: Savings Deposit Insurance Fund

・ 準会員（アソシエイト・メンバー - 預金保険制度を設立予定の政府・機関及び  
セーフティーネット制度の一部を構成する機関等 - : 8 カ国 / 地域-8 機関）

アジア	(1) フィリピン : Bangko Sentral ng Pilipinas (2) マレーシア : Bank Negara Malaysia (3) モンゴル : Bank of Mongolia (4) タイ : Bank of Thailand (5) 香港 : Hong Kong Monetary Authority (6) シンガポール : Monetary Authority of Singapore
欧州・アフリカ	(7) アルジェリア : Bank of Algeria (8) 南アフリカ : The National Treasury

・ オブザーバー（関連企業、その他 : 2 カ国-3 機関）

北米	(1) BearingPoint LLC. (米国) (2) Deloitte & Touche (カナダ) (3) Goodmans LLP (カナダ)
----	---

・ パートナー（国際機関等 : 6 機関）

(1) Asian Development Bank
(2) European Bank for Restructuring and Development
(3) European Forum of Deposit Insurers
(4) International Monetary Fund
(5) The SEACEN Centre
(6) The Toronto International Leadership Centre for Financial Sector Supervision

#### 加盟機関総数

分類	国/地域数	機関数
正会員	35 ケ国/地域	36 機関
準会員	8 ケ国/地域	8 機関
オブザーバー	2 ケ国	3 機関
パートナー		6 機関
合計	42 ケ国/地域 (注)	53 機関

(注) 重複加盟している国/地域があるため、合計は一致しない。

(参考) 常設委員会及び地域委員会

#### 常設委員会

トレーニング・コンファレンス委員会  
リサーチ・ガイダンス委員会  
メンバーシップ・コミュニケーション委員会  
ファイナンス・プランニング委員会  
ガバナンス委員会  
監査委員会

#### 地域委員会

アジア地域委員会  
アフリカ地域委員会  
カリブ地域委員会  
ユーラシア地域委員会  
ラテンアメリカ地域委員会  
ヨーロッパ地域委員会

## (付3) 海外調査団等、参加国際会議・訪問関係機関、海外技術支援

### 海外調査団等受入状況

日付	来日者・機関	備考
平成16年5月10日	英国 Loughborough 大学教授	金融改革調査
平成16年5月11日	IMF	4条協議
平成16年5月25日	中国長城資産管理公司	
平成16年6月10日	韓国預金保険公社(副総裁他)	
平成16年7月21日	中国人民銀行(金融安定局)	
平成16年8月11日	ウズベキスタンの政府等職員	財務省「ウズベキスタン金融財政アガミ夏期セミナー」
平成16年9月14・16日	韓国預金保険公社(調査部)	
平成16年9月16日	ハトナム イバースト	
平成16年9月29日	中央アジア・コーカサス地域の政府・中央銀行職員	JICA「中央アジア・コーカサス地域財政金融コース」
平成16年11月12日	台湾行政院金融監督管理委員会(銀行局長他)	
平成17年1月25日	モンゴル中央銀行	
平成17年2月9日	ASEAN 諸国の政府・中央銀行職員	JICA「金融制度強化セミナー」
平成17年2月24日	タイ財務省	財務省/JICA「タイ金融監督制度改革支援研修」
平成17年2月25日	中央アジア諸国の中央銀行職員	日本銀行/JICA「体制移行国金融セミナー」
平成17年3月8日	中国人民銀行(副行長他)	
平成17年3月10日	IMF(通貨・金融システム局長)	

### 国際会議参加及び関係機関訪問等

日付	目的	場所
平成16年4月26日 ~30日	国際預金保険協会(IADI) 第6回業務執行委員会	スイス(バーゼル)
平成16年8月5日 ~6日	国際預金保険協会(IADI) 第7回業務執行委員会	フランス(パリ)
平成16年9月6日 ~15日	NY連銀、連邦預金保険公社、 カナダ預金保険公社等訪問	米国(ニューヨーク、ワシントンDC)、 カナダ(オタワ)
平成16年9月23日	台湾中央預金保険公社主催セミナー (講師派遣)	台湾(台北)
平成16年10月23日 ~29日	国際預金保険協会(IADI) 第3回年次総会、第8・9回業務執行委員会	スイス(ブルネン)
平成16年11月18日 ~19日	韓国預金保険公社主催研究会 (講師派遣)	韓国(ソウル)
平成17年1月12日 ~14日	国際預金保険協会(IADI) ガバナンス委員会	スイス(バーゼル)
平成17年1月12日 ~14日	香港金融管理局、 ベトナム預金保険公社訪問	香港、 ベトナム(ハノイ)
平成17年2月16日 ~21日	タイ中銀、インド預金保険公社、 台湾中央預金保険公社訪問	タイ(バンコク)、インド(ムンバイ)、 台湾(台北)
平成17年2月23日 ~25日	預金保険制度調査	シンガポール、 インドネシア(ジャカルタ)

## 海外での技術支援状況

日付	相手方	内容
平成 16 年 7 月 14 日 ~ 16 日	インドネシア財務省、中央銀行他	日本の預金保険制度
平成 16 年 12 月 2 日 ~ 3 日	中国人民銀行、国務院、財政部他	日本の預金保険制度

(付4) 主要国の預金保険制度

	日本	米国	カナダ	英国	フランス	ドイツ	イタリア	韓国	台湾
預金保険機関	預金保険機構	Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC)	Canada Deposit Insurance Corporation (CDIC)	Financial Services Compensation Scheme (FSCS)	Fonds de Garantie des Depots (FGD)	The Association of German Banks 等	Fundo Interbancario di Tutela dei Depositi (FITD)	Korea Deposit Insurance Corporation (KDIC)	Central Deposit Insurance Corporation (CDIC)
設立年	1971年	1933年	1967年	1982年	1980年	1966年	1987年	1996年	1985年
性格	公的機関	公的機関	公的機関	公的機関	民間機関	官民共同運用	民間機関	公的機関	公的機関
職員数	386名	5,078名	約90名	約120名	5名(必要に応じて外部委託)	専従数名(銀行協会サポート)	約10名	708名	162名
対象金融機関	【強制加盟】 銀行(日本国内に本店のあるもの)、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会	【強制加盟】 国法銀行、連邦準備制度加盟州法銀行、連邦免許貯蓄金融機関 【任意加盟】 連邦準備制度非加盟の州法銀行、州免許貯蓄金融機関	【強制加盟】 銀行、信託会社、貸付会社	【強制加盟】 金融サービス及び市場法の下で設立された銀行及び欧州経済地域内のその支店、他の欧州経済地域域で設立された金融機関で本国の預金保護に付加するために英国制度に参加した銀行、非欧州経済地域で設立された金融機関の英国支店、建設組合、信用組合	【強制加盟】 フランス金融監督当局から許可を受けたフランスの金融機関、非欧州経済地域金融機関の在フランス支店 【任意加盟】 欧州経済地域の在フランス支店	【強制加盟】 民間商業銀行、民間建築貸付組合等 【任意加盟】 実際は、強制加盟対象金融機関全てが加盟	【強制加盟】 相互銀行を除く全ての銀行、非欧州経済地域金融機関の在イタリア支店(母国の制度で同等の保証のない場合)。 【任意加盟】 欧州経済地域金融機関の在イタリア支店	【強制加盟】 銀行(外国銀行の支店を含む)、証券会社、保険会社、商業銀行、相互貯蓄銀行	【強制加盟】 免許を受け、預金受入れを認められた全ての金融機関(郵便貯金等も含む)(外国銀行の支店を含む(母国の制度で同等の保証のない場合))
対象預金	【対象預金】 当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期積金、掛金、元本補填契約のある金銭信託(貸付信託を含む)、金融債(保護預専用商品に限る)、預金等を用いた積立・財形貯蓄商品 【対象外預金】 外貨預金、他人・架空名義預金、譲渡性預金、オプショ預金、日本銀行からの預金(国庫金を除く)、対象金融機関からの預金(確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等を除く)、預金保険機構からの預金、無記名預金、導入預金、元本補填契約のない金銭信託、金融債(保護預専用商品以外)	【対象預金】 当座預金、普通預金、市場金利連動預金、定期預金等 【対象外預金】 国債、投資信託、財務省証券、加盟金融機関の外国支店で受け入れた預金等	【対象預金】 国内で支払い可能な国内通貨建預金(当座預金、普通預金、期間5年未満の定期預金)、貸付会社発行債券、為替、支払保証小切手、旅行小切手等 【対象外預金】 外貨預金、期間5年超の定期預金、銀行発行債券、政府関連機関発行債券、TB、加盟金融機関の海外支店で受け入れた預金、ミューチャル・ファンドのなかで運用されている預金等	【対象預金】 金融サービス及び市場法で認められた英国設立の金融機関の預金、他の欧州経済地域域で設立された金融機関が本国制度の預金保護に付加するため英国制度に加盟した場合、その英国支店で受け入れた預金、非欧州経済地域で設立された金融機関の英国支店で受け入れた預金 外貨預金を含む	【対象預金】 ユーロ建及び欧州経済地域通貨建ての記名・非譲渡性の預金 【対象外預金】 他の金融機関の預金、証券会社・保険会社の預金、中央政府関係機関の預金、投資基金の預金、年金、退職基金の預金、破綻銀行のグループ会社の預金、資本、準備金、破綻銀行の経営者、個人的に責任のある株主、株式の5%以上の株主の預金、グループの他の会社と同様の責任を有する者の預金、前項の者の近親者及びその代理人、破綻銀行の財務状況の悪化をもたらした優遇金利の預金、破綻銀行の債券、無記名預金、マネーロンダリング活動からの預金等	【強制加盟制度の対象預金】 銀行、証券会社、保険会社、投資会社、公的部門、大規模・中堅規模の企業預金等を除く、通常預金および登録債券、ユーロ建て、欧州経済地域(EU15ヶ国+EFTA3ヶ国(除くスイス))通貨建ての外貨預金 【任意加盟制度の対象預金】 強制加盟制度での保護対象預金に加え、他の銀行による預金、銀行内部関係者預金等を除くすべての預金	【対象預金】 ユーロ建預金、外貨建預金 【対象外預金】 持参人私式預金、引受手形・約束手形等から生じた債務、銀行の資本や準備金、犯罪に起因する預金、地公体預金、他の銀行の金融会社、その他同じ破綻銀行グループの預金、破綻銀行経営者の預金、破綻銀行株式の5%以上を保有する株主の預金、特別に有利な条件で預入された預金(精算委員会が銀行の財務状況を損なう一因と決定した場合)	【対象預金】 銀行、相互貯蓄金融会社の預金、掛け金、保険会社の個人等からの保険料収入、証券会社の貯蓄預金、現金、投資のための預金等 【対象外預金】 中央政府、地方府の預金、中央政府、金融監督機関、KDICの預金、他の金融機関の預金、外貨預金、譲渡性預金、金融債等	【対象預金】 当座預金、普通預金、定期預金、貯蓄預金(郵便貯金を含む)、その用途が委託者により決められていない信託資金、その他財務省が付保を必要と認めた預金 【対象外預金】 外貨預金、その用途が委託者により決められている信託基金、譲渡性預金、中央政府、地方府の預金、中央銀行、他の金融機関の預金等
付保限度額	(平成17年4月より) 合算して元本1千万円とその利息等、決済用預金は全額保護(恒久措置)。	10万ドル(約10百万円、利息は内数)	6万カナダドル(約530万円、利息は内数)	3万1700ポンド(約640万円、元本のみ)	7万ユーロ(約970万円、利息は内数)	【強制加盟分】 2万ユーロ(約270万円、利息は内数)を上限とし預金者1人当たりその預金額の90%までを保護。 【任意加盟分】 強制加盟分による保護範囲を超える部分については、各銀行の直近責任自己資本の30%相当額まで保護	103,291.38ユーロ(約14百万円、利息は内数)	【銀行、証券会社、商業銀行、相互貯蓄銀行】 50百万ウォン(530万円相当、元本及び利息) 【保険会社】 満期返戻金と支払済み保険料(含む利息)のいずれか少額の方を50百万ウォンを上限に保証	100万台満ドル(約340万円、利息は内数、ただし2005年7月までは実質全額保護)
保険料率	(平成17年4月より) 定率保険料率 0.115%(決済用預金) 0.083%(一般預金等)	可変保険料率 0% - 0.27%	可変保険料率 0.02-0.16%	定率保険料率 上限0.3%	付保金融機関のリスクに基づき保険料支払額を算定 年4,000ユーロ以上	【強制加盟】 0.008%の定率保険料率。 【任意加盟分】 可変保険料率、基準料率は0.03%で、低格付け先は基準料率の最大2.5倍の料率	事後調達方式 破綻が起ると、付保預金の0.4% - 0.8%を徴収	定率保険料率 銀行: 0.1%、証券会社: 0.2%、保険会社: 0.3%、商業銀行: 0.3%、相互貯蓄銀行: 0.3%	可変保険料率 0.05%、0.055%、0.06%の3区分
その他		共同名義、信託等個人預金の別建保護制度有り	共同名義、信託勘定、退職者貯金等の別建保護制度有り	共同保険有り			相互銀行は「相互銀行預金保護基金(Garanzia dei Depositanti del Credito Cooperativo)」が同様の機能を果たす		

(注) 外国為替換算レートは2005年3月末中値。  
(注) 出所: 米国(2004年次報告書、FDICホームページ(www.fdic.gov))、カナダ(2004年次報告書、CDICホームページ(www.cdic.ca))、英国(2003/04年次報告書、FSCSホームページ(www.fscs.org.uk))、フランス(FGDホームページ(www.garantiedesdepots.fr))、ドイツ(連邦銀行協会ホームページ(www.german-banks.com))、イタリア(FITDホームページ(www.fitd.it))、韓国(2003年次報告書、KDICホームページ(www.kdic.or.kr))、台湾(2003年次報告書、CDICホームページ(www.cdic.gov.tw))、本間勝(2002)「世界の預金保険と銀行破綻処理」東洋経済新報社

( 付 5 ) 経済・金融動向

	平成16年									平成17年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鉱工業生産指数(季調済、前月比%)	2.6	-0.5	0.5	0.1	-0.3	-0.6	-1.1	1.1	-0.2	3.2	-2.3	-0.3
消費者物価指数(前年同月比)(%) (注1)	-0.2	-0.3	-0.1	-0.2	-0.2	0.0	-0.1	-0.2	-0.2	-0.3	-0.4	-0.3
完全失業率(季調済)(%)	4.7	4.6	4.6	4.9	4.8	4.6	4.6	4.6	4.5	4.5	4.7	4.5
企業倒産件数(注2)	1,236	1,089	1,078	1,123	1,097	1,090	1,124	1,064	1,109	1,022	1,014	1,140
長期金利(新発国債10年もの流通利回り)(%) (注3)	1.535	1.525	1.780	1.850	1.535	1.440	1.490	1.445	1.435	1.320	1.470	1.320
短期金利(無担O/Nコール)(%) (注3)	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.005	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.022
日経平均株価(東証225種)(円) (注3)(注4)	11,761	11,236	11,858	11,325	11,081	10,823	10,771	10,899	11,488	11,387	11,740	11,668
為替レート(ドル/円) (注3)	110.44	109.56	108.69	111.67	109.86	110.92	105.87	103.17	103.78	103.58	104.58	106.97
実質GDP(季調済、前期比%) (注5)	-0.2			-0.3			0.0			1.3		

資料出所：日本銀行、内閣府、経済産業省、総務省、東京商工リサーチ、日本相互証券

(注1) 全国、除く生鮮食品

(注2) 負債総額1,000万以上の倒産を調査・集計したもの

(注3) 月末

(注4) 円単位未満切り捨て

(注5) 2000年連鎖価格

---

平成17年8月

編集・発行 預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-12-1

新有楽町ビルヂング内

電話 03(3212)6030(代)

FAX 03(3212)6085

ホームページ <http://www.dic.go.jp>

---

非 売 品

本年報に対してのご意見、ご要望を預金保険機構までお寄せください。  
お寄せいただきましたご意見等は、今後の内容充実等のために活用させていただきます。

預金保険機構 総務部広報・情報管理室

メールアドレス：[kouhou@dic.go.jp](mailto:kouhou@dic.go.jp)

電 話：03 - 3212 - 6030